

昭和十一年二月二十二日第三種郵便物認可
昭和十一年九月二十五日發行(毎月一四二十五日發行)



月刊 列國政策彙報

第十號

(昭和十一年九月)

國際	四十時間労働週制と列國の態度……………(一)
合衆國	労働救済事業成果の批判……………(二三)
英國	新失業扶助規則……………(二七)
ソ聯邦	ソ聯邦外國貿易今後の方針……………(四〇)
蘭領印度	一九三三年より同三五年に至る蘭印の財政經濟政策……………(五〇)
佛國	佛國最近の農業政策……………(六一)
獨逸	獨逸の市町村法……………(六一)
附錄	内外新聞雜誌主要記事月報……………(九三)

內閣調查局

列國政策彙報 第十一號 目次

國際	四十時間労働週制と列國の態度……………	(一)
合衆國	労働救濟事業成果の批判……………	(三)
英國	新失業扶助規則……………	(六)
ソ聯邦	ソ聯邦外國貿易今後の方針……………	(四〇)
蘭領印度	一九三三年より三五年に至る蘭印の財政經濟政策……………	(五〇)
佛國	佛國最近の農業政策……………	(六二)
獨逸	獨逸の市町村法……………	(六三)

國 際

四十時間労働週制と列國の態度

パウロオストホルト (Dr. Paul Osthold)
デルドイチエンオルクスウィルト誌第十卷四十二號

序 論

佛蘭西と自耳義に於ける最近の情勢(後述参照)ジュネーヴの國際労働事務局の六月會議等により、いまや四十時間労働週制は、再び吾人にとり興味のある問題となつた。貨銀を減額せざる四十時間週制を、法律を以て實施せる歐洲最初の太國として、佛蘭西を第一に擧げなければならぬ。伊太利は一九三四年十月、勞資のフアシスト兩組合間に締結の協約により、四十時間労働制に先鞭をつけてゐる。併し貨銀を減額せざる主張は、伊太利の理論上支持する所であつたに拘らず、それは實現するに至らなかつた。斯くして四十時間労働制は、一九三二年以來ジュネーヴにて毎年論議されし如き理論時代を脱し、國際社會政策の現實問題となつた。斯く言ふは、四十時間制が現在の失業を緩和する手段としてのみ考へられて居るといふ意味ではない。それは多くの國に於て労働時間に關する現代の理想として、

四十時間労働週制と列國の態度

飽くまで實現に努力されてゐるのである。随つてそれは、英國の紡績労働者に對する一八四七年の十時間労働法に始まり、一九一九年にはワシントン條約による四十八時間制の國際的採用に至つた歴史の線の中に編入せらるゝに値するものである。

労働時間の新理想

獨逸労働組合の要求

一九二八年八月ハンプブルグにて開かれた獨逸労働組合大會は、永年實現のため奮闘せる四十八時間労働の理想を越えて、労働時間を更に短縮すべきことを要求した。その後労働時間短縮の要求は、獨逸國內の失業者増加により、實現の可能性が促進された。一九三〇年十月舊獨逸總同盟の聯邦委員會は、労働市場の負擔輕減を見るまで、法律を以て四十時間週制を布き、これと同時に労働新人生を就職せしむる世人一般の義務、労働者の缺員ある場合職場が之を肩出づる義務、消費される救助金を賃銀を減額せざるための支拂金に充つること等を要求した。これは頗る好機會であつた、といふのは恰も此の頃、景況觀測所と労働省の招集せる専門家委員會とが、共に四十時間週制が労働市場に及ぼす影響如何について研究して居たからである。一九三一年六月五日の緊急令は、參議院の同意を得て命令により、個々の産業、行政機關又は労働者團體に對し、労働時間法に規定せる正規の労働時間を、週四十時間までに短縮し得る権能を、政府に對して賦與した。併し獨逸の労働組合は之にて満足せず、原則的事項に關する闘争を中止し

て、四十時間制を永續的制度となす運動を開始した。

國際的論壇への登場

一九三〇年七月ストックホルムに開催の労働組合國際會議は、四十四時間週制をプログラムに掲げ、その程度で満足してゐた。然るに一九三二年四月マドリッドに開催の労働組合國際同盟委員會は、獨逸労働組合の四十時間週制に進んで賛成した。斯くしてこの問題は、二個の方面からして、國際討論の壇上に上程された。一つには労働組合が四十時間制を、労働時間の新理想を掲げたことにより、俄然國際論壇のトピックとなつたことであり、次には二三國の政府及び經濟團體が、失業者の續出を防止するため、一時の便宜的處置として、この問題を國際論壇に上せたことである。

贊成の論據

四十時間制の新要求に對する贊否の論は、あらゆる國々に於て、大體同一の論據を以て進められた。労働組合の之を要求する理由は、工業技術が現在の如く發達し、失業者が續出するからには、労働時間を短縮する以外、便法なしと言ふにあつた。併し彼等は更に要求を附け加へ、労働時間短縮により労働者の生活標準を低下せしむべからずと主張し、これまでと同額の賃銀が支拂はるゝことを要求した。この要求は次の如き購買力説に根據を置いてゐる。即ち工業技術の生産能力の其時々状態に對應する國民大衆の購買力が存在するを要すといふ購買力説である。

反對の論

前述の形式主義的労働時間短縮に反對の論者は、四十時間制により幾多の困難な事情が惹起さるゝことを述べて

四十時間労働週制と列國の態度

る。又、彼等はこれまで同一の勞賃を支拂ふことに反對し、理由として特に次の點を強調してゐる。勞賃は國民的立場の經費計算より云へば、生産費の最重要部分をなしてゐるから、従來通りの賃銀の支拂は生産費を引上げ、物價の騰貴を招來するは必然であつて、惹いて經濟的悪影響を伴ふであらう——と。個々の國のこの論戰に於ては、いろいろの特別の理由が、このほかに付け加へられてゐる。工場は生産費高騰の重壓に苦しみ、何とかして活路を見出さんとし、収益を得るため又々工場を合理化を行ふことにならう、この事は屢々力説された所である。四十時間制の形式的實施の結果、労働者は従前と同一の賃銀が貰へて、たいへん工合がよいやうだけれど、續いて起る物價騰貴のため折角のよい賃銀は、フイとなり、更にまた合理化によりて、強制的に就職し得た新労働者の一部は再び工場より放逐さるゝと言ふのである。

西班牙の反對論

西班牙の民間技師ホーゼ・サインツ氏(José Sainz)は、『經濟人誌』(Economista) (一九三二年十一月二十六日附)に論文を寄せ、四十時間労働制が同國に齎す悪影響を論じて、四十時間制の實施の結果、特に憂慮すべきは農産物の騰貴で、總輸出の七〇%を占むる農産物の輸出は危地に陥られるであらう、とその中に於て述べてゐる。

佛國雇主側の意見

佛國各地の商業會議所の會頭は、一九三二年十一月巴里に會して、四十時間労働制に反對し、若しこれが強制的に實施されるれば、次の如き結果に達すと意見が定まつた。諸工場はこれらの直接間接的負擔に、振向ける經濟的餘力なくして破産し、労働者の職場はこれのため益々縮少し、又農業労働者は大舉して都會に移り、これがため農民の困

難は加はり、農民の諸般の費用が高く嵩み、従つて食糧品の價格も騰貴するであらう。工場の事務員の數が増加し、原料品及び精製品に對する生産費が必然膨脹し、斯くして之等の諸原因が生活費を著しく引上げる。國の競争能力はこれのため大打撃を蒙らなければならない云々。

一九三三年の初め佛國の『經濟調査及通報協會』は、四十時間制の實施が工場に如何なる影響を與ふるかについて國内の雇主に廣く回答を求めた。回答の結果がモリス・ビノー氏(Maurice Binon)の手により、特別の小冊子となつて公にされた。四十時間制の經濟的影響について、雇主は如何なる見方をしてゐるかと言へば、これは商業會議所會頭等のそれと同じである。更に労働市場政策的方面の調査に基き、地方に於ける労働者の缺乏、著しき住宅難の出現、熟練工特に機械熟練工の缺乏、及び離村者の激増が、惹起さるゝであらうと豫想してゐる。最後にビノー氏は、四十時間制の實施は國家の財政と、非常に密接な關係あることを指摘し、國庫支出の増加を見越してゐる。上述の如き議論と推算とは、佛國のみでなく他の多くの國々にも、しばしば目にしまた耳にする所である。

四十時間制の實施を廻りて

四十時間制をめぐる理論上の争は、前述の如くにして、何れを是とし何れを非とするか、俄に決し難いのであるが、多くの國々に於て労働時間の短縮が、個々の工場に於ては、又は組合的協定により、又は國家の干渉により、漸次に重要性を加へ来るを、如何とも爲し得なかつた。併し一般的に見て、歐洲に於いて佛國の機先を制し、四十時間制を法律的に採用し、然かも賃銀を減額せざる國があり得たとは考へられないといふことが出来る。即ち一般に四十時間制は、經濟的に複雑な事情を伴ふものなるが故に、この問題の見透しは極めて困難であり、その實施は非常に危



險とされてゐたからである。

ダンツイヒ自由市

多くの國々は四十時間制を強制せずに、個々の工場に對しその實施を奨励し、その程度で満足してゐた。一例としてダンツイヒ自由市につき述べれば、政府は一九三二年十二月に命令を公布し、この命令によつて企業家には、現行の團體雇傭契約を變更し、労働時間を週四十時間に短縮し得る権利が與へられ、また其企業家に對し或程度の租稅輕減の恩典が與へられた。

獨 逸

獨逸に於てはラインハルト計畫 (Reinhardt-Programm) に基く注文に義務を課し、この種の注文を受けたる企業家は、労働者の勤務時間を短縮して、週四十時間とすることになつた。ヒットラーが政權を掌握せる一九三三年には四十時間労働週制に賛成の気分が、工場側に於て濃厚であつた。その主たる原因は何かと言へば、人々はヒットラー政府を助けて、迅速且つ有效にその失業征服を、完成しようとしたからである。之に反して經濟界は、ヒットラー政府は四十時間問題の形式的解決に反對だから、自分達の利益は毫も脅かされぬと信じてゐた。

一九三三年六月獨逸の代表マンズフェルト博士 (Dr. Mansfeld) は、労働會議に於て、獨逸政府の意見に據れば失業の經濟並社會的損害の克服は、新事業の創設によりてのみ、實現し得られるものと思ふと聲明した。マンズフェルト氏は更に、國際間の經濟平和は、國際的通貨及び通商關係の新安定——この問題は先年倫敦の經濟會議に上程——に基きて、初めて實現し得らると述べてゐる。

和 蘭

失業征服は豫期以上の驚くべき成功を収めたが、これは經濟界に眞に活氣の出た證據で、經濟界の當面の要求に應ずるため労働者の總動員が必要とされた。それ故ラインハルト計畫の注文に對する義務は、既に一九三四年六月に撤回されるに至つた。併しこの事に先だつて既に、労働組合により樹立された四十時間制の理想が、労働階級の見解に必しも全然一致するものではないと解すべき材料が提供されてゐる。即ちそれはマインツ市の市營企業が、一九三二年十一月に四十時間制を實施せんとしたる時、労働者側に賛成する者が一人もなかつた事である。

労働時間の短縮問題を、いづれかといへば當面對策的に取扱つた國として、和蘭と英國とを擧ぐることが出来る。和蘭にては一九三三年の初頭に、和蘭國內労働審議委員會が、四十時間労働制の實施に關する意見書を出した。該委員會も労働時間の短縮を、法律を以て一般的に規定することに、反對の意志を表明してゐる。むしろ政府は、それを行ふに適した若干の工業内にて、労働時間短縮に關する契約を任意に、締結することを奨励し、一定の場合には勞資雙方の當事者を集め、この事に關し協議せしむるやうにすべきである。なほ該意見書の中には、委員會は貸銀引下を、避け得ざるものと思ふが、併し貸銀の減少を補償するため、官廳は補助金を與ふべし、といふ事が力説してある。

英 國

英國に於ても和蘭と同じく、労働者が個々の工業部門と、労働時間短縮に關して、協議する方法を選んだ。この事はスタンレイ労働相時代に行はれ、また現労働相ブラウン氏によつても行はれた。その範圍は機械製造、鐵及鋼工業、羊毛工業、土木工業、電氣工場、漂白及染色工場、鐵道、硝子製造場、化學工場等に亘つて居る。各經濟分門固

四十時間労働週制と列國の態度

有の問題を考慮の上、労働時間を短縮することがその根本原則となつてゐるのである。

チエコスロヴァキイ

チエコスロヴァキイも産業的に局限せる労働時間短縮の方法を探つた。併し労働時間短縮が任意協定により、十分に行はれざる時には、政府は法律を以て強制的に、四十時間制を實施する事になつてゐる。墾製造、酵母工業、人絹工業、麥酒醸造、酒精蒸溜、精練工業に於て、四十乃至四十二時間労働制が實施された。併し同國の労働賃銀は低廉なるを以て、労働時間を斯く短縮すれば、賃率を當然多少引上げる必要があつた。併し減少賃銀の全額を拂ふことにはならなかつた。

北米合衆國

北米合衆國に於て労働時間は、産業復興法に基く競業取締命令中に、規定されてあるけれども、矢張り形式的四十時間労働制を、單純に其儘採用しなかつた。併しながら四十時間制が個々の競業取締命令に對して、規準となれることは否定し得ない。競業取締命令は何れも、労働時間の點に關しては、常に或る程度の多様性を示してゐるが、矢張り従前と同額の賃銀を拂ふことにはなつてゐない。經濟復興に關する聯邦法律が、最高法院の言渡により廢止されて以來、平均労働時間は速に増加して來た。また賃銀引下運動も忽ち目的を達成するに至つた。

伊太利と佛蘭西

伊 太 利

前述の如く伊太利と佛蘭西は斷乎、四十時間労働制を採用してゐる。伊太利に於てはムソリーニ氏自身が、四十時間労働制のために斡旋し、國際聯盟にも四十時間制案を提出したが、特別委員會にて握潰の運命に會つた。國際労働會議にても伊太利は一九三三年以來、四十時間制の國際的採用の提議者となつてゐる。ムソリーニ氏が、一九三四年七月、國際的新聞雜誌に論文を寄せ、四十時間労働制を大いに辯護し、又「ジュネーヴの延期戦術」を攻撃したるは、少數の讀者の記憶さるゝ所であらう。

併しその伊太利もさう簡單に、政府の立法的手段に訴ふる事をせず、勞資雙方のフアシヨ的中央組合間の一九三四年十月十一日附協定により、目的を達成する方法を探つてゐる。この協定に基き四十時間労働週制は、賃銀賠償なしに採用されねばならなかつた。多數家族を扶養すべき労働者で、四十時間制實施のために、収入の減少する者が出て來る。これらの労働者には家族手当が支給される事になつた。その基金は雇主と労働者が、一定の分擔率により、又労働時間を參酌の上、醸出することになつてゐる。

フアシスト大委員會は、一九三五年二月十六日の會議に於て、この新協定を大いに歓迎し、伊太利は四十時間制の國際的採用を待たずに、但し「實行の可能なる所」に於て、嚴重に實施することを決議した。十月十一日の協定は一九三五年四月十六日に満了となつた。そこで組合大臣は勞資雙方の組合に對し、從來の如き期限日附協定でなく、常時的協定を締結することを命じた。而してフアシスト大委員會の上記の決議の實施のため、會議にて討議された新處置が採らるゝまでこの常時的協定が延期さるゝ事となつた。この協定に據れば一週間の労働時間は、非繼續的労働に對して四十時間、繼續的労働に對して四十二時間となつてゐる。組合省次官ランティニ氏(Lentini)は、一九

三五年三月下院に於て答辯して、四十時間制の實施の結果三箇月間に、二十萬人の労働者が再就職した、と聲明した。一九三五年十二月にフアシスト商人總體組合とフアシスト商業使用人總體組合との間に同様の協定が新に結ばれた。四十時間労働週制は、技術並經濟的條件の許す限り實施されなければならない。伊太利に於ては法律的四十時間制は實施されてない譯である。

佛蘭西

最近佛蘭西は六月二十六日附の法律を以て、勞資全額賠償附の四十時間制を實施し、四十時間制の實現に最も果斷なる道を選んだ。法律の適用範圍は廣汎であるが、首相ブルム氏の説明に従へば、實際に於て適用範圍は、伸縮自在であるべきである。従つて六月二十六日の法律は、四十時間週制の實施方法を、職業又は工業別にし、全國又は一部地方に對し、内閣會議の特別命令を以て、決定すと規定してゐる。實施方法の決定に當りては、國民經濟審議會の當該職業代表者が、これに對して述べたる意見を、十分考慮に加へなければならぬ。労働省の通告に據れば政府は、鑛山業、紡織工業、建築業及び金屬工業に對して、この特別命令を發する準備中である。雇主及び労働組合の代表者は、一箇月内にこれに關して、意見を上申しなければならぬ。其他、農業はこの法律の適用を免れ、之に反し地下鑛山労働に對しては、ジュネーヴの提案に基き、労働者の在坑時間を、一週三十八時間四十分分に制限してゐる。後者の時間制限に關する規準は、内閣會議の命令にて定めらるる。

白耳義

佛蘭西の例に倣へるは白耳義あるのみである。即ち政府提出の四十時間制法案が、六月二十七日下院にて可決され

た。この法案は四十時間制を、工業に對して漸次に、實施せんとするものである。この法案の討議の際、共產主義者や王制主義者は、四十時間制の即時實施を主張したけれど、この修正案は否決された。有給年次休暇及び労働組合團結權に關する法律も、四十時間労働週法可決の日に可決された。

瑞西・印度・西班牙及び和蘭

瑞西は白耳義と著しく異なる態度を執つてゐる。瑞西の議會は六月十八日、前年國際労働會議にて採擇の四十時間制に關する協約の批准を否決した。

印度の議會も瑞西と殆ど同時に、四十時間労働制協約の批准を否決した。國際労働事務局提出のこの協約は、印度の情勢に適合せずといふ理由にて、それが否決されたのである。

西班牙國も亦鑛山地下労働者に對するジュネーヴの提案を尊重しなかつた。即ち、鑛山地下労働者に對しては四十時間、鑛山地上労働者に對しては四十四時間、と労働時間を定めたる法律を六月末に公布してゐる。

和蘭の鑛山労働者組合は六月二十日、鑛山労働者に對して、賃銀全額賠償附の四十時間制を、實施せよと要求してゐる。六月十五日アムステルダム金の剛石工業の掘工に對しては四十時間制が採用された。

結語

本年の國際労働會議に於ける、四十時間制に對する反響如何、について最後に述べるであらう。四十時間労働制の實際的採用の考は、先づ放棄されたと言ふてよい。諸國の政府と労働團體から、これに對し反對があり、採擇されなかつたからである。個々の工業分門に對し、國際的に勸告する企も、更に効果を齎らさなかつた。高層並地下建築、鐵

並鋼工業及び採炭鑛業に關する諸協約は、最後の讀會に於て惜しくも否決された。紡織工業及び高層竝地下建築に關しては、明年新に討論が行はるゝであらう。これらに關する審議を短縮し、本年の採決を以て終局的決定と見做す、といふ雇主側の提案は否決された。政府より融資又は補助さるゝ土木事業に關して、四十時間制採用の新協約が採擇されたのみである。獨逸、日本、及び伊太利等の諸國の熱心な協力なき國際勞働會議は、手足のなき胴體に等しいと言つてよから、その性質上大なる困難を覺悟すべき四十時間制實現の爲、平坦なる道を開拓すべく益々無能力なることを銘記せねばならぬ。

獨逸に於ける最初の勞働者保護法と見るべきものは、一八三九年、プロイセンに於いて發布せられた、工場に於ける少年勞働に關する規定である。即ち同年三月九日付取締規則は、工場、鑛山及精練場に九才以下の兒童の雇用を禁じ、十六才以下の少年に對する一日勞働時間の最高限度を十時間と定め、且つ夜間、日曜及祝祭日の少年勞働を禁じ、次いで一八五三年五月十六日の法律を以て、十二才より初めて工場勞働に就くことを許可した。本文に見るが如く四十時間勞働週が殆んど世界の通念となつた今日より回顧すれば正に隔世の感があると謂へるであらう。

合 衆 國

勞働救濟事業成果の批判

はしがき

ニューヨークタイムズ紙
八月十日

合衆國に於ける失業問題の深刻化に對應して、聯邦政府が積極的に之が救済に立ち上つたのは、言ふ迄もなく一九三三年ルーズヴェルト大統領就任以後のことに屬するが、今や彼の稅政四年、ニューディール政策に對する批判の聲とともに、その尨大なる失業救濟勞働計畫に對しても本年の議會に於てさまざまの批評を受けたのである。廣汎なる範圍に涉る聯邦緊急救濟局 (Federal Emergency Relief Administration) の事業のうち最も注目し値ひするものは、勞働の能力及び意志を有する失業者に對して仕事を與へることであつた(註一)。

註一 一九三五年一月四日の大統領敕書。

即ち聯邦救濟名簿に登録されたる失業者中何等かの理由で勞働能力なきものに對しては、現金其他の扶助手段を與へる直接救濟處置を講ずるほかはないが、其他の救濟處置は、筋肉勞働たると事務的勞働たるとを問はず、常に何等かの勞働の代償として與へられねばならなかつたのである。直接救濟と勞働救濟との割合は、本年三月末に於て次の

勞働救濟事業成果の批判

如き割合を示してゐる。

直接救済を受けつつある者

一、九三〇、〇〇〇

聯邦の労働救済を受けつつある者

三、七五一、〇〇〇

計五、六八一、〇〇〇人

(註二)

註二 八月八日事業進行局發表。

合衆國に於ける労働救済機關の最大なるものは勿論右の聯邦緊急救済局(F.E.R.A.)であつたが、そのほかに一九三三年以來實施されつつある市民天然資源保存團(Citizens Conservation Corps)——所謂CCCと略稱され、官有地に於て植林、治水作業を行ふ事を目的とし、主として十八才—廿五才迄の失業男子獨身者、獨身出征軍人等を以て組織する。本年の議會に於ける決定に依れば、そのキヤムプ数は二、一〇九箇、收容人員約卅五萬人に上つてゐる。さらには一九三三年六月産業復興法第二部公共事業及び建設工事に關する規程に依つて設立されたる聯邦緊急公共事業局(P.W.A.)等も失業者に對する労働救済機關である(一九三七年六月卅日迄)が公共事業局の目的は失業を減少し、各省及び地方政府機關に對して補助金を交附して有用なる公共事業を起し以て購買力を旺盛ならしむることであるゆゑに、その資金の大部分は常に尨大なる工事材料費、固定費に費され、直接失業者に給付される賃金は、前者に比して低率たることを免れない。加之恆久的なる公共事業たるの性質上、提出計畫の詮衡期間や事業を實施する公共團體の財政状態等に影響せられて、急速に労働者を就業せしめるといふ失業救済本来の目的に一致せざるものが多い。

一九三三年聯邦緊急救済局(F.E.R.A.)は、之に反して純粹の労働救済機關として各州政府に聯邦補助金を交付すべ

く向ふ二箇年間の豫定を以て設立せられたが、一九三五年四月八日、更にその期間を一箇年間延期して一九三六年六月卅日迄と決定せられた。此のF.E.R.A.創設の始めに於ては、なほかゝる救済事業は各州みずから行ふべきであつて、F.E.R.A.自身は精々之に協力援助すべきものであるといふ見解が支配的であつた。従つて當時F.E.R.A.の組織の如きも(一)各州との連絡 (二)労働制當 (三)社會事業 (四)研究統計及び融資 (五)婦人労働の五部より成る消極的なものであつた。

一九三四年四月一日以後労働計畫の實施に對してF.E.R.A.自身積極的に參加することとなり、緊急救済費の支出額も前年度の約二倍十四億八千萬弗に上つてゐる。然るに一九三五年四月所謂四十八億弗の緊急救済制當法の成立とともに、愈々労働救済事業の中央集權化の方向は積極的となつたのである。大統領は、同法に依つて與へられたる權限に依り、新にF.E.R.A.の大規模なる労働計畫の細目を實施する機關を設立した。即ち各州よりの救済計畫の申請を受け附けて之を検討する申請及通報部(The Division of Application and Information)及び此等諸計畫の全般的検討と調整を行つて、實施項目に就いて大統領に勸告を與ふる制當諮問委員會(The Advisory Committee on Allotments)；而して之等の制當計畫に基づいて、救済名簿登録人員を速に救済し得る如く事業の施行状態を調整監督する事業進行局(Work Progress Administration)の三機關である。而して此の事業進行局(W.P.A.)の設立以後F.E.R.A.の労働計畫の實施は、漸次之に移管され、現在に於ては、緊急救済労働事業の實施監督は、殆どW.P.A.に依つて行はれてゐるゆゑに、W.P.A.の組織、目的に就て紹介せねばならぬ。W.P.A.は一九三五年四月八日議會に依つて可決、同年の五月六日、及び五月二十日の施行令に依つて設立され、F.E.R.A.長官 Harry L. Hopkins 氏同局長官に就任。救済労働計畫

の目的は労働救済を與へて、左記の如き有用なる計畫を實施して就業者を増加することである。即ち (一) 道路工事、傾斜交叉の除去、農村更生、貯水設備、灌漑工事、水路變更工事、(二) 之等の工事計畫のために各州及び屬地領に貸附金或は補助金の交附、(三) 衛生施設、河川の清掃、洪水防禦工事等之である。大統領は此等の労働計畫實施の根本的原則を次の如く定めてゐる。即ち工事計畫の有用なることは勿論であるが、同時に支出費用の大部分が賃銀として使用される如き性質のものたること、工事費用の大部分は、最後には聯邦財務省に返還されることを約束すべきこと。各計畫に割當てられた諸費用は迅速、且積極的に使用され、決して翌年度迄持越すべからざること、諸工事計畫は、救済名簿に登録されたる人々に仕事を與へるべき性質たるべく、また該地方の救済名簿登録人員數に比例して割當てらるべきこと、救済名簿に登録せられたる人々の最大多數を、なし得れば最短期間に之等の諸工事計畫或は私人企業の雇傭に移すべきこと。これWPA救済労働の原則であつて、かゝる原則を實行するためにWPAは、左の如き事項を管掌する。

- 一、事業進行調査課を設置して労働救済計畫の正當なる遂行を確實ならしむるために、現行各官廳の諸調査機關の事業を統一整理する。
- 二、救済事業の進捗に關して一定の定期的報告の提出を求め、而して該計畫進捗の障害が不可避ならざる場合には、かゝる障害を除去すべき方法を大統領に勧告する。
- 三、大統領の認可を得て次の如き諸規則を制定する。
 - (a) 凡ての事業計畫に雇傭される人々の適宜なる部分は、現に政府の救済を受けつゝある者たるべきことを定むる規則

(b) 雇傭の種類、條件と被傭者の性質、能力とを考慮して選擇すべきことを定むる規則

四、現に政府の救済を受けつゝある者にして、本労働事業計畫に雇傭されたるものに關する一定の定期的報告の體系を管理する。

五、賃銀及び労働條件を研究して、大統領が本救済労働計畫に於ける労働條件及び賃率を決定する際、之に助言を與ふること。

六、労働救済計畫に關する諸統計表の整理及び計畫實施に必要な其他の處置に關する研究。

七、緊急救済割當法及びそれに基づく施行令の運用に關する質疑に就て、各省及び實施機關に指示されたる決定要項並に上申意見の整理。

かくしてWPAは二つの重大なる使命を持つこととなる。即ちその一は、救済労働計畫、継続的雇傭規定、雇傭者の選擇、賃銀問題、調査事業、事業進捗報告の體系を整へ、また事業進捗程度及び失敗の原因に關して検討を加へ、かつ研究せる諸計畫を整理することである。その二は他の政府機關の所管に屬せざるものにして、でき得る限り多數の労働者を雇傭する如き救済事業を實施し、而して雇傭の恆久性を確保する如く右の事業諸計畫を調節しまた、雇傭者の技術、熟練の程度に應じて雇傭をなすことである。

之等の原則に従ひつゝ、WPAがその目的を實現するためには、ワシントンに於ける中央のWPAの下に、同じく各州にWPAが設けられてゐて、その州内に於ける労働救済事業實施の責任を負ふのであるが、更に此の州WPAの下には若干の事業管理區域がある。此の事業管理區域の數は、各州に依つて一定せず、或る州が多くの管理區域に分れて

ある場合もあり、また或る州の如きは、一州全體が二管理區域なる場合もあるが、之を全國的に見れば、その數約三百、夫々各州内に於ける救済労働の一單位を構成するものである。如何なる地方を以て一區域となすかを決定するに當つては、失業率、人口、經濟的結合の程度、國道或は鐵道に依る交通上の便宜等の如き諸要素が考慮せられねばならない。

以上に於て吾々は合衆國政府の労働救済機關就中 W.P.A. の事業組織に就て敘述したのであるが、かゝる尨大なる労働救済組織が果して所期の成果を擧げつゝあるであらうか、或はまたかゝる多元的な救済組織は、更に單純なる統一的組織に整理される必要はないであらうか、或はまた、W.P.A. の尨大なる豫算が、單に緊急的な労働救済に使用されることは、果して適切な處置と言ひ得るであらうか。之等の觀點よりして一九三六—三七年度に W.P.A. の十四億二千五百萬弗の追加支出案に對する議會の論争は、可なり活潑に展開されたのである。

本論の目的は、政府の行ふ労働救済事業一般に關する全般的批判を紹介することであるが、かゝる批判は暗黙裡のうちにはあるが、明かに W.P.A. の事業に對する批判にほかならないと考へられる故に、今参考のために一九三六—三七年度労働救済費十四億二千五百萬弗の内譯と、W.P.A. の労働救済を擧げつゝある者の數を示せば左の如くである。

聯邦救済労働雇者數	
	本年五月十六日
雇者、全數	三、四四九、一四六
W.P.A. 雇者	二、四一七、五七一
	六月廿七日
雇者、全數	三、三〇三、五五九
W.P.A. 雇者	二、二五八、八九八

(註三)

註三 本年六月及八月に於ける W.P.A. の發表に據る。緊急救済割當追加支出内譯(單位千弗)

國道、街、路	四一三、二五〇
公共建築	一五六、七五〇
公園、娛樂施設	一五六、七五〇
公益事業	一七一、〇〇〇
洪水豫防、保護事業	一二八、二五〇
『保給生活者』救済事業	八五、五〇〇
婦人事業	八五、五〇〇
雜	七一、二五〇
全國青年局	七一、二五〇
農業再移民	八五、五〇〇
總計	一、四二五、〇〇〇

労働救済事業批判

ニューヨーク州失業委員會(註四)報告書は、八月九日同州知事レイヤン氏のもとに提出されたが、同報告書は一一三頁に涉つて、失業救済策としての救済労働事業の價值について、同委員會の多數派の意見を記載してゐる。此の報告書の性質上、勿論それはニューヨーク州に於ける労働救済事業に對する批判であつて、必ずしも聯邦の政策に對するものではないと言ひ得られるであらうが、併し出來合衆國全州の尖端を行くと云はるゝ同州の社會政策は、中央に於ける

労働救済事業成果の批判

WPAに對する批判の聲、盛んなると照應して、今後の勞働救濟事業に對して多くの示唆を與へるものではないかと思はれる。吾々は八月十七日の同盟電報に依つて、財務省が今後の大統領の勞働救濟策決定の指針としてWPA及びPWAに關する報告書を呈出したる事實を聞いてゐるが、その報告書の内容は遺憾ながら未だ手許に到着してゐないために、前記ニューヨーク失業委員會報告をニューヨーク・タイムズ八月十日に掲載された要旨について紹介したいと思ふ。

註四 同委員會は委員長 Allen Wardwell 氏のもとに、委員三十一名より成り、失業問題に關して知事 Lehman の諮問機關として、之に報告を與へてゐる。

本報告書は、同委員會報告集第七卷として過去二箇年間の勞働救濟事業の研究を集録したるものであつて、諸統計の数字は全委員會常任理事兼調査主任 Hugh R. Jackson の監督下にあつて集められたものである。同報告書の結論は、聯邦政府が全然勞働救濟の分野から手を引くか、或は之を修正して勞働救濟を聯邦と州との共同事業として開始するかを決定する場合には、勞働救濟そのものに就て一考を加へるべしと主張してゐる。委員會の多數(廿六名)は勞働救濟策の缺點とともにまたその利點をも擧げてゐるに對して、少數派は、勞働救濟が失業より起る困窮を救ふ有用なる手段なることを主張してゐる。

勞働救濟の利點

多數派の擧げてゐる勞働救濟の利點は左の八項目に纏めることができる。

- (一) 勞働救濟は、部分的にはあるが、普通居宅救護にありがちな慈善より受くる侮辱的觀念の發生を阻止し得る。
- (二) 雇傭労働者の志氣、自尊心、自信、安全感及び社會的地位の堅實性を維持し得る。
- (三) 勞働救濟費用支出のために國內諸方面を經濟的に潤すことを得る。
- (四) 部分的には雇傭労働者の熟練及び勞働の習慣を維持せしめるのみならず、場合に依つては、新たに技術の熟練を習得し得る。
- (五) 居宅救護に依つて公共の扶助を受けてゐる人々に對してよりも、勞働せる人々に對する社會の同情心が更に大きいために、一般的に言つて單に居宅救護を受けてゐる場合よりも、勞働救濟を受けた方が更にその人の生活を豊かにすることが可能である。
- (六) 勞働救濟は、居宅救護の購買券(現金救濟を行つてゐない場合には)制度に對比して現金賃銀制度の利點を有する。而してかゝる賃銀制度は、雇傭労働者に對して彼自身に依つて自己の家計を管理する餘裕を與へるとともに、また自己の身分を維持する機會を與へるものである。
- (七) 勞働救濟は、困窮者に對して適當なる公共的雇傭を與へる。
- (八) 既定の支出額に依つて助ふ勞働救濟事業の恩典は、恐らく他の雇傭方法に比して遙に淺く且廣汎なる範圍に渡る故に、多くの人々に及び得る。

勞働救濟の缺點

委員會の多數派に依つて擧げられた勞働救濟の缺點は、次の十一項に纏め得る。

勞働救濟事業成果の批判

- (一) 勞働救済は、居室救護よりも多額の費用を要する。
- (二) 勞働救済の勞働能率は、通常企業のものよりも劣等である。
- (三) 現に救済を必要とする人々の大部分を救済し得る如く大規模に勞働救済を行ふとすれば、また勞働者の志氣を鼓舞する有效なる、而してまた經濟的に價値ある如き事業に之を集中するとすれば、いきほひかゝる勞働救済事業は、公共的企業、またときに部分的には私企業と競争することとなる。
- (四) 勞働救済に利用し得らるべき建設工事計畫は、相当多量の材料を使用し、従つて多大の費用を投ずるに非ざれば、實施し得ないといふ制限を受ける。
- (五) 勞働救済事業に於ては、競争的要素が缺如してゐるゆゑに、通常の勤勉さを以て勞働せしめる適當なる刺激を勞働者に與へ得ない。而も勞働救済事業に於ては通常の企業に於ける如く怠慢を理由として免職されることも少く、従つてまた向上進歩の機會も存しない。之を要するに、勞働救済事業は、救済の必要のために、却つて雇傭の望まじからざる結果に陥ることとなる。
- (六) 程度問題ではあるが、勞働者をして勞働救済事業に馴れしめ、従つて個人的に求職しやうとしないといふ結果になる。かくて或る點に於て勞働救済事業は、勞働者に對し餘りに多くの保障を與へ過ぎることとなり、遂には救済事業に雇傭されることを以て當然の權利であり、また恒久的なる就職の如くに考へる傾向を助長して來た。
- (七) 勞働救済事業は、著しく特別課税に依る財政運用に支障を來たした。此の事實は殊に、特別課税の方法に依つて當面の改善を行はんとした場合に明瞭に現れた。國民は勞働救済事業に依つて改善が行はれ、その結果、負擔の大

部分を國民より取除くことが何故に不可能であるかの理由を知るに苦しんでゐる。

- (八) 勞働救済事業に對する民衆的統制は、他の政府事業に於けるほど容易ではない。習慣になつて居るデモクラティックな手續は、勞働救済事業に依り行はるゝものに關しては採用されない。例へば公開聴取、訴願及び一般投票（殊に特別課税の事業に對して用ひらるゝ）の方法は全く用ひられずして、割當ての細目は、立法者が特別の目的のために決定してしまつてゐる。

(九) 勞働救済事業は、公共事業の工事契約をなす諸團體に對して不利益なる影響を與へる。

- (一〇) 勞働救済は、失業者の救済と政府事業の遂行とを結合せんと試みたために、其處には混亂摩擦の原因となる二元的目的を持つこととなつた。

(一一) 勞働救済に依つて、地方の必要とする工事を行ふことは、明かに該地方の經濟的利益となるゆゑに、勞働救済は擴大され、また永續さるゝ傾向を有する。

委員會多數派は、以上の如き勞働救済事業の缺點を擧げたるのちに、勞働救済に依つて行はれたると同一形態の事業活動が、公共事業の普通の方法に依つて實現され得ない理由はないと言ひ、更に『このことは、單に建築土木の如き建設工事のみならず、建築事業以外の分野に於ける人々に仕事を與へんが爲めに案出せられた無數の他の計畫につきても謂ひ得る』と附言してゐる。

以上の多數派の見解に對して、少數派の報告は、勞働救済事業にとつて不可避なるその一時的彌達性に基づく必然的缺陷を指摘したるのちに、各地方に於て失業とそれに基づく困窮者が兎に角存在する限りに於ては、勞働救済事

業計畫は一定の限度を以て行はれるであらうし、また行はねばならぬと主張してゐる。更にそれは續けて言ふ『過去二箇年間、本州に於ける工場雇傭指数の増加は、絶望的に緩慢であつた。一九三五年に於ける平均増加率は、一九三四年より三・六、一九三六年一月―五月に於ては一九三五年の同期に比して三・三の増加を見た。一九三六年五月十五日に於ける指数は七七・五であるゆえに、此の増加率を以てしては、一九二五―二七年の平均率に複するには七箇年を必要とする。更に急速に不況以前の状態に復歸することを希望すると同時に吾々の計畫は上述の事實を考慮に入れねばならぬ。』

『少数派と雖も、雇傭され得る者に對しては、公私何れであらうとも、通常の経路に依つて行ふ雇傭が、大なる價值あることを認めてはゐる。併し吾々は失業者の大部分に對して公共の支出に依つて通常の雇傭を與へんとする一切の努力が、從來すべて失敗して來たし、また將來と雖も、かゝる計畫の余りに老成なる経費のために失敗に歸するであらうと信ずる。若し労働救済が、被傭者の要救済なると否とに關せず、全失業者にその門戸を開くとすれば、公共事業に於ける廣汎なる通常雇傭計畫のもとには、――たとへこれが聯邦の補助を受ける場合でも――なほ、極めて少数の要救済者に雇傭を與へるに過ぎないであらうし、而もその結果は現在の失業状態を以てしては、多數の人々をして、かの望ましからざる結果を伴ふ居宅救護を受けしむることとなるであらうと吾々は信ずる。從來行はれ、また現在も實施されつゝある種々なる労働救済に代り得べきものは、吾々の信ずるところを以てすれば、數箇年に渉る居宅救護の大々的增加以外にはない。しかもかゝる救護の結果は、本州に於ける労働救済の制限や缺陷よりも更に著しき惡結果を齎すと吾々は考へるのである。』

全委員會の一致せる意見

以上に於て多數派及び少数派の意見の概要を紹介したが、最後に多數派、少数派ともにその見解に於て一致せる點を紹介したいと思ふ。

『若し労働救済事業に關して、何等かの變更を行ふとすれば、その變更は緩漫且漸進的であらねばならぬ。』

『労働救済に於ける過激且急速なる變更が如何に有害なる結果を齎すかは、過去三箇年間に於ける急速なる變更に於て余りにも明瞭に現はれてゐる。正規の政府事業の大規模なる擴張は、一夜潰けに作り上げられるものではないから、労働救済計畫は、其他の雇傭機会が多くなるに従つて漸時後退すべきである。』

『労働救済を繼續するか否かに關する根本的な意見の相違にも拘はらず、労働救済を繼續するとすれば、之に或る種の重要な變更を加へるべしといふ點に於ては、本委員會の意見は全く一致してゐる。一般の人々には多く公共労働と労働救済の兩者は混同せられてゐたが、かゝる混同は、すでに述べたる如く、部分的には労働救済の開始以後採用せられた諸種の變更のためであり、而もかゝる變更は當初の主眼たる救済を忽せにし且は凡そ公共事業と言はるゝものゝ實施に對して投機的性質を與へたのである。』

『凡そ労働救済の一切の計畫は、正規の政府事業の補助たるに止まるべきものであり、従つてその範圍に就ては周到なる用意を以て制限を加へねばならぬ。本委員會は、從來と同様なる規模を以て労働救済の行ひ得ざることを信ずるのみならず、更にそれが明かに一箇の救済手段に他ならないことを認めまたその點を明示すべきものたることを確信』

するものである。』

結 び

以上の委員會多數派の意見或は議會に於ける救済労働に對する批判等に於て認められる最も基本的なる共通問題は、従つて次の二點に歸せられるであらう。即ちその一は救済名簿登録労働者を以てその雇傭者の大部分とするWPAの根本方針(前掲の本年WPA雇傭者数の九五%は救済名簿登録者である)を改めて、WPAのそれと同じく之を一般失業者に開放せよと言ふ點である。その二は、労働救済事業に雇傭されたる労働者が、他の私企業に雇傭されることを拒絶する傾向のある點である。第一の點に關しては、本年五月大統領が、救済資金の管理權をWPAに與ふべきことを主張して、一般的公共事業と救済的公共事業とを明瞭に區別してゐる點に於て、その意圖の那邊にあるかど何はれるのみならず、八月八日WPAの發表せる報告書に依れば、本年六月廿七日現在に於てWPA雇傭者中救済名簿に登録されないものは七〇・四%、更にWPA低廉住宅事業部雇傭者中に於てはそれは五五%に過ぎず、從來より非登録者が減少してゐる事實より見ても、大統領は、只にWPAのみならず、WPAの諸事業に於ても救済名簿登録者を多く雇傭せんとする意圖を有するのではないかと見られるのである。

第二の點に就ては、八月十一日『政府の救済労働の賃銀が、或る一部の私企業に比して高く、従つて私企業者の労働者求人困難ならしめてゐる事實を如何に見るか』との新聞記者の質問に對する大統領の答辯に依つてその意向を察することができる。(註五)

『かかる求人困難さは、私人の雇傭主が、合衆國に於ける標準賃銀を支拂ふ意志なきところより生ずるものである。例へばテキサス州に於ける此の種の不平の原因は、同州の雇傭主が、米人労働者の賃銀を、メキシコ人労働者と同じにせんとする點にある。従つて公私の企業に於ける労働條件は、合衆國々民に適當なる生計費を決定し、之に従つて定められることを要する』と。

註五 ニューヨークタイムズ紙八月十二日。

之に依つて労働救済事業批判の一部に對する政府側の反批判を知り得たのであるが、之等は決して政府側の纏まつた意見でないことは勿論である。前述の如く大統領に提出された財務省のWPA及びPWPAに對する報告書は、労働救済に對する政府側の纏まつた見解を表示するものとして重要な意義を有するであらう。大統領選舉を目前に控へて、ルーズヴェルト氏が、救済労働の方向を如何に決定するかは蓋し朝野の注視を集めるに足る大事でなければならぬ。

英 國

新失業扶助規則

一九三六年七月十日
ロンドンタイムズ紙

一九三四年失業扶助法(Unemployment Assistance Act, 1934. 爾後『該法』とのみいふ)の中に於て該法に依り給付せらるべき給付額は當該給付申請者の貧窮状態調査の上之を決定すべきこと、而して労働大臣(爾後『當該大臣』とのみ言ふ)は失業扶助局(Unemployment Assistance Board)の作製提出に係はる規則草案考證の後該法に準じて當該大臣が作出したる規則に従ひ當該申請者の貧窮の有無を決定、貧窮状態を査定すべき旨の規定があり、而して當該大臣は正しく一九三四年失業扶助(貧窮有無の決定及貧窮状態の査定)規則を作出し、而して上記目的のために新規則を作出することは必要缺くべからざるものにして、而して、該法第五十二條第二及第三項の規定は正規に適用されたるをもつて、大臣は規則草案を作出、之を議會に提出し、而して、上下兩院共此規則草案に對して正規に協贊を與へたるをもつて、労働大臣は該法第三十八條及第五十二條並に關係諸規定に賦與されたる權限をもつて、茲に、上記協贊を経たる草案

の規定に準じて左記の如き規則を設く。

第一條

- 一、本規則は一九三六年失業扶助(貧窮有無の決定及貧窮状態の査定)規則と呼び、一九三六年十一月十六日より效力を發生するものとする。
- 二、一九三四年失業扶助法(貧窮有無の決定及貧窮状態の査定)規則は本規則の效力發生の日より之を廢止する。併し乍ら、上記取消と雖、廢止さるべき規則に準じて決定されたるもの、乃至は如上の決定に基きて既に成され、乃至は成さるべきことに定り居るものに對しては何等影響を及ぼさざるものとする。

字句の説明

第二條

- 一、本規則に於ては、文意上別箇のものを意味せざる限り、左記の辭句は各々次に規定するが如き意味を有すべきものとす。即ち、――
- 『該法』(The Act)とは一九三四年失業扶助法を指す。
- 『顧問』(Advisory Committee)と言へる場合、之は該法第三十五條に準じ失業扶助局が設置したる顧問を指す。
- 『申請者』(Applicant)とは該法に準じて給付金交付を申請したるものを指す。
- 『給付率』(Benefit rate)とは本規則の成立を見る日に於て、又農業給付(Agricultural Benefit)の場合に於ては一九

新失業扶助規則



三六年十一月五日に於て、共に一九三五年並一九三六年失業保険法に準じて給付金の支拂を見てゐる率乃至は支拂はべき率乃至は増加をみたる率の中の一を意味する。

『公當なる給付率』(Appropriate benefit rate)とは當該申請者の常態に於ける職業の一般性を考慮してみたる場合當該申請者の事情より推して適當と認めらるべき率を指し、當該申請者の家族の者にあらざる扶養者に對して上記保険法に規定する給付増加は之を除く。

『轉貸に依る収入』(Proceeds of Subletting)とは間貸(食事を除く)料として毎週入手する總金額を言ふ。但し摩損、電燈料、其他一般諸雜費を控除する。

『支出』(Outgoings)とは税金、修理或は保険料支拂に必要とする公當なる見越金、入質負債及現在利子支拂を必要とする當該家族の居住する住宅(乃至はありとすればそれに對する利子)の上にかゝる財産相續に對して支拂の義務を有する金額を指す。

『家賃』(Rent)とは(滞納金を除く)毎週の家賃並に雜支出を指し、若し上記の如き家賃支拂の必要なときは毎週の雜支出を指す。

『家賃支拂實費』(Net rent actually paid)とは當該申請者乃至は當該申請者の家屋に住居する者に依り家賃として支拂れてゐる金額を指す。但し、轉貸に依る収入は右家賃より之を控除する。

『比例伸縮率に準ずる手當』(Scale allowance)は本規則第一表規定の様式に則り計出されたる金額を指す。
『比例伸縮率』(Scale rate)とは一家族中の一員との關係に於て同人の貧窮が申請者のその中に包攝せられ得た場

合公當なる乃至は公當なるべき本規則第一表一の(一)中に規定をみてゐる比例伸縮率中の一を指す。

『使用し得る資財』(Available resources)とは本規則第二表の規定による形式に則り計出されたる金額を指す。

『官憲』(Officers)とは失業の扶助局官憲を指す。

一、二、八、九、年説明法は議會法の説明に適用されると同様本規則の説明に就ても適用される。

三、本規則を蘇格蘭に適用する場合に於て『公費扶助局官憲』(Public Assistance Authority)とは貧民救助に當る地方官憲を指す。

第三條

申請者が果して給付を必要とするものなりや否やの點は第一には當該申請者の貧窮程度が本規則に準じて査定さるべき額を参照して決定される。併し乍ら、右金額にして事實少額にして、果して申請者は貧窮せるや否やに關する疑問が発生せる場合同金額對、申請者にして資産を有せざる場合に貧窮査定をみるべき金額との關係及諸他の關係事情を考慮すべきものとする。

第四條

以下掲ぐる『但し』書中の規定を條件として、申請者の貧窮程度は左に掲ぐるが如きものにより計出されたる額に於て週を基準として査定する。

一、(一)申請者の比例伸縮率に準ずる手當金額は本規則第一表の規定に準じて計出し且同額より本規則第二表の規定に準じて計出されたる當該本人の使用し得る資財(若しありとすれば)を控除する。



(二) 斯くて決定をみたる金額は必要の場合には、次に掲ぐるが如き規定に準じて之を修正し得るものとする。

(a) 特別なる事情乃至は例外的なる性質の貧窮の存在する場合は別として上記金額は申請者及申請者の家族の一員としてその貧窮査定をみる當該申請者の家族の他の者となつて彼等が平時従事しつゝある職業に従事しつゝありしものとしての場合の彼等の収入をもつて家族を普通支持するために使用し得る金額よりも低額なる様之を調節することを要する。

(b) 若し申請者にして其住民が主として農業に従事せる地方に住居する時には該金額は當該地方の一般的特性に關係ある諸情勢を參照して當該申請者の住居する地域に對する顧問が當該區域乃至はその指定區域内に發生する諸種の場合にのみ本規定が適用さるべき方法として推奨する勸告を考證したる後官憲乃至は上訴をみたる場合上訴裁判所に於て妥當なりとする方式に則り調節することを得るものとする。

二、若し特別なる事情の存在する場合本規則第四條第一項に準じて計出されたる金額は特定條件に準ずべく適當と考へられる金額の増減によつて調節をなし得るものとする。

三、若し、或場合、特別の意味の貧窮、これが長期に渉る失業によるか乃至は其他の事情によるにもせよ、上記規定によりて計出されたる金額はこれ等特別貧窮に應ずべく妥當なりと認めらるべき額に於て増額され得るものとする。

但し、若し、何等かの場合、申請者にして世帯主にして、而して同家族内の一員の貧窮扶助の責任が當該申請者により、而して當該申請者にして何等手元に資産なく、前記規定に準じて計出されたる金額は妥當なる給付率のものより

も小なる時は、當該金額は當該申請者にして失業保険に加入し居ると否とに拘らず、妥當なる給付率（本規則第一表一の(二)に準じてなされる削減額を控除）が

(a) 申請者の比例伸縮率に準ずる給付、乃至は

(b) 妥當なる給付率が農村給付率である場合には本規則一の(二)(b)に準じてなされたる金額を控除したる場合の申請者の比例伸縮率に準ずる手當額

を超過する金額程度に於て増額すべきものとする。

但し、更に又、何等かの場合、上記規定に準じたる額が、申請者の住居する公費扶助官憲管轄下に於て本規則の規定をみたる期日に於て效力を發生する手當金査定に慣習に準じて當該問題を處理したるものとして規定をみたる金額よりも小なる場合には、右金額はこの小なる金額及當該金額と事件四圍の状況とを考證してみたる時妥當なりと思惟されたる金額増額することを得せしめる。

蓋し、其限界としては

(a) 此但書による権能は本規則の實施後十八箇月後に於ては之を實施し得ざること、而して同期日に於て申請者の貧窮査定が本規則に準じたる上記規定に一致する様累進的に之を實施すべきこと、及

(b) 上記権能實施に就て申請者の住居する區域中の顧問にして同區域内及その特殊地域内に於て發生する諸種の場合累進的調節の採擇さるべき様式に就て其中すべき勸告を考證することを要す。

第一表

比例伸縮率に進ずる手当金の計出

一、申請者が二人以上の家族の住する家族の一員として生活してゐる場合には比例伸縮率に進ずる手当の計出は次の如く計出されたる金額なるべきものとする。

二、申請者及當該申請者の貧窮中に包攝申請さるべき當該申請者の家族の者に對して次に掲ぐる比例伸縮率に依り算交附さるべき金額の總高を確定する必要がある。

世帯主及世帯主の妻乃至は夫	週當	二四志〇片
上記の率の適用を許さぬ世帯主の場合		
男		一六志〇片
女		一五志〇片
上記規定の適用を許さぬ家族		
二十一才以上		
男		一〇志〇片
女		九志〇片
十六才より二十一才迄		八志〇片

十四才より十六才迄	六志〇片
十一才より十四才迄	四志六片
八才より十一才迄	四志〇片
五才より八才迄	三志六片
五才以下	三志〇片

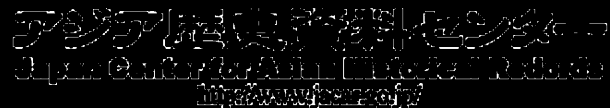
成人二人以上ならざる家族内に於て

子供一人なる場合は此一人の子供に對する給付金は四志以上ならざることを要す。

(ii) 若し實際支拂を見てゐる家賃にして一家の總人員の比例伸縮率總額の四分の一を上下する場合上記項目に準じて確定されたる金額は當該申請者の居住する地区内の顧問にして本規定を當該地區乃至は當該地區の或特定部分に對する適用に付きなすべき勸告を考證したる後官憲乃至は、上訴したる場合、上訴裁判所が妥當と認めたる金額程之を増減することを得る。

(b) 本項目を旨指して顧問が提出したる勸告は特に、地方事情を考證して、何等かの削減を爲す必要があるか、又必要ありとすれば、幾何の削減をなすべきかを決定する目的のために次の如きものを決定することを得る、――

(i) 純粹なる家賃が比例伸縮率の四分の一よりも小なる額の全部乃至は或特定部分は之を切棄て乃至は、
(ii) 上記規定は、恰も同規定中に於ける「四分の一」なる言及に對して更に一層小なる部分に對する言及ありしが如く適用をみるべきこと、而して、若又、何等かの意味に於て上記の如き勸告がなされたものとすれば、顧問は更



に或特別なる場合に於て純家賃にして比例伸縮率の補足部分よりも少額なる金額の全部乃至は或特定部分は之を切棄て得るものなりとの通告をなし得る。

二、申請者にして二人以上の家族の一員にあらざる別箇の生活をなし居る場合、申請者に對する比例伸縮率に準ずる手當金は適當一五志なるべきものとする。(特定事情に適合する様増減し之を調節することを得る。)

第二表

使用し得る資財の計出

第一 部

申請書の使用し得る資財の金額は左記計出に準ずる金額なりとする。

一、申請者並に他のあらゆる同居人の資財は總て之を總括し、且上記の資財に關して考量さるべき金額の計出に際しては次の如き規定に準すべきものとする。

(一) 所得金の點に關して考量さるべき金額は營業、職業等に從事することより發生する純利得又は、場合によりては、家族人の月給又は賃銀の純額にして國民衛生保險法、寡婦、孤兒及老齡者の恩給賦金法及失業保險法に準じて被雇者への支拂ふべき金額及法令により合法なりと規定されてゐる諸他の控除額等及、若しありとすれば、家族の一員にして、當人の就職上の諸入費の金額(若しありとすれば)にして其場合の諸事情に徴して妥當なるものをも控除したるものとする。

(二) 住居する家屋の利子の基本額は之を切棄つ。

(三) 資本財産として取扱はれてゐるあらゆる金額及投資物件は――

(a) 上記金額及投資額を總體としてみてこれ等の價額が二五磅を超過せざる場合には之を切棄つ。

(b) 右價格が二五磅以上、三〇〇磅以下なる時は、各二五磅毎に一志の適當收入に等しきものとして之を扱ふ。

(c) 三〇〇磅以上なる限り、上記超過により生ずる實際上の收入と共に計算に入れるものとする。

(四) 切棄つべき金額は――

(a) 友愛協會より受ける病氣手當としての週當五志の初四分、國家衛生保險法に準ずる給付金週當七志六法の初

回分及それ等の法令に依る母性給付の金額(附加給付乃至は第二次母性給付としての如上の給付金の増額を除く)、

(b) 傷害乃至は不具年金の週當給付金一磅の初回分、及

(c) 勞働者補償法に準ずる補償週當支拂金の二分の一

二、上記の如く確定をみたる金額より本表第二部に表示してある諸項目に渉る金額の總額は申請者の個人的必要及資産計上をみてゐる同人の家族の者の需用に滿つべきものとして差許されたるものとして之を控除する。

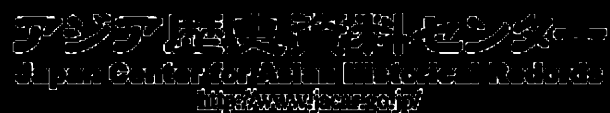
第二 部

個人の用途に滿つべき金額は次の如く之を計出する。即ち、――

一、収益金の場合にはその各々の収益金に關して算入されてゐる金額より毎週手當給付をなす。

(一) 申請者に對して――

新失業扶助規則



- 初回の二志或は(八志を最高限度として)収入の二分の一の中その孰れか巨額なる方
- (二) 申請者の妻、父、或は母に對して――
- 申請者の場合と等しく、又、更に、若し比例伸縮率に準ずる手當中に生計支持者の貧窮状態が包含されてゐない場合、生計支持者乃至は家族中にて右生計支持者が扶養の義務を有し、乃至は普通同人により支養されてゐる同人の家族の他の同居人に對する妥當なる比例伸縮率
- (三) 申請者の家族中に於て當該申請者が扶養の義務をする者、乃至は主として同人に依つて支養されてゐる者のない場合、同申請者の子女乃至は同申請者の弟妹姉妹に對しては、――
- (a) 十八才以下の時は、十二志迄の収入の全部及十二志を超過する収入額の二分の一
- (b) 十八才以上の場合は二十志迄の収入の全部、或は初回の十六志及十六志を超過する収入金額の各二分の一として、その中の孰れか大なるもの
- (c) 若し生計支持者にして世帯主なる時は五志を加ふ
- (d) 若し生計支持者にして申請者が扶養の義務を有し乃至は普通同人に依り支養されて居り、而して比例伸縮率に準じたる手當金給付を受くべきものとされてゐる場合には、上記金額に代ふるに當該本人の収入の三分の一
- (四) 上記項目中に規定されたるもの、適用をみぬ家族中の者に對して――
- 第三項の規程に準じて同年輩の者が受くべき金額及更に其場合妥當と思惟さるべき金額
- (五) 上記項目中に言ふ申請者の父、母、子女とは當該家族中に於て右と同様の取扱を受けてゐる者をも含む。

- 二、現金或は證券にして資本財産として取扱を受けてゐる場合には、申請者の妻、夫、父、母以外の家族の人員に對して本表第一部一の(一)中に規定をみてゐる金額にして、その場合必要なりと思惟される金額を給付する。但し、其目的とするところはかく給付をうべき金額は上記の如き家族同居人の資本財産の點に就て、僅にそれにより生じたる實收の過當部分のみが本表第一部一の(三)(b)の下に適用され、而して資本財産として取扱はれたる現金乃至は證券總額が三〇〇磅以上四〇〇磅以内なる時はかくして所有に歸したる資本財産及同上(三)(c)の適用を受けることを保證する上に必要とされる金額より少きことのなきことを要す。
- 三、他の資財の場合には、その場合必要なりと思惟さるべき金額―若しありとすれば―を差許す。これは、申請者以外の者に屬する資財の場合には、本表第一部一の(四)の中に規定をみてゐるものよりの収入以外乃至は収益金、資本財産或は院外給付より生ずる家族員の現金總資産が當該家族員及其他の家族の者にして申請者が扶養の義務を有し、又は本人によりて普通支養されてゐる者に對する比例伸縮率を超過する金額の三分の一以下ならざることとする。
- 四、特別の事情のある場合、本表の此部分に屬する金額は其場合妥當と認むる様式による増減をもつて調節をなし得るものとする。

一九三六年七月八日

労働省書記官 T.W.フライリップス(署名)

ソ 聯 邦

ソ 聯 邦 外 國 貿 易 今 後 の 方 針

外 國 貿 易 人 民 委 員 ロ ー ゼ ン コ リ ッ

フ ラ ウ ダ 紙

一 九 三 六 年 七 月 二 十 七 日

ソ 聯 邦 外 國 貿 易 人 民 委 員 ロ ー ゼ ン コ リ ッ 氏 は 去 る 七 月 二 十 五 日 同 委 員 會 の 會 議 (現 業 員 中 の 指 導 的 分 子 を 招 集 し た も の で 、 従 來 の 中 央 幹 部 の み の 參 與 會 に 代 り 新 設 さ れ し も の) に 於 て 、 別 項 の 如 き 演 說 を 行 っ た 。 こ の 演 說 は 相 當 海 外 の 反 響 を 喚 び 、 ソ 聯 邦 は 戰 争 進 備 の た め に 輸 入 を 抑 へ て ゴ ー ル ド の 蓄 積 に 努 め る と か 、 オ ー タ ル キ ー の 確 立 を 期 す る と か 、 様 々 の 臆 測 乃 至 誤 解 を 生 ぜ し め た も の で あ る 。 (譯 者)

外 國 貿 易 當 面 の 最 重 要 任 務 は 次 の 如 き も の で あ る 。

- 第一に、外貨準備の蓄積。
- 第二に、ソヴィエト經濟の一層の技術的改造に對する積極的協力。
- 第三に、近年外國貿易機關が維持し來つた原料、半製品及び機械裝置の輸入に對する嚴格なる方針を依然繼續すること。
- 第四に、若干の資本主義諸國が我國に提供した長期財政クレジットをばソヴィエト經濟に物資を吸引するために利用し、かくて第二次及び第三次五箇年計畫の實現のテンポを促進すること。

第五に、ソヴィエト政府の遂行せる平和政策に積極的に協力すること。

いまこれらの諸點につき簡単に論述しよう。

外 貨 準 備 の 蓄 積

我國の爲替状態の問題が提起された最近年、先づ第一に考へられたのは未決済クレジットの減少といふことであつた。今や我々は之れに代へるに外貨準備の蓄積といふことを以てせねばならぬ。何故にかやうな變化が起つたかは、次の事情を見れば自ら明かであらう。即ち我國の外國貿易上の債務は一九三五年十一月一日現在米貨一億一千五百萬弗に低下してゐたのが、本年七月一日には僅かに七千五百萬弗になつてゐる。貿易上の債務がかくの如く少額となつてゐる以上、最早やその減少に全力を傾ける必要はない。今や外貨準備を潤澤に蓄積することが、我々の主要任務となつてゐる。

すでに十六回黨大會に於てスターリンは次のやうに云つてゐる。

『一般に國家は、殊に我國はリザーヴなしにやつて行けないことは、今更ら繰返すまでもあるまい。我々はパン、諸商品、外貨に就き若干のリザーヴをもつてゐる。これらのリザーヴの有難いことは諸君も最近經驗してゐることである。しかし「若干の」リザーヴでは足りない。我々はあらゆる方面に於て充分なリザーヴを必要とする。リザーヴを蓄積する必要はこゝにある。』

今日の如く戰爭の危險が増大し國防の必要が痛感される時代に於て、外貨準備及び金準備の必要が益々増大するとは自明の事柄である。

一九三三—一九三五年間に我國の貿易出超額は四億弗に達したが、この他に銀及び金鑛石の輸出が八千萬弗あつた。現在我國の輸出入の關係は若干變化しつゝある。我國の未決済クレジットは殆んど消滅し、その結果出超による受取勘定は今後未決済クレジットの支拂に宛てる必要が殆んど無くなつた。のみならず、我々は初めて長期クレジットによる輸入を著しく増加した。私の云ふのはドイツ及チエツコスロヴァキアのクレジットによる輸入のことである。尚ほ北鐵讓渡協定に基づく輸入が引き続き行はれてゐるが、この輸入は外貨支拂とは關係がない。最後にソ聯邦に於ける産金額は著しく増大した。

かくの如き事情の下に外貨準備蓄積の源泉が新たに問題となつてゐる。貿易上の出超よりもソ聯邦内に産する金の蓄積と云ふことが、重要性を帯びて來た。將來長期財政クレジットによる輸入が増大する場合には、我國の貿易は入超に轉ずる可能性もある。

最近若干商品の餘剰が可なり増加したため、外貨及び金準備の蓄積は容易になつた。ソ聯邦經濟の發達、國內の富の増大は疑もなく輸出を促進するであらう。今日すでに、我々外國貿易人民委員部が輸出のために要求するのではなく、我々に向つて輸出を強請んで來る商品が間々ある。例へば、化學製品、若干の穀物類その他がそれである。今後この『餘剰から生ずる輸出』の役割は増大し、我國の外貨準備の蓄積を助成するであらう。

輸入に於ける嚴格なる方針

輸入に於ては従來通り嚴格なる方針を持続する必要がある。最近我國の爲替狀態の改善に伴ひ、外國貿易人民委員部に對し輸入方針の緩和を求めた經濟機關が若干あつた。今や我國の爲替狀態は改善されたのであるから、少し許り

輸入に手心を加へてもよいのではないかと云ふのである。これは全く誤つた有害な考方である。たとへ爲替狀態が根本的に改善されるとしても、我々は従來通り嚴格な輸入方針を繼續する必要がある。これには二つの理由がある。

第一に、我々は外貨準備を蓄積する必要がある。そして第二に、従來の經驗に徴しても、嚴格なる輸入方針は我國工業内部の餘力を喚起し、工業を發展せしめ、外國からの獨立を得る上に最良の槓桿となるものである。この方針は我國工業化の一層の進展、資本主義諸國からのソ聯邦の技術的經濟的獨立の強化といふ一般方針の具體的表現の一つである。外國貿易機關はこの方針を斷乎として遂行しなければならぬ。

第三次五箇年計畫の準備が進行しつゝある今日、この方針の堅持は彌々必要である。スタハノフ運動の發達により我國の生産力は驚くべく増大し、第三次五箇年計畫は殆んど輸入なしに實現し得るほどになつた。第二次五箇年計畫の當初、我々は僅かな輸入を以てこれを實現し得べしと指摘したのであるが、當時貿易關係者の中にはこれに疑惑を懐かなか輸入では今後の發展は期し難いと考へたのである。第二に、我國の貿易が出超に轉ずるなどといふことは不可能だと考へてゐた人々があつた。今やこれらの懷疑主義は事實によつて一掃された。

我々は第三次五箇年計畫に於ては第二次五ヶ年計畫に於けるよりも嚴重なる輸入縮少方針を遂行し得ると確信してゐる、我々は重工業及び輕工業並にソヴィエト經濟全體の一層の發展が期待される第三次五箇年計畫に於て、殆んど輸入なしにこれを實現し得ると信するのである。尤も第三次五箇年計畫に於ても例外として錫その他若干の原料の輸入を見込まねばならぬが、然し従來輸入に俟つてゐた商品中の大多數、例へば羊毛、棉花、鋼材、ボール・ベアリン

グ等々の輸入なしにやつて行けることは確實である。

勿論かく云へばとて、技術的新發明の輸入、我經濟の何らかの部分に齟齬を來した場合の計畫外輸入を排除するわけではなく、又長期財政クレジットによる輸入の増大を阻止するわけではない。

外國貿易はソヴィエト經濟の一層の技術的改造に對し積極的協力を惜むべきではない。ソヴィエト經濟の技術的改造が著しく進捗してゐることは周知の如くである。さればと云つて、資本主義諸國から最新の技術的進歩を攝取することを拒む理由は少しもない。技術的には我國は幾多の點に於て彼等に後れてゐるのである。

財政クレジットに就て

長期財政クレジットによる輸入の擴張については、我々の方針は根本に於て従前と少しも變りがない。我々は我國の建設を促進するための輸入に就て資本主義諸國との間に長期財政クレジットの契約を結ぶことに躊躇するものではない。しかしこれに就ては、次の如き新らしき事情とかゝるクレジットの利用条件とを顧慮せねばならぬ。

第一に、かゝるクレジットにより新らしき技術的進歩を攝取するといふことが、財政クレジット利用の絶對的条件であらねばならぬ。従つて我々はすべての國から財政クレジットを得ようとするのではなく、技術的な點から見て我國にとり最も重要な物資が得られるやうな諸國からのみ之れを得たいと考へてゐる。

第二に、クレジットの利子は年六分以下でなければならぬ。

第三に、クレジットの期限は五年以上でなければならぬ。

第四に、資本家の中には、我々の目的は多額のクレジットの獲得にあると考へてゐる者があり、我が同僚の間に

さへさういふ考へをもつてゐる者もあるが、決してさうではないのである。財政クレジットの交渉に於て我々がその金額の縮少を主張した場合も少くない。近き將來輸入の擴張のために利用し得る財政クレジットの總額は、決して無際限ではないのである。この點では一定の限度以上に出てはならないのである。のみならずこの限度内に於てすら、我々は或る一國との間に過度に尨大なクレジット契約を結んで自國を拘束しようとは考へて居らぬ。

我國のクレジット政策に於ては右に列擧せし如き新らしい事情が加つてゐるがこれと並んで我々は商社クレジットを拒絶してゐることを附言せねばならぬ。我々は現在商社クレジットを殆んど利用してゐない。一九三五—一九三六年中我々はイギリス及びドイツに於いて保證クレジットの利用を拒んだ。フランス、アメリカ、その他若干の諸國に於て我々は一切の注文を現金で支拂つてゐる。

我々は大資本家商社が提供した可なり長期のクレジットをも數件拒絶して來た。例へば我々は、メトロロヴィツカース會社や、或る大きな移動機關車商社や、ポーランドの製鐵業者その他が提供した五年期限のクレジットの利用を拒んだ。先日同志タマリンがポーランドとしては大きな或る製鐵業者のクレジットの申出を傳へた時、我々は政府の訓令に従ひ、文字通り『御申出は有難いが、我々は商社クレジットを必要としない』と回答せしめた。

銀行クレジット及び財政クレジットの利率に就ては、我々は利子の高いクレジットは數件拒絶して來た。一九三四年に我々は二千五百萬マルクのドイツ銀行クレジットを期限前に償還した。と云ふのはその利子が六分五厘であり、當時我々は六分以上の利子を支拂ひたくなかつたからである。我々は本年イギリス協同組合のクレジットを償却した。ソ聯邦内の利権を買戻すために皆てスエーデンの ASEA 會社に交附した六分利附公債は、期限十二年前に償還

してしまつた。一九三六年からは我國に於ける七分利債の募集を全然中止した。この種の例は他にも澤山ある。我々はこゝ數年來クレヂットの利子引下政策を執つて來た。この點では我々は半年毎に具體的な指令を與へてゐたので、外國の銀行家や政治家は我々の得るクレヂットの利率の限界が極めて嚴格であることを何時でも知つてゐた筈である。數年前までは我國のクレヂットの利子の限度は八分であつたが、その後六分五厘に引下げられ、最後に一九三五年に六分に引下げられた。現在は六分以上の長期クレヂットには應じないことにしてゐる。

平和政策に對する協力

我々は我が外國貿易を以て政府の遂行する平和政策に積極的に協力し得るし、又協力する義務がある。

資本主義的外圍に對する我國の技術的經濟的獨立の進捗、外貨準備の蓄積、輸入の縮小、同時に長期財政クレヂットによる輸入の擴張を辭せざる我々の態度は、疑ひもなくソ連邦平和政策の遂行上極めて重要な前提の一たるを失はない。この方面に於ける外國貿易の役割は今や高まりつゝある。

従來外國貿易の方面に於ては主として爲替決済に關聯する事柄が重きをなしてゐた。今日は事情が變化してゐる。我々は貿易上多大の餘裕を得て來たので、貿易政策をソ連邦の平和政策への協力といふ方向に向けることが出来るやうになつた。就中最近我々は幾多の隣接諸國との貿易額を若干増大せしめ、従つて經濟的協力を深めることが出来るやうになつた。

現在我々が輸出商品に就て締結してゐる國際協定も亦疑ひもなく、その商品市場の安定要素たるのみならず、當該諸國との政治的親善關係の強化を促進する要素である。例へば我々は一九三四年四月曹達製品に就て、同年十一月には加

里に就て、一九三五年十一月には製材に就て國際協定を結んだ。

最後に我々が長期財政クレヂットによつて輸入を擴大せんとする用意あることは、國際的經濟關係の發達、従つて平和強化の一礎石であることは明白である。

ソ連邦内に於ける貿易交渉

我々は貿易交渉をソ連邦内に於て行ふ方針を執つたのであるが、昨年來の經驗はこの方針が著々實現されてゐることを示してゐる。

わが輸出機關がソ連邦内に於て直接外國得意先と結んだ輸出契約は一九三五年中輸出總額の二三%を占めてゐたが、本年第一四半期中には五七%を占めるに至つた。輸出機關の中にはソ連邦内に於て結んだ契約の割合が著しく高いものがある。例へばソユーズブシナ(毛皮輸出機關)がソ連邦内に於て締結した契約は一九三五年中六四%に達し、本年第一四半期には八五%に上つてゐる。ラズノエクスボルト(雜種商品輸出機關)についてはこの數字が三六%と六九%であり、レエステヒスイリア(製材輸出機關)に就ては四六%と七一%である。

一九三五年の九月中輸出諸機關との商談のためにソ連邦を訪問した外國商社の代表者は五百八十二人を算し、その際二百五十九件は商談が成立した。一九三六年一月から四月までに輸出諸機關と交渉するためにソ連邦を訪ねた外國商社の代表者は四百六十九人に上り、三百三十八件の商談が成立した。その反面に於て、一九三五年一月一日から七月一日までの間に、輸出關係で外國に派遣された貿易従業員は千二百三十三人から三百九十八人に減少した。今後はこの數を更に減少せしめる可能性がある。

我々はこの方面に於ける成功に安んじてはならぬ。我々の捷ち得たものは僅かに第一歩である。今後我々は一切の貿易交渉をソ聯邦内に移す意気込みで進まねばならぬ。

これに關聯して我が貿易諸機關と外國市場との接觸を維持強化する上に、情報、就中通商代表部と貿易諸機關との相互情報の重要性が著しく高まつて來た。この方面では我々は大きな缺陷を多數もつてゐる。

通商代表部の任務

次に改造と聯關して通商代表部の役割に關し數言を費したい。現在の段階に於ては、明かに通商代表部の商業取引上の機能がますます低減しつつある。同時に、外國貿易委員部及び輸出入機關に情報を提供するといふ方面では、通商代表部の意義と役割とは著しく増大してゐる。通商政策上に於ける通商代表部の意義及び役割も非常に増大しつつある。これは第一に、世界經濟關係の最近の傾向に起因してゐるのである。約言すれば、世界經濟はますます自由貿易の域外に出でつつある。かやうな事情の下に於て、諸國と我國との通商の範圍及びテンポを調整する上に多大の機能を通商代表部に賦與せねばならぬことは明白である。

我國の通商政策の性質から云つても、在外通商代表部の通商政策上の役割は特に重要である。と云ふのは、若し我が輸入政策に於て放漫政策を探り輸入の門戸を廣く解放するならば、又若しクレヂットの獲得に於て放漫に流れるとすれば、資本主義諸國と我國との經濟關係は非常にスムーズに進行するであらう。しかし我々は外貨の蓄積といふ任務をもつて居り、輸入の方面に於てもクレヂットの條件に於ても嚴格な政策を探つてゐるのであるから、我々は資本主義諸國と我國との通商上、經濟上のあらゆる要素を精密に測定し調整しなければならぬ。この任に當るものは第

一に在外通商代表部であらねばならぬ。

我々は今次の改造に伴ひ在外機關を改造せねばならぬ。輸出入諸機關は通商事務を指導し、その全責任を負ふ。これら諸機關の在外専門部及び代表者は當該機關の命令に従つて活動するが、通商代表部の統制と一般的指導に服する。なほ今回の改造から生ずる結論が今一つある。それは、外國貿易と不可分の關係にあつて従來は貿易機關が掌つてゐた調達上の諸機能を他の機關に移したことである(但し港灣事務の如きは省く)。我が輸出入機關は今や従來よりも遙かに多く直接の通商活動、輸出入契約の締結及びその履行の監視に従事することゝなつた。

九月上旬ポーランドに接境する白ロシアの都ミンスク附近で行はれたソ聯邦陸軍大演習では、昨年如く空中降下部隊の演習が行はれた。新聞紙の報ずるところでは、敵の背後百七十里の地點に、千二百の兵、十八門の大砲、百五十門の機關銃を七八分間に降下したと云ふ。

蘭領印度

一九三三年より同三五年に至る蘭印の財政

經濟政策

はしがき。——左に掲載するものは蘭領東印度、瓜哇、パタゴニア駐在英國商務官 H. B. S. J. Ellis 氏の手になる報告書『一九三三—三五年度の蘭印經濟情勢』中の總序を譯出したものである。此種の記事は今日まで日本の雜誌に種々取扱はれてはゐるが唯これが英國側の知識乃至報導であるだけ何等かの意味に於て參考になるかと考へる。猶二三不必要と思つたところは適宜省略した。

序 説

全面的に言へば前回の報告書（一九三三年二月）の上に見られた暗陰なる經濟情勢を踏襲してゐるといへる。即ち表面的に幾分の改善の跡もあるが、根本的には何等の變化を認めぬ。深刻なる不況の後を享けた一九三三年及三四年には一般經濟界の整理があり、その効果が一九三五年度に入つてポツポツ目につく様になつた。しかし恒久性の點に關しては世界經濟情勢の支配下にありと言はざるを得ぬ。ゴム、錫及茶の國際的生産制限と蘭印自身の諸商貨に對する自發的措施とは相結んで好結果を齎らした。

蘭印は金本位制に據る數少き食料、原料生産國中の一であるが、しかも、對處宜敷きを得て貿易帳尻に輸出超過を示した。併し、對處措置としての生産制限は貸金引下及失業等相當の犠牲なしには濟まなかつた。他方、好況時代の起債による債務辨濟の實績は局面進展に併行し得ず、ために蘭領各分野に於て收入、財産兩面の不斷の移動があつた。本期中中に一般通貨の不斷なる低落のあつたことは一般經濟界の不振を物語つてゐる。唯、一九三三年度に於ては農園方面に財政状態の改善があり、之が借地料未拂金辨濟に於て顯れた。一九三三年の一、八〇〇、〇〇〇盾に對して、一九三四年には三、〇〇〇、〇〇〇盾の地代支拂があつた。これは大部分ゴム價の著増と、他方、即時生産を見ぬ樹木栽培方面への投資額低減に起因するものと言へよう。

一九三三年及同三四年に於けるゴム、茶及胡椒の高値は土民の農産品生産者に利益を見せたが、コブラ、珈琲、植物油及アゲイヴィ纖維類は低値であつた。併し土人向輸入品の價格の低落したことはコブラ及珈琲の低値を補つて餘りあるものがあつた。一九三五年に於けるコブラ輸出の驚くべき好調、並諸他一般農産品の相當の値段及一九三三年度及同三三年度の煙草持越品の始末等は良好なる結果を齎らした。

砂糖は東亞方面の市場喪失の結果として危險に陥り、ために多くの工場は閉鎖され、多量の重要な機具装置等が鐵屑として取外され、乃至は領外に輸出されるに至つた。併し乍ら、一九三五年に入るに及んで此方面に於て少しく明朗化があり、ために常態復歸も程遠からずとなす向もある。

食料問題に於ては政府の米、玉蜀黍、ケデリ（一種の豆にて土人の醬油製造其他食料品として用ひらる）等に關する措置寛敷を得て可成であつたが、結果として政府の對社會政策は制限せられた感があつた。尤も一九三五年の長期に亘る旱魃は或地方には窮乏を齎らした。

土民の經濟狀態の漸次安定したること、相當額の輸出超過及其後輸出物價の引縮れること等によつて經濟安定時代の回復に導いたことは疑ひのないところである。但し、豫算の均衡、納税負擔の輕減をみるに至る迄は完全なる安定に到達せりと云ふことは出来ぬ。課税は此上の増加を許さぬ迄極點に到達し、且、あらゆる増收の術が講じ盡されてゐる。

政府の財政が決定的に改善される迄は納税者の負擔輕減は不可能である。同時に又郵便貯金額の増大せることは少くとも都市住民が幾分の貯蓄の餘裕を得たる證左である。

全體的にみて、蘭印經濟界は一九三三年以來少くは建直しをなしたといひ得る。尤も建直したとはいへ、それは好況情勢への復歸ではなくして、經濟的低位に順應したものとすべきである。同時に、蘭印經濟機構中には極めて巨額に上る公債、巨額に達する資本機構（現下或物に限り漸く安當なる水準を見出さんとしつゝあるに過ぎぬ）、金單位に依る輸出額の一般的下落並に極度な經濟及過重なる課税措置等にも係らず、歲計均衡を見出さんとしては不斷に失敗せることによる蘭印全經濟組織上に低迷する潜在的危機を無視することは蓋し賢明とは言ひ得ぬ。

蘭印の工業政策

國內工業の發達はそれ自體として輸入の減退を招來せしめ、貿易位置の攪亂に導くものにあらずとなす見解は地元工業化の理由として唱導されて來た。併し乍ら、國家保護下に速急工業化計畫の實現に伴ふ危険を政府が意識せることは工業統制令の發布により明瞭である。

蘭印當局が今日迄採擇して來たと思はれる政策は、全面的に見て、『諸種の利害關係も考證しつゝ、徐々に工業化に導かんとするものなるか』の如くである。執れにせよ、現存工業の發達と新工業の基礎確立は蘭印政府の保護政策と種を接して起ち、地元工業完成の一曙光として國外に市場を求めて居り、英國品の或物の如きは東洋市場に於て又別箇の競争相手を見出した譯である。

一九三四年初期には地元工業關係者の『地元工業促進保護並輸出貿易開拓に關する協會』（Vereeniging Nederland-sch-Indisch Fabriek）の創設を見、此活動的な協會は工業の股盛な各地域に支部を設けるに至つた。

地元手工業、特に手織、自動車組立、ガラス製造、陶器製造等の如きものに至りては失業緩和を目的とする協會（Indische Maatschappij voor Individuele Werkverschaffing）の援助を享受した。

對外關係

蘭印經濟情勢の展望を如何に局所的に縮壓してみても、結局は蘭印が國際的經濟調整を基調として貿易回復に導かんとする全面的努力を挾殺し去ることは出来ぬ。その結果、主義上、蘭印が國際的貿易收支均等政策を壓ふにしても、蘭印政府は、今や、必要とあれば、其主要輸出相手國に對して輸入割當を増大、かくして、輸出低減の結果として、長期の裡には事實上の貿易勘定の收支が缺損に陥ることを防止せんとするものである。一九三四年一部此目的のためにバタヴィアに於て開催された日蘭會商の如き、結局、相互に其見解を明示せる以上に出でなかつた。併し、ある他の國々の場合に於ては今一層成功を納めることが出來た。

一方、和蘭本國と蘭印間の今一層密接なる協力により相互の利益を並行的に促進せしむることの必要が商業政策方面に於ける現下の世界情勢の進展と相俟つて益々表面化して來た。かくして、一九三四年—三五年度に於ては、和蘭

本國は蘭印の主要ならざる物産に對しても捌口を擴張するが如き方途を講じ、玉蜀黍、米、コブラ及椰子油等の如き農産物に對して——之を伸張擴大せしむるの用意を有し、他方、その可能なる範圍に於ては國際的通商協定の取定めによつて蘭印輸出品に對して特別な施設を保證するに至つた。斯うした種類の援助に對して、蘭印としては、もともとは單に外國よりの輸入品の統制及地盤を有する輸入業者の保護を目的としたるものなるに、又同時にその輸入總額の中に於て和蘭本國商品に對して相當大口なる傾け前を留保する或種の輸入制限措置を採るに至つた。

貸借清算協定

商品の賣捌のみならず、更に、或國々との間に於ける支拂期定規定に關する相互的協定が必要となつて來た。相互の貸借を中央に於て清算する制度の設立をみた和蘭本國對獨逸、ナリ、土耳其及、——後日に至り、——羅馬尼亞及伊太利間に締結をみたる清算協定は蘭印にも之が適用をなすべき旨を宣言せしむるに至つた。

蘭獨間の清算協定はその期待せられたる効果を發生せしむるに至らなかつた。依つて對獨輸出期定の此上の著増を抑止するの意味に於て輸出割當制度及清算資金より支拂をなす權利とは和蘭本國に於ける『非常時輸出局』(Crisis Export Board)なる統制局發行の證明書を有することを條件とするに至つた。

通商協約其他

一九三五年八月一日をもつて效果の發生をみたる蘭伊通商及清算補助協定なるものは蘭印にも適用される。該條約は一九三三年六月迄其效力を有し、猶自働的に延長せしむべき規定をみてゐる。通商補助協定は一九三四年三月一日の制限措置に代るものであるが、同日附の通商協定は諸他の規定に就ては從來のものが其效力を保持することにな

る。

一九三五年七月一日より一九三六年六月三十日に至る期間に對する蘭印、スリナム及キユロコア物産を伊國向輸入する場合の割當額が決定された。これは全面的にみて一九三四年度輸入品の一〇〇%に相當する。蘭印及スリナムの輸入は伊國より蘭印に對する人絹織物の割當に基礎を有する譯である。

一九三五年七月には蘭支委員會の任命をみた。その目的とするところは蘭印及支那間の貿易促進にあつた。蘭印輸出物産の先頭に立つものは主として砂糖及鐵道枕木である。石油は已に相當支那市場に支給されてゐる。支那側としては綿織物、絹、レース及被服類の發展が特に見越されて居る。

現下、蘭自間にパーター制による協定が交渉中である。同協定に於ては白耳義よりのセメントと蘭印よりの珈琲を交換することが企畫されて居る。

一九三五年十二月二十日附をもつて蘭米協定の成立をみた。又一九三六年一月には蘭丁間にパーター制協定が成立した。これは丁抹よりの八五、〇〇〇噸のセメントに對して蘭印よりの珈琲輸入を目指すものである。

商業政策に關する措置

一九三三年には蘭印政府商業政策の完全なる反轉の曙光を認め、三四、三五兩年度に於ては之を絶頂に達せしめたと言ふことが出来る。同様に、和蘭並にその植民地はその從來の諸の自由通商國に對して自國産業及これが分配機構を保障することを目的とする保護政策を採擧するに至つた。本國及其植民地間の一層密接なる經濟的協力を強化せしむるの必要は一層明確にされ、且つ或實際的な表現を採るに至つた。目下實施中であり、且又考慮中の許可制度は

一九三三年より同三五年に至る蘭印の財政經濟政策

和蘭とその通商國間との取引能力を増大せしめた。輸入及配給機構の國を單位としてみての本質は保障せられ、且、最後に、該措置採擇の結果として蘭印失業問題も一部分軽減するに至つた。

土地に關する權利の問題は、當該問題に關する調査委員會の設置以來解決も目睫の裡に迫れるかの如くであり、且又、目下政府により考慮中の問題の中に、或る特定機關を設置し、有利なる條件の提供によつて個人財産を買戻し之が所有を旨す計畫がある。

一九三三年九月には外國産安價品の過剩輸入の統制を旨して『一九三三年非常時輸入令』の發布をみた。本令は蘭印政府當局に對してあらゆる商品の價格、數、及重量の統制をなす權限を賦與するものである。本令發布の目的とするところは次の如きものであつた。

- 一、蘭印産業の保護
 - 二、蘭印と通商條約を締結せる國に對する特惠賦與
 - 三、現行の輸入及配給機構の保護
 - 四、和蘭對其屬領との貿易の保護
- 急を要する場合には蘭印總督をして立法草案を國民議會へ提出する以前に於ても輸入に關する如何なる種類の立法をもなし得る權限を賦與する法律は爾後發布を見た輸入許可令の根幹となつた譯である。要するに蘭印當局は現下判當適用に關して明確なる二箇の形式を有して居る、即ち、
- 一、輸入商品生産國の如何を問はず全面的割當制の適用

二、或場合に於ては、生産國本位として割當制の適用。輸入の點に於て普通重用なる地位を占むる國の輸入品から和蘭を保護する。

一九三三年の此法令及他の別箇の法令に基いて最初に採られたる措置はビール（黒ビールを除く）、セメント及或種の農産物の輸入を規定するものであつた。是等の措置は一九三四年—三五年度に於て更に多くの商品に對する輸入制限措置として表れるに至つた。

『一九三四年産業統制法』、即ち政府をして産業の或一定の部門の統制のために之に干渉する機會を與へる、——例へば新産業單位の創設、現存裝備のサイズ及能力の擴張等に對して許可制を設ける——といふが如きは爾後一九三五年度の法令に依りバンドン州の搾乳場、蘭印全部の倉庫業及船渠企業關係、印刷業、卷煙草工場、精米等及織布工業に迄適用すべきことを宣言せしむるに至つた。

更に産業統制法の規定は擴張されて、一層小なる地方縣郡會の協力をも強要するに至つた。

輸入に關する立法

一般貿易の利害を中心として、又消費者保護を目的として、長らく待ち詫びられて居た『荷造りに關する法令』は一九三五年五月十七日附をもつて發布された。此法令は荷札貼附に關する規定をなして居る。將來關係商品の生産元、性質、内容及量に關する荷札の説明に關する規定する法令の發布をみるに至るであらう。

（此間に船舶及織物類に關する立法問題があるが、都合上省略する。）

許可賦與をなす當局をして、漸進的に、自由に、制限措置を提示し得る様、又當該商品の間に明確なる劃線を畫き

得る様、一九三三年非常時輸入法中の第三項を修正し、一九三五年十一月二十二日より効果を發生せしむることの必要なることが明となつた。此措置の採擇と同時に一九三五年輸入許可令(第五五四號)が發布された。此法令は織物類及諸他の商品に對して全面的に制限を加へしむるに至り、之は前の法令、即ち一九三五年輸入許可令(第二四號)及同補助令第一、第四、第五及第六に代らしむるものである。十箇月の有効期間が與へられて居る。

同日附なる輸入許可令第五五五號は、普通、法令第二四號の中に銘記されてゐる商品にして一九三五年十一月十二日より向ふ十二箇月に涉り輸入される數量を指示するものである。

財政政策

蘭印の關稅制度は主として歳入を目的として切盛りされてゐる。關稅其物の中に於ける保護の適用要素は乏しいものであるが、併し或商品等の如きは高度の國內消費稅を賦課することによつて保護されてゐる。地方農業は或場合輸入の全面的乃至は部分的禁止によつて保護が與へられて居る。一九三四年には一般關稅の改正があつた。此の改正は重大なる改正に導きはしたが、沖渡或は荷役濟價段を基礎とした從價稅制の一般的機構を踏襲し三箇の一般的基礎稅率に分割される。是等三箇の範疇に屬するものは從價乃至は荷役濟六%、一二%及二〇%の基礎稅率に於て課稅されて居る。二〇%稅率は一般に所謂贅澤品に適用される。僅かなる項目に互る特殊品目が一〇%の基礎稅率を有し、而して或る他の品目が特別稅率に準じて課稅されてゐる。更に又或る一定數の「自由品目」がある。輸入基礎稅率の外に課稅價格の五〇%の附加稅が徵收されて居る。

或地元産業が國家財政にとつて慥に有利だとされる時には機械及原料品に對する所定輸入稅免除に對して總ゆる便

宜が提供されて居る。

五〇%の附加稅徵收を一九三六年度にも延長すべき總督令草案が一九三五年八月に國民議會に提出され、而して同年十二月にこれが發布をみた。

一九三五年七月には國民議會に對して一箇の總督令草案の提出があつた。これは蘭印政府との間に何等の通商條約の締結をみず、而して當該國の措置が蘭印の商業政策に悪影響を及ぼすが如き國家からの輸入物貨に對して報復的關稅を賦課するの權限を政府に對して賦與するものである。

これに關しては、一九三三年和蘭本國に於て通過したる同種法律(一九三三年和蘭官報第一四七號)に對する法令草案に附屬する説明書の中に於て述べられてゐる。此法律は單に和蘭本國にのみ適用されるものであるため之を蘭印に延長すべき別箇の立法が必要とされて居る。これは必要とされる場合のみに於ける制限措置の如くである。蘭印の關稅徵收區域の一部分に對して、必要とあれば、輸入禁止を制限するの規定が設けられて居る。その理由とするところは命令の適用が何等の意味を有さず、乃至は別箇の理由の本に例外を設くべき必要ある箇所に對して、其等の禁止を適用することは必要なきものと思惟されてゐるからである。勿論、若し領内交通がそのために反對なる影響をうけぬ場合に於てのみ上記の如き禁止令の部分的適用をうける譯である。

統計手数料、國內消費稅及其他の特殊なる徵稅は實驗方面の資金獲得を目的として取殘されてゐる。上記の修正を見たる後に於ける唯一の重大なる變化ともいふべきは一九三五年度に於ける石油、土人ゴム、ビール、マツチに對する國內消費稅の増加である。更に石油に對して徵稅されることになつてゐる。これによつて一バレル當り〇・六五盾

に引上げることが提案されてゐる。更に一九三五年十月にはビールに對する國內消費税を徴収する旨が發布された。これによつて、一九三六年一月より現行の一ヘクターにつき五盾のものが六盾になることになる。一ヘクター・リットルにつき一六・五〇盾の輸入税に對する一ヘクター・リットルにつき國內消費税總額一・九盾（五〇%の附加税を含む）は地産産物を十分に保護するものと考へられてゐる。此課税により普通標準生産を五六、〇〇〇ヘクター・リットルとみて年額約八四、〇〇〇盾を産むに至るものと期待されてゐる。

一九三五年十月九日和蘭本國に於て發布された『輸出禁止令』は同月十八日に蘭印に於て效力を發生するに至つた。此法令は國際和平を目的とし國際的協力を促進するために又國際的緊張を感じたる際には和蘭の致命的利害擁護のために輸出を禁止する権限を留保するものである。一九三五年十月二十六日に和蘭本國に於て發布された『一九三五年許可令』は一九三五年の十一月一日より蘭印に於て效力を發生するに至つた。

佛 國

佛國最近の農業政策

一、ブルム内閣諸政策

レオン・ブルム内閣は過去數箇年にわたる國家的諸問題の解決を決定的ならしめんとする。大衆の要望を擔つて登現したるものであつて、内閣成立以來僅々二、三箇月の間に七十に垂んとする重要法案を通過せしめたる成績は世界に於て未だその比を見ざるものと云つてよい。その劃期的なる内閣組織は、本誌前々號に於て紹介したが、更にその諸政策、主として、特に我國に充分紹介されて居ない農業政策の一斑を本號並びに次號に於て述べる事にする。

フランスに於ける重大問題にして持越されたるものは第一に赤字財政問題、次いでこれと大なる連關を持つフランの問題、社會問題、農業問題である。而してこれ等の問題解決を一貫するものは從來のディフレクション政策の廢止といふ財政的性質を有する。しかもブルム、オリオル兩氏が言明した如くこれに伴つてデグレエーションを必要としない、即平價切下によらざるリフレクションといふ建前であつた。

佛國財政に於ける赤字は一九三〇年に於て現れてゐる。ポアンカレによる財政的貨幣的均衡確立後小康を得たるは僅か數年、しかも實際的にこれが重大なる財政上の問題として佛國の重荷となつたのは一九三二年來の事である。

これに對して政府の採つた道はディフレ政策一方であつた。一九三四年及一九三五年を通じて出征軍人、官吏、地方自治體及利子生活者等に課せられた犠牲は五十億以上と見積られ更に加之十三億二千萬の増税が課せられた。最近四年間に於て百八億の経費節約を行つたが、その結果は、一九三四年度歳入不足八十八億、一九三五年度同じく九十億乃至百億、一九三六年度六月一日現在同じく六十億乃至七十億となつて現はれた。これらはすべて政府の借金に於てまかなはれたのである。即公債は過去四箇年にて

永久公債 四百四十億の減少(一九三二年大借款を行つた)

年賦償還公債 七百五十億の増加

中短期公債 百六十億の増加(總額三百二十五億償還近きもの數多あり)

浮動公債 二百億の増加(總額六百六十億)

右の他小麦市場擁護公債二十三億等あり

右を以てしても政府のディフレ節約政策の失敗を立證し得るが、この經濟界への現はれは卸賣物價の低落、これに對する小賣物價の高位である。即高金利、租税、運搬費等の負擔によるものである。これは大消費者たる政府及一般無産大業の大なる悩みでなければならぬ。これは經濟活動を衰弱せしめ、政府の收入を減退せしめたに比して、政府支出を増大せしめざる迄も減少せしめなかつた一大原因を作したものであるが更にこの傾向を助長せしめたものは公債費、軍備費の重壓である。

佛國がインフレーション、更にデフレーションを恐怖するには佛國人として理由が充分あるのであるが、その

結果たる極端なるディフレ政策の失敗は當然の事と云はねばならない。政府信認の缺乏、經濟界の不安は貨幣退蔵、外國逃避を齎したのであるが、かゝる状態にあつて新政府の採れる政策は

a. 一般會計法改正、税制整理、これは消費税と所得税、資本税、相続税との間の不均衡を正し、脱税取締により減税を行ひ、税制の單純化をはかる事にあり、市町村の必要ある税制改革と共に近く實現を見る事と信ぜらる。

b. 退蔵貨幣の活用、外國逃避資金の歸還、これが爲には百億法の短期大藏證券及他の小額證券の賣出し、國外所有財産の申告制(期間は七月十五日迄に延長、諸違反者は嚴罰を定むる一方隣接諸政府の協力を得て資本流出、これに伴ふ脱税の防止をはかつた。かくa、b、によりて經濟界に資金を導入し、同時に政府の貸上を増加し、税收入を高めて財政的均衡を計る一方經濟界に活氣を吹き込む事となつたが、

a. 更にかくして豫期の如く財政的均衡をなほ確保し得ざる時は既に百四十億に上れる佛蘭西銀行の貸上に俟つ事とし、これが準備として佛蘭西銀行定款改正を行ひ従來の弊害を一掃したる上貸上金限度を高めた結果、佛蘭西銀行は佛蘭西國の銀行となり、その理事の中には労働者代表、農民代表を加へる事となつた。

d. 銀行並びに會社の監督を嚴にし、一方金利の低下をはかる。

e. 中小商工業者に對する扶助援助。

次に社會政策であるが最近社會保險の完備を見た佛國に於て更に労働者本來の位置強化の見地及び、當面失業救済の見地より打立てられ、ブルム内閣政策なる最重要部分をなしてゐる。即、前者については團體協約、一週四十時間制、有給休暇、恩給金庫、老兵恩給手當についてその課税廢止等、後者については大土木、義務年限延長、一時的に官

吏の停年引下げ、兼職禁止、等々。

これらは組閣と相前後したる大罷業の勃發に刺戟されて續々議會を通過し終つたが中にも一部では四十時間制は生産費増大、物價騰貴を引起すものとして轟々たる論議を捲起したが政府はこれを豫期し例により物價政策として減税、保護、補償に關する新たな方法を考へたのである。

我々は茲に有機的構成をなす本内閣全政策の一面として農業政策につき述べんとするに先立ち一言注意すべきは政府と佛國共產黨との關係である。前掲の諸政策はこれ所謂ブルジョア左翼の政策であつて共產黨のものとは斷じ難い。又本内閣の性格についてはブルムの宣言中にもあるが如く(前々號參照)決して共產主義のものではない。彼等は國家主義、議會主義、平和主義、私有財産是認の範圍に於てこれを遂行し得たのである。ブルムも余は決してレニシに足場を貸したケレンスキーたるを欲せず。」と述べて居る。所謂民衆戦線なるものは佛國に於ては國內に於ける對ファシズム戦線として現はれたものであつて、この點に於ては佛國急進社會黨、社會黨、共產黨等は同一立場にあつても外國に於けるファシズムに對しては自ら別である。この點はブルムの外交演説にも對外平和主義となつて現れ、實際的には今次のスペイン革命についても佛國共產黨とは自ら態度を異にしてゐる。

二、農業政策、特に小麥局問題について

農業政策は屢々消費者の立場よりする増産政策として現はれ、生産者の爲の發價政策として終るのを例とする。

佛國に於ても基よりその例外ではなかつた。佛國に於ては過去五年餘にわたり政府は小麥に對する眞面目なる苦闘

を續けて來たのであるが、これに對しては充分なる敬意と共にその失敗に了りし事を確認せざるを得ない。(本誌六月號に於て昨年迄の経緯について略述し更にその解決策について自由主義的意見と民衆派のそれとを對照して掲げた。參照を乞ふ。)

農業政策全貌

民衆派内閣の農業政策は本年二月リモーヂュに於ける社會黨大會の綱領の實現にある。農務相ヂョルヂュ・モノー氏は去六月十四日ラヂオを以て今次政府の農業政策の全貌を聲明した。左にその大要を記すれば、

「農業市場を支配する無政府状態はこれを絶滅せしめなければならない。昨年八月に現れたるが如き五十五法といつた小麥價格を打建てる事、並びに農村現地に於ける相場ほとんど二倍といつた市場價格を打建てる事は見るにしのびない事である。農業市場を支配する幾多の大トラストに對抗して生産者の集團的統制を組織する事を緊急の事といはねばならない。」

今回政府提案の小麥管理局(Organe national professionnel du blé)は時を移さず議會にて議決されん事を望むものであるが、これは政府の下にあつて小麥監理についての自治を遂行するに充分なるものである。該局は小麥耕作者、製粉業者、パン製造業者等の代表を根幹とし、各縣に設置されたる機關より收穫豫想及收穫原價の報告を受け、同局中央審議會は充分なる報酬を生産者に確保する一キントル當りの小麥價格を決定せんとするものである。そしてあらゆる耕作者がその收穫を決定された相場にて買取られる爲に又これを簡易なる方法にて動産化する爲に必要な金融手段を政府は用意した。最低價格を定めた一九三三年七月十日の法律及これにつゞいた諸手段は徒に密輸を助長したに止

まり、研究が不足し、適用を誤まり、争ふべからざる不信用を招いたものである。

吾人は最近八日間農業組合の指導者達と接觸をつゞけ又製粉業や小麦商の代表者達の意見を徴したる結果、最大の理解と最上の好意を以て支持された事を欣ぶ。彼等の中には誰一人として普通選挙が吾人に課したこの事業の偉大さについて批難したものもなかつた。そして吾人は信ずる、政府が急速に實現せんとするこの建設事業に總ての協力の参加ある事を。

又一方農業者が契約した債務により壓倒されない爲に必要な凡ゆる手段を講ずべく決心してゐる。既にして政府は命令を以て悪意なき債務者に對する差押へや競賣を差止めた。遅滞なく政府は下院の委員會事務局に對し農民債務調停法案を提出するであらう。

政府はこれに止まらず農業労働者の生活保證を(商工労働者に對すると同様)なす筈である。農村労働規則は都市労働規則に續いて直ちに公布せられるであらう。あらゆる社會立法は家族に對する諸扶助料を以て始まつてゐるが多年農村に對しては例外をなしてゐた。これを工場に對すると同様農場にも適用せんとするものである。

次に田圃の整備は政府の國家的工事計畫の重大部分をなす。我々はその中に飲用水引込み、衛生改善、電化等の計畫がその廣汎なる立法的歸結を見ん事を望んでゐる。又やつと途についた農業土木事業の實現を進める爲これに必要な財政的支出を計らんとするものである、この計畫の實現によつて我々は散亂したる土地を集合整序し、利便なる道路を造り、協同的機關、穀倉、貯藏所を置き、その結果人々の手間を省き、耕作の合理化を達成し得るのである。

最後にモネー氏は次の語を以てラヂオ放送を終へた。

「若し政府の要求にして聽かれんか、我フランスはその運命についての自信を持ち得るものである。」

以上はモネー氏のラヂオ放送による演説の大略であるが、これによればブルム内閣の農業政策に於ける抱負の實に大なるものを領會し得るのである。先づ第一に小麦の問題、第二に農家負債、第三農業労働者の生活保障、第四田圃の整備、第五農業土木。その中第三の問題は農業労働者の激増と農村不振によりさきに社會保險の農業適用となつて現はれたのであるが、今次の内閣により有給休暇、最低賃銀制等についての政府處理の中に包含されるものと思はれる。又第四、第五の問題も現内閣の既に可決を見た大土木法其他に屬するものと思はれる。たゞ第一の小麦局案、第二の農家負債の問題については殿りとして相當慎重に取扱はれた。特に前者は今特別議會中一週四十時間制法案と共に最も大なる關心、論議、時日を要した問題であつて、しかも上院にて骨抜にされ、政府は所期の目的を達し得なかつたものである。次に小麦局案經過をタン紙、ジュルナル紙等の記事を参照して略述する事とする。(小麦局法、負債支拂猶豫法共に去八月十五日可決)

小麦局反對

小麦局法案は去二月リモーチエ民衆派の大會議に基くもので現内閣成立するや當然本問題上場さるべきものとして各方面より批判が集まつた。この間の消息についてタン紙の反對的批判者デシャルム氏の論述を左に紹介する事とする。反對論は主として大地主、大生産者、仲買商、消費者の一部よりなされたものである。

「昨日我々は昨夜下院の議決を見た小麦局について平素親しくしてゐる或村の農業者達に質問した。これ迄過剰小

麥の問題は平均收穫の見透しにより適當に決せられて居り、政府は眞に職業的民主的なる市場調整を研究し打立てるに必要な時間を準備するものと見てゐた際として俄に票決を見たこの法律には誰一人としていさゝかの信頼をかけてゐるものはなかつた。

我々は更に新システムに於て重要な役割をつとむべき協同組合コオペラティブに關して、近隣の村々に於て擧げらるゝ充分多くの實例が説明する留保をたしかめ得た。かゝる組織がなくても我々は充分貯蔵調節について無意識的に、しかも立派に仕事を遂げてゐた。商業が國家に何等の支出をかける事なく調節の役目をはたしてゐた時を懐はざるを得ない。

農務相の宣言によれば人々は農業に關する正式の代表者達は原則的に政府の提案に賛成してゐる事を信じ得ようが、これは何でもない事である。

種々ある抗議が提出されたがこゝに多くのものゝ中よりメーエーヌ農業會議所のそれを掲げる。これは去六月二十五日の動議によるもので、よく一般的感情を表はしてゐる。即ち、

『小麥局を制定する法律案は農業會議所會頭會議の協力なしに起草されたものであるが、この會議は立法機關に對し全農業會議所を代表する資格あるものとして當該會議制定命令に規定されてゐるものである。又關係農業團體即農業組合、農事講究會、農業サンデイカの何れも小麥配給の根本的改造につき參與してゐない。又如何なる一般的要望も彼等が永い間携はつて來た商業的習慣や實際の消滅に際して小麥生産者達より徴せられなかつた。

小麥局制定案は不自然的に考へられたものであつて、進歩を形成し要望する見地より慣習の合理的なる調和として毫も計畫されたものではない。

二方自由と、他方法案の實施に必要な厳格な制限、苛酷な罰則との小麥生産者に任かされた選擇はいさゝかの疑義を以てしてはならない。小麥局は「職業的民主的」と云はれてゐるがいさゝかも職業的民主的でない。

結局小麥生産者の經濟的運命は農業者以外の、否むしろ農業者の利益と反對なる利益代表者の爲のものとなる。

以上の理由を以て、メーエーヌ農業會議所は其の基礎のみならずその形式の何れよりするも小麥局制定法案に反對する。』

農業サンデイカ全國聯合はその立場から次の抗議を發表した。

『サンデイカ全國聯合は原則的に斬新なる新解決方法に賛意を表するものであるが、但今回政府が準備したる小麥局法案の實際を純客觀的に研究せんとするものである。』

聯盟はその適用について從來屢農民階級に誤算を與へた事を宣言する。第一に本法は事實上政府に單に小麥相場のみならず、同様に外國よりの輸入小麥量を獨斷的に決定する爲め種々の獨裁權を附與する事。第二にそれは職業的協同組合が全然破壊されるであらう様な混亂の原因を協同組合の機能中に導入する事。第三に本法はあまりにも理論的なる考へ方によつたもので特に中小耕作の多い地方に行はれる時は農業的事情に毫も適合する事が出来ないであらう。

事情如何ともあれ、又監理に充てられる官吏の数が如何であつても、この法案は過去に於けるよりもより多くの餘地を密輸入の爲に開くであらう。

國民聯盟は小麥に關する不祥にして多額の費用を要したる數多の立法的經驗の後、政府が依然農業従業者達によつ

て反對せられる様な急速な間に合せ的方法を放棄すべきである事の無理解さにつき残念に思ふ。

收穫を缺損より保障する事及市場の健全化は將來に於て小麥相場の自然的評價を確保するものであり、又この好ましき状態は結局過剰收穫年度により齎らされた混亂をとり鎮め、將來の安全を確保するに好適なる方法準備の爲に必要なる期間を提供するものであるに、かゝる方法を延期するのは非論理的である。

最後に農業サンデイカ全國聯盟は下院農業委員會に小麥生産者組合聯盟(A. G. P. B.)により提供せられた諸觀察を認識し、又サンデイカはこれら諸觀察に全然同意見なる旨附言すべきものなる事を信ずる。』

七月二日付A. G. P. B.の會報は本聯盟幹部の意向を示す。即ちの中には上記の趣旨が幾度も繰返へされてある、その表題は *Vers une sixieme loi sur le blé*

A. G. P. B.の指導委員會が下院の農業委員會へ提供したる意見書の要旨は下の如し。
1. A. G. P. B.は果敢なる解決策に反對するものではない。小麥市場に於ける根本的自由主義の支配は事實上却けられてゐる以上、市場の職業的統制は必然である。

2. 併し小麥生産者はこの統制化が單に「職業的民主的外貌」即政府が背後にあつて、小麥價格、輸出入量其他を決定する爲に事實上「充分なる權力」を持つといつたもの、換言すれば生産者の生活そのものを脅やかす様な諸決定を認容する事が出来ない。

今や小麥價格の上昇の甚だ感じ易き種々なる理由の存在せる時であり、この際わざ／＼かゝる方策を探る事は新に受容し得ないものである。特に強力なる壓力が高い生活費と闘ふ爲に、より明瞭に云へば農産物價格の上騰をくひ止

める爲に政府に働きかけてゐる場合にありては特に不安である。

3. 生産者を百キントルを境として分類する方法は獨斷的である。この方法は佛國農業の多様性を考慮してゐない、當局は經濟的に或地方を破壊し、農業經濟を混亂せしめ、密輸入の擧げ得べからざる横行を招來せんとするものである。

4. 當局が急激に實現しようとしてゐるあらゆる取引の合同、集中は絶對的に實際上不可能である。』

本法案が下院の議に付せられんとするや果して大なるセンセーションを捲起した。議事に先つて二箇乃至三箇の日程についての要求、百十九の修正案、五箇の對案が提起された。七月三日は上程の日である。

先づ前農相テリエ氏の二時間にわたる反對意見開陳の後、モネー農相の大演説となつた。

モネー農相の下院に於ける演説

氏は先づ「小麥局は是非共創設さるゝ事を必要とする、何故ならば商業は需要供給の法則が行はるゝ際これに順應する調整的役割を最早果す事が出来なくなつたから。」又曰く「本年中にこれを創設せねばならぬ、何故ならば種々確と認めらるゝ報告にも拘らず眞に正確なる收穫量を認定する事が不可能であるから。」と。

「若し收穫が農務省調査掛の豫測(これには屢々誤のある事を余は認める。)に従つて七千二百萬キントルであるならば、又若しそれに繰越殘高一千萬キントルを加へるならば依然として過剰量を生じ、如何にしてもこの下落を恐れなければならぬであらう。これに反して假に收穫が甚だ不作であるならば世界價格に關稅を加へて二〇法乃至一三〇法といつた所で均衡するであらう。これら二箇の假設の場合のいづれについても我々は何らかの對策を講じなければならぬ。」と

農相は更に『農業界は今や制定せんとする制度の爲に準備されてゐない、フランスの百姓は個人主義的である。』との抗辯に對し農相は牛乳生産者及甜菜栽培者が團體協定を要望してゐる事の例を擧げて反駁した。

農相「小麦局は創設しなければならぬ、何故ならば來らんとする年も亦例により消費量の減退といふ單なる事實を以てしても過剰を生ずる。消費量減退は時にパンの質の悪化により、又大衆購買力の減退により結果するものである。國民は今に於ても(窮乏せる)國庫に過剰小麦を消化する爲加工又は輸出の爲の補助金を要求出來ようか?、更に小麦局の創設されねばならぬ理由は、市場價格に刺戟されてゐる反射的輸入を防止し、投機を取締る爲である。

或人から『貴下の提案する小麦局はこれが政府の監視の下に置かれてあるばかりでなく更に小麦局中央審議會諸決議は構成員一致たるべき事となつてゐる以上職業的民主的なるものとはいへない。この條件は貴下には寔に過度なるものとは感ぜられないか?』と質問があつたがこれはチエッコソロベキヤの穀類聯盟を引合に出したのでしかも何人もこれが職業的組織なる事を否定するものはない。しかもこの小麦局は政府の拒否權の下にあるのである。

諸君は我々の構成の新奇さに驚くであらう、又諸君は政府がその責任から去らん事を欲する向があるかもしれないが、もし全員一致が成立しない場合は政府何をか云はんやである。たゞ政府は生産者と消費者間の種々なる見解を調整すべきものなりと信ずるのみ。』

モネー氏は更に宣べて曰く『本案は眞に國民の銀行となるべき佛蘭西銀行の好意により容易に金融を受け得るであらう。又同時に政府は商業の忠實なる協力を期待してゐる。(商業とてもその危険は餘程減退する事とならう。かくしてインフレーションを招來するものなりとして我々を責むる事勿れ。我々が貯蔵小麦を見返りに證券を發行

するにしても、それは正に從來低相場に乗じてかの仲買人や製粉業者が貯蔵庫や穀物置場を充滿した上、彼等が爲したと同じ操作を我々は正しく遂行するのみである。

テリエ氏は今し方國家の計算にて五百萬キントルを購買すれば充分であると思はれる旨述べられたが、自分としてはこの解決策は不充分と考へる。我々は我々が今後手當せんとする資金により二千萬キントルの小麦を購買する事が出来る。しかも直ちに八百五十萬キントルも貯蔵するの用意がある。今後は唯一つの支拂機關たる協同組合のみが存する事となり、従つて唯一つの「小麦」のみが存する事となる。かくて「自由的」小麦、「貯蔵的」小麦はおさらばといふ事になる。

人或ひは曰く『この案に従へば政府は一〇〇キントル以上の小麦生産者を一種の方法を用ひて罰せんとするものである』と。しかし事實彼等の販賣を統制しようとするにしても、我々はたゞ彼等にとりて最も手頃なる方法を採らん事を要求するばかりである。普通に云つて農民達が直ちに打つ事が出来るのは彼等の收穫量の一部分に過ぎないのである。又人或は提案されたる累進税制を批判したが、一五〇キントルの生産者にとり實際的負擔は如何?、一〇〇キントル以上二〇〇キントル迄の部分については一キントルにつき一法となるのであるから總て課税高五〇法といふ事になる。(一〇〇キントル迄に對しては無税)この耕作者は若し彼の收穫せる小麦が充分引合ふ値段で販賣し得る事が確實となるであらう場合、この僅かな額を支拂ふ事を果して受諾しないであらうか。又小麦生産者は曰く『生産組織の大小により生産原價の不均等なる事を考慮して價格の上に差等をつけるべきではないか』と。然り。我々の累進課税は正にこの均衡を再立したものである。例へば一五〇〇キントルを超過する部分については一キントル當り税

一〇法となる。

又我々は甚だ迅速に全生産者の平均收穫量を知る事が出来る様になるから、そこで次の如く云ふ事が出来る、『我々は諸君に諸君の勞働に對する公正なる報酬を保障せんとしてゐる。即ち諸君の平均收穫量に對し公正と認めらるゝ價格を確保し、過剰量に對しては世界價格を以て諸君に支拂はんとするものである』と。但こゝ暫らくの期間中に限り我々は一〇〇キントル以上の生産者に對しその過剰小麥をば普通價格二〇%を超えない割引値段を以て購入する事を告げ且これを保證するものである。』

モネー氏は協同精神宣傳並びに「農業協同組合の法律的形式の整序」の必要を強調し、小麥局は生産者へ貸付をする爲に手形割引資金を造るべきであらう事を指摘した。その關係費用は一年千四百萬程とならう。

最後に氏は次の結びを述べて降壇した。

「眞に諸君がこの論議が忠實に遂行せられん事を望まれるならば、余は今回提出された五箇の對案の検討を今この場に於て一括處理されん事が合理的なりと信じ諸君に之を要求する。若し諸君が次から次へとこれら對案を辯護する事に取掛られるならば諸君は好むと好まざるとにかゝらず議事妨害行動に發展する事とならう。

余は茲に於て規則を援用し、政府案に對するその先議權を要求する。

議會制度なるものが屢々攻撃を受けるのはその議事あまりにも長びく事にある。觀念的な論争よりして得る所何ものもない。本議會開院以來下院に於て我政府のやり方が何處か異つて來たものありと國民一般に認知せしめる必要がある。過去四週間に於て我々は極めて重大なる諸法案を議決した。農民の關係利害切に差せられる今、何故にこ

れを遅延させて可しからうか？ 演説も結構であるが併し要は法案の票決にある。人民は我々に我々が速かに動き、我々が可しく動く事をのみ期待してゐるのだ。」と

以上モネー氏の演説にて政府の態度は明かとなつたが、最後の氏の提議につき下院内に於て少數派の反對抗議を捲き起した結果政府提案先議について投票に問ふ事となり、結局三七五對二一五にて少數派の對案検討は後廻しとなり政府の小麥法案は先議される事となつた。

小麥局案概略

政府最初提案の小麥局法案要旨と下院に於ける修正を逐條的に擧げる事とする。(成立立法文については次號に完譯を掲載するであらう。)

第一條 農務省に小麥管理局(Office national professionnel du blé)を設置す。

該局は法人格並びに財政的自治を享有する公共營造物とす。その財政的操作に關する限り財政省の監督の下にあり、技術的事務は農務省の監督に屬す。

これに對しマルテ氏(農業派)は「小麥市場を統制し防衛する爲あらゆる有效なる手段を決定し執行する機關として業者連合小麥管理局(Office national interprofessionnel du blé)を設く。」なる修正動議を出したが三九〇票對二〇三票にて否決。次いでアンヌ・フール氏(左派共和同盟)は本條に反對し、「小麥價格は小麥局即政府により決定さるゝものであるが政府は何を以て客觀的標準となすのか、消費價格により生産價格を決定するとせばそれは本末轉倒である。例へば消費價格戦前と現在とを對比して得た係數を六とせば、若し一九一四年小麥價格が二七法であれば現在

政府はこれに六なる係数を乗じた數一六二法と定めんとするか、又總收穫費用決定により小麥價格を計算する事が出来るが、この方法により得る所の小麥價格はキントラル一三三法となる。又現在の如く價格が一〇〇法といつた所に在れば戦前に比し四倍にも達しない、將來は如何であらうか。

又他の考へ方について述べんに、八月の後半より小麥局は平均値段を決定し、これについて倉敷料に充てらるべき補償金が問題になつてくるのであるが、政府は今回提案したる社會政策的諸法案を通過せしむる事により與へらるべき物價の値上りを三五%と政府自身にて定めてゐる。かゝる諸條件に於て如何にして今後小麥價格決定標準を決定する事が出来るか。あらはには小麥業の看板をなくする事、結局に於て協同組合の骨抜といつた風に政府提案は我々には見えるのである。『強制的協同組合』これは正に木に竹を繋ぎ合せた様に考へられる二つの語である。政府の苦心も既成協同組合を種々な風に傷みつける程著しいものである。

がしかしかく云へばこれらすべての案は望まれたものであつて、君の考へ方に答へんが爲のものとなく政府の理論に於て設立されんものであると云はれるであらうが、余の意圖はこの案が小麥價格の安定をおびやかさんとするのではないかといふ危懼を下院中に煩たんと試みたにすぎない。要するに職業的組織は常に價格の維持を可能とするものでなくてはならない。

農業者はその購買者に対する自衛の爲に強く組織されなければならない。……こと。

かくて第一條は「農務省に」を削り、「professionals」を「interprofessionals」と修正の上可決。

第二條 國立小麥局は三九人の委員にて構成せらるゝ中央審議會にて監理せらるゝ。

二十人：……生産者(一三人小麥協同組合、七人農業會議所)
以上二十人中六人は小生産各縣より採用)

八人：……消費者(四人消費組合聯合會指名、四人労働總同盟指名)

七人：……製粉業、パン製造者仲買商等

四人：……行政官中より任命

總裁は農務相の決裁を経て任命せられ決議権を有せず。(可決)

第三條 各縣に穀物生産配給組織統制委員會を置き穀類相場調節、生産調整に關する諸手段につきあらゆる有效なる意見を提出し特に小麥局に對し必要と認めらるゝあらゆる指示を提供するものとす。(可決)

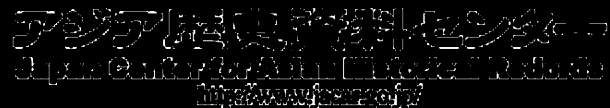
第四條 縣委員會は現存する協同機關の管轄區域を定め、必要に應じ新たな小麥協同機關を適當と認めらるゝ所に設くる事を決定す。

中央審議會は發生すべき紛議を仲裁す。

該協同機關は一九二〇年八月五日付法律に基き設立せられ小麥協同組合と命名せらる。

舊協同組合員は任意に協同組合に止り得るものとす。但し未だ組織に加入せざる耕作者はその管轄區域の協同組合に加入するの義務を有す。(二四三票對三〇〇票可決)

第五條は有力なる修正意見が現はれ、結局次の型にて可決(三五三票對三三七票。即ち六月後半に於て中央審議會は國內收穫量の豫想を立て、來年度に於て一〇〇キントル以上を販賣するあらゆる生産者、即生産地主、小作人、別小作人が本法第八條第四項に規定せられたる販賣調整決定を待ちて販賣の自由を得べき小麥の分量を決定する。)



第六條は二時間にわたる議論の後ギョーラン・シャンブル氏の修正案が次の如く可決した。

「八月後半中央審議會は縣委員會の申告を検討し、小麦の品質を斟酌し且つ如何なる場合にも一九一四年に比例して中府を得たる増價率より下ることを得ざる率並に生活費、俸給及賃銀、農産物、農業に於て常用せらるる機械器具の價格、生産に對する公租公課總計の指數を綜合研究して小麦の價格を決定すべし。」

第七條は播種面積及收穫を市町村長より協同組合なりへ申告する一事を規定したものであつて可決。

第八條は十一月一日より十五日迄に經濟審議會(Council national)により輸出又は貯藏すべき過剰量を決定する旨規定し三二六票對一六一票にて可決。

第九條は一時的許可を規定す、三三〇票對二五二票にて一時的許可廢止を可決。

第十條この條は協同機關による收穫物の販賣、貯藏、支拂を規定したるものであり主眼とする所は第三項「前項の賣却及手放しの分割制は義務的に課せられたるにより、關係農業者は農業相互信用金庫よりその收穫高の四分の三を限度として租税、小作料、一般的費用、負債、及土地若しくは耕作につき要したる諸掛の支拂に充てる爲に必要な事が證明せらるる限り貸付を與へらるべきものとす。」である。(これは投票なく可決)

第十一條甲は製粉業者に關する法律の運用方法を規定したるもの。

第十一條乙、第十二條、第十三條はアルジェリアへの適用を規定したるもの。

第十四條は小麦局の財政を確立する目的に充てられたる所の生産高につき累進的に課せらるべき一キントルに付一法乃至十法税の規定。(修正可決)

第十四條乙は製粉税の廢止。(可決)

これは農務相により提案せられたるものであるが財政相及財政委員會は三億法の收入減をおそれて反對したものである。製粉税は整理せられた。これによれば該税は工場の年産額に従ひ一キントルに付五〇サントム乃至五法の累税制となつた。

第十五條、第十六條、第十七條、第十八條はアルジェリー及アルサスローレーヌへの適用及同附則を規定したるもので何等變更なく可決。以上

かくて下院に於てはあらゆる對案は不審議とされ、數多の修正を行つたにせよ、政府の希望したる要所は先づ何等根本的變更なくして通過した。

結 末

次に上院に廻付された結果大なる骨抜が行はれたのであるがこれに先だち上院に對し種々なる陳情が提出された。

A. G. P. B. (小麦生産者組合聯盟)が上院農業委員會へ提出した覺書の要旨左の如し。

- 1° 小麦局の非民主的性質。該局は事實協同組合の性質を變じて政府の爲の機關「中央購買所」となすものである。
- 2° 該局は小麦價格決定について不可欠なる保證を與へない、又價格騰貴をくひ止める役目をつとめる。
- 3° 地方、生産者間の分裂や反對を喚起し、その結果農業上種々なる不均衡を招來する。
- 4° 政府輸入獨占内容の不確定及輸入外國小麦をば世界價格以下の値段にて轉賣するの可能性は小麦關稅政策につ

佛國最近の農業政策

き輸入業者に對する恐るべき壓迫手段をなす。

5° 一時的許可を取消し他の名儀を以て同じ事を再規定する條項は議會の論議に價しない欺瞞にすぎない。

6° 法案はその實際的適用を不可能のものとしすべての統制を空しきものとす種々なる撞著で充たされてゐる。例へば義務的協同組合と協同組織を採らざる中央購買所の創設との間の矛盾、あらゆる取引と同時に擴大されたる金融方法、並びに統制不可能なる直接引渡、實現の爲具體的組織を有せざる購買販賣體系に於ける老なる操作、増大する密輸の可能に對する取締の缺陷。

7° 小麦局財政の單に表面的なる均衡、不確實なる空虚なる保證の上に立つ財政、收穫過剩の際に何等の財政的保證なき事等。以上。

農業委員會により上院に提出せられた報告は農業會議所の大部分の賛成を見たものである。報告者上院議員ボルヂヨ氏は述べて曰く、「この法案は種々なる農業會議所の研究に付せられた、その結果六十三の會議所は上院委員會に於て議論の中心を成してゐた若干の修正を付して原則的に賛成、七の會議所は反對、殘餘の會議所は小麦生産に無關係諸縣のものであるが、これらは全然答申してゐない。」

農務相はすこぶる老練さを見せたる論議の最後に於て穀物仲買商に對し確かに或る氣安さを與へたるレーナルデイ氏の修正につき「緊急保留」をなした。その氣安さとはモネー氏によれば自由市場の設立によつて、即この法の間接なる廢止によつて齎され得る氣安さである。農業委員會によるこの修正は次の語を以て結ばれてゐる。即ち

「佛國の特許仲買商は縣委員會監督の下に協同組合と同條件、同價格を以て小麦を購買し、貯藏し、販賣に従事する

事を得、且、これらの仲買人は協同組合に與へられたる特別なる補助金を與へられん事を主張する事は出来ない。」

レーナルデイ氏は提案さるべき實驗は次の如き道德的なる諸條件即ち收穫の正確なる申告、消費需要量に従つて輸出量輸入必要量の計算、原價の正確なる認識、經濟的時機調節等々（これら諸條件は未だ確立されてはゐない）の一致したる實現を必要とする旨述べたる上、更に實際上要求さるべき有形なる條件は上につきるが、それが實現の爲には實際協同組合の多數とその完全なる活動とによる旨強調した。抑、本法の實行を確保する爲には少くとも三千の協同組合を必要とするに對し、現在六百五十の協同組合のみが存在する事を示し、上院議員のショーズォー氏も右と同趣旨について述べてゐる。

以上上院に回付された小麦法案は各方面の手當も行届いて居り、猛烈なる反對を惹起したが、問題の主眼は小麦配給操作に商人を介入せしめざる點及び中央審議會各員一致による小麦價格決定にあつた。かくして上院の修正案を下院に廻し、下院これを再修正の上院に廻付する事四度つひに下院の若干讓歩となりかくも難産たりし同法案も兎に角流産の憂き目を見る事なく五回の上下院往復によりやゝ骨抜のまゝ成立した。價格決定についての最後の修正は「價格の決定については中央審議會全委員の中五分の三の出席を要し且その四分の三以上の賛成ある事を要す。」が下院結著の讓歩であつた。

この八月廿七日第一回の國立業者連合小麦管理局中央審議會が開かれた。

獨逸

獨逸の市町村法 (一九三五年一月三十日附)

ジャック・ドゥーブレ (Jacques Doublet)
ルヴェーホリテイク・エハルマンテール誌七月號

獨逸の一九三五年一月三十日の市町村法に關しては、既に我國の學術雜誌に四五の論文が發表されてゐる。こゝに紹介せんとする論文は、フランス人の執筆したもので、紹介的論文にすぎぬけれども、看點の相違からして、其處に多少の興味が見出される。條文等のテキストは、獨逸語の原文と對比するに、多少違つた所もあるやうだから、一々それを對比したいと思つたが、時間が不十分で出来なかつた。また文意の不十分と思はれる個所に、譯註として條文の典據を示したかつたが、それも出来なかつた事を遺憾とする——譯者。

緒言

ナチス以前の概況

國民社會主義黨の政權掌握當時の獨逸市町村の組織は、甚だまち／＼で統一のないものであつた。

議會は屢々市町村の改正を企てたが、同法の統一には無力なることを示した。各州は固有の立法權を有し、そして州の内部に於いても、法規統一事業は完成されなかつた。一九二七年の法律はバイエルン州の市町村に統一組織を與へた。併しプロシヤ州に於いて市町村條例は、ラインランド及ウエストフアレン地方と、又は其他の縣とによつて違つてゐた。市町村は單なる領土的分割か、又は眞の地方的集團かであり、任意に任命したる機關により支配されてゐた。

最近まで市町村の財政状態は國家にとり不安の原因であつた。各政黨は特に都市に於て獲取せる權力を屢々利己的に利用せんとし、又各市町村は盛に企業を起し若は種々の計畫を立て競争の姿であつた。斯くして公金の濫費が行はれ、破産を惹起したる所も存在してゐる。

新法前の法律

第三帝國の指揮者は不良なる財政状態の統一と改善を計り、同時に市町村に國民社會主義の政治理想を實現せんとした。然らば國民社會主義の政治理想とは何であらうか。即ちそれは、選舉權に依る一切の任命と監督とを排撃する指導者原理、又は國民社會主義獨逸勞動黨と國との一致を指してゐる。

一九三五年の一月三十日の法律の公布に先立つて、若干の改正法律が公布されてゐる。一九三三年六月三日及六月二十八日のヴェルテンベルグ州の市町村長の任命に關する兩法律、一九三三年十二月十五日のプロシヤ州の市町村暫定制の樹立に關する法律は、その中に特に重要だと言ふことが出来る。十二月十五日のプロシヤの法律は、市町村の法律的定義を掲げてゐるが、この定義のために該法律は重視されねばならぬ。市町村は『歴史的形成的國家により公



認された、そして多数家族の同一地に於ける共同生活と、制度、施設及事業の地方的共在、この兩者の統一體より成る團體』を言ふのである。

自治制と中央權力

新法律は獨逸國全體に對し適用さるゝが、ベルリン市は一九三三年十二月十五日及一九三四年三月二十八日の法律に基く暫定的條例を有し、ベルリン市は新法律の適用を免れてゐる。それはベルリン市の面積と構造が、特別の編成と行政を要求するからである。ベルリン市に於ける行政的諸權力は、ベルリン市に對する國委員とブランデンブルグ縣知事に分掌されてゐる。

一九三五年一月三十日の法律起草者と其註釋者が、市町村に對し完全な自治制を、與ふる必要がありとの主張を固持した。併しながら斯くの如き自治制と、天降式の任命に凡ての權能を生ぜしむる強大な中央權力、この兩者を如何にして調和せしむるか。自由主義的傾向ある國々に於ては、非集中主義の此問題の解決は困難であり得ない。併し獨逸の現在の状態のもとにては、政黨が國民全生活の全體に於て演ずる役割大なるため、この問題は複雑であると言はねばならぬ。

自治體と黨との關係

市町村と中央權力との關係の外に、市町村と黨との關係が、新法律により確定されてゐる。市町村行政と黨の關係は、或地方に於ては屢々報ぜられた如く、黨と國家の結合に終らず、黨の横暴のため行政部の屏息といふ結果になつてゐた。

一九三五年一月三十日の法律はこの弊を矯正せんとした。斯くて初めて正確にして組織的な方法により、市町村行政と黨の關係が整正さるゝに至つた。

先づ市町村の組織とその活動範圍を説き、次に一九三五年一月三十日の法律が如何なる程度に、市町村の自治制を認むるかを検討しよう。

一、市町村の諸機關

市町村構成の大綱

市町村の構成の大綱は第六條に次の如く規定せらる。

『市町村の首長は市町村長とす。市町村長の代理は助役によりて行はる。』

『市町村長及助役は黨及國家の信任によりてその職に任ぜらる。市町村行政と黨の活動の統一を確保せんがため、國民社會主義黨の地方委員は一定の事項に關して協力す。市町村の行政と公民との常時的結合關係は市町村顧問によりて確保さる。市町村顧問は功勞且經驗ある人士として市町村長を補佐す。』

市町村長

市町村長及助役、黨の地方委員、市町村顧問の權限はそれ々大いに異つてゐる。

市町村長は市町村事務の進行に關し責任を有する首長である。市町村長は裁決する固有の權能を有し、法案起草者の意見に據れば市町村長は、中央權力に非ずして市町村の、意思を表明する市町村の固有機關であり、従つて他の市町

村の職員たり得ざるは言ふまでもない。またこの事に關聯して、市町村長の任命の諸條件を、特に説明することは無用であるまい。市町村長は選舉するに非ず、一定の手續に従ひ任命されるのである。市町村長の缺如したる場合、市町村長候補者に關する書類が、黨の地方委員の許に廻送される。該委員は市町村顧問と共に、候補者の資格を慎重に審査の上、三名の候補者を選定して、市町村の人口の多少により内相、國代官、又は單なる上級監督官廳に、その同意を求めらるのである(第四十一條)。管轄權を有する官廳が、同意を拒否した場合には、候補者の再選定が行はれねばならぬ。内相、國代官又は上級監督官廳が、なほこれに同意を與へざる時は、市町村の代りに直接これを任命することとなる。

市町村が人口一萬以上を有する時、市町村長はそれに相應しき、經歷の立派なる人士たらねばならぬ。それ故その市町村長候補者は、司法官又は行政官試験に合格せる者と定めらる。この制度は一九一九年までアルサス及ロートリングンに實施された制度に似てゐる。上記の地方の大都市の市長及助役は、市參事會の推薦に基き、勅令により任命されるのであつた(一八九五年六月六日の法律)。

市町村助役は同一方法によりて選任される。市町村長はこれに關して意見を述ぶることが出来る。

黨の地方委員

黨の地方委員は總統代行官により選任され、地方住民を全部的に代表する。黨の地方委員の任務は原則上、市町村事務を司るべき人に、即ち市町村長、市町村助役、市町村顧問の選定に限られてゐる。黨の地方委員は上記の人々の國籍の真正及び彼等の能力に注意せねばならぬ。また特に重要なりと思惟さるる事項に關し、黨の意思を尊重せしめ

るを要する。従つて彼は市町村會議員に非ざるも、法文が彼を適格者と明定する場合、市町村評議會に参加することが出来る(第五十五條及三十三條)。併し黨の地方委員は市町村事務の指揮及び執行に干渉することが出来ぬ。市町村長を代理することも許されぬ。

市町村顧問

市町村の住民は自治體の事務に關與する。これは如何なる理由に基くかと言へば、市町村は國民たる任務遂行を準備するに雇の學校であること、又市町村事務所によりて獨占的に諸般の決定の行はることは危険なる爲である。住民と市町村との結合、換言せば住民と市町村長との結合は、市町村顧問の存在によりて行はれ、顧問は諸般の討議に参加し得、市町村長はそれに基づいて裁決を行ふ。

市町村顧問の任命は黨の地方委員によりて行はれ、これには市町村長の同意を要する。顧問の任期は六箇年である。顧問の選任に當りては國民としての非信賴性、適性、世間の風評に注意を拂ひ、又その人格を十分に考慮しなければならぬ。大體以上の如く規定しあるのみで、此點に關し他に何等規定がない。市町村評議會には、同業組合的色彩を賦與すべく、實際に於て苦心してゐる。すなはち顧問は各地方の最も代表的な分子(勞働者、商人、購買人)より選任されてゐる。併しこの評議會には更に、市町村の吏員並使用人、及び市町村長の任命せる専門委員が参加し、特定の問題に關し諮問的表決權を有するを以て、市町村顧問の職業代表的性質は、減殺されてゐることに注意せねばならぬ。大都市に於ける専門委員は、報告委員と言つてもよいのであつて、衛生扶助等の特別問題を取扱つてゐる。

市町村評議會

獨逸の市町村法

アドルフ・ヒットラーは次の如く言つてゐる。『民衆國家は、自治體をはじめ國の指揮に至るまで、代表的機關を毫も有せず、單なる諮問機關を有するのみである。』市町村評議會もこの例外をなすものでなく、たゞ諮問せらるゝのみで、討論後にも表決が行はれない。斯くて少數者の意見も、威壓さるゝ心配なく發表できる。評議會に對する諮問事項は、第五十五條に列擧してあるが、これを次の如く要約し得る。而してこれらの事項は、緊急の場合には別として、評議會に諮詢されねばならぬ。

- (1) 市町村の境界の變更
- (2) 名譽公民權及び名譽稱號の賦與及剝奪、公民權の剝奪
- (3) 條例の發布、變更及廢止
- (4) 租稅、手数料、豫算及財産上の諸問題
- (5) 重要な訴訟

市町村評議會はその構成並權力の點から見て、一八五四年五月三日の元老院令により佛國植民地に設置の行政參事會に比較することが出来るであらう。この行政參事會も亦、著名の士と官吏より成り、その權限は全く諮詢的のものである。

二、市町村の任務

市町村の事務

獨逸の市町村の遂行すべき多くの任務は、三種に大別することが出来る。

中央政府の採れる處置の實施に關する協力の外に、若干の職務(警察、戶籍)が法律により市町村に委託されてゐる。市町村は上記の職務遂行に必要な費用と建築物を提供せねばならぬ。更にこの種の新義務が、命令に非ず法律によりて、市町村に課し得と規定してある。併し法律によりてのみ新義務を課し得といふ此の保障は、命令と法律との間に明かな區別なき爲、空文にひとしいものとなつてゐる。

他方、市町村は住民の一般的要求をば、強制及び任意的の事務によりて、國家の力を借らず自ら満足せしめてゐる。強制的事務とは、自治體全體の基本的要求に關するものにして、國民教育、扶助、衛生、或る保留の下に失業防止等である。強制的事務とは市町村の行ふべき本來の公共的事務を指すのである。

市町村の公共企業

任意的事務とは市町村の全經濟的活動を包含し、換言せば實業的事務である。市町村は法律により禁止されざる凡ての企業を營むことが出来る。一九三五年一月三十日の法律により、市町村の經營し得ざる事務は、銀行業のみである(第六十七條)。

獨逸に於ては近年に至るまで、市町村の公共的企業が、著しい進展振りを示してゐた。自治體の實業的事務とは、民間の私人の營む仕事で言へば、商業行爲によりて營むものを、指すと解してよいのである。

工業的並に商業的の凡ての企業は危険を伴ふものである。それ故市町村は營利を唯一の目的として企業を起すことが出来ない。第七十九條の規定に従へば、産業的企業は自治體の豫算に對し、收入の財源をなすを要し、又第六十七

條に據れば産業的事務の新設と擴張は「公衆の利益がそれを正當視する場合、企業が其性質と其規模上市町村の能力と需要に合致する場合、目的が他の企業によつてより、良く又より、經濟的に達成されぬ場合」にのみ許される。これの諸條件は一九三二年十月六日の大統領令の規定より採用された。上記の第一條件はフランス行政法學の常に尊重し居る觀念である。ライン河を挟む佛獨の兩國が、自治體企業を如何に噛み行くか、これを見守ることは興味なしとせぬ。之に反し佛國に於ては、實業的企業の収益の缺如が、此種の企業の開設を阻止した例はない。公衆の利益と缺損とはこの場合、對立する觀念だと我々は考へない。獨逸が缺損を重視し之を排斥するは、國家經濟を合理的に組織し、又地方負擔の軽減を計らんとする、熱意を有してゐるからである。これら保留條件のもとに、或は直接に、或は監督の下に、或は混合經濟の會社形態にて、産業的企業は行はれ得るのである。

財政並豫算等に関する事項

一九三五年一月三十日の法律の大部分は、市町村の財政問題に關するものである。各種の原則は國幣の健全なる管理を確保する熱意を示してゐる。市町村は納税者の負擔能力を考慮し、引續ける財源は全部引渡すことに努めねばならぬ。會計に關する嚴重なる規定、及び豫算に關する規定を、こゝにて總説することはせぬ。たゞ市町村が寛大なる自由を享受してゐることを一言するにとゞめる。豫算は認可せらるゝを要しないが、その全内容を監督者に提示せねばならぬ。國庫の方面に關しては、市町村は財政法規の規定に従ひ、收入の不足を補ふ限度に於て、租税及び手数料を徵收することを得る。之に反し公債の方面に於ては、從來の如き自由は失はれ、凡ての起債は許可を必要とする。

三、監督その他

國家の監督

一九三五年一月三十日の法律は市町村を、國家の諸機關——内相、國代官、縣知事——によりて、統一的行はるる嚴重な監督の下に置いた。併し被治者は毫もこれに關與してない。上記の監督官廳は、市町村長、助役及市町村評議會の任命に干渉することにより、また改組及び代行者指定の権限を有することにより、市町村に對して可成り高壓的な手段を採り得る。併し市町村長は市町村機關として、行動の大なる自由を享受してゐる。上級官廳は市町村の事務に關して報告を求め、また書類の提示を要求することが出来る。財政に關する凡ての事項は、條例と同じく監督官廳の認可を受けねばならぬ。之に反し市町村に關する規定の制定は、關係大臣の協力を要するのみである。市町村は監督官廳の決定に對し、上級官廳に上訴することが出来る。上訴したる時は該決定の效力は停止せらる。新政治の初に當りては、自治體行政と國家の目標との調和のために、監督が必要とさるゝのである。併し此監督は第百六條の規定する如く「市町村の決斷力と責任感を強め、決して之を弱めざるやうに」行はれなければならぬ。

結 び

ベルリン市の自治問題研究所を訪る者は、フォン・シュタインの肖像畫の、壁面に掲げてあるを見るであらう。カール・フォン・シュタインはプロシヤに於ける近代的な地方自治制の開祖である。シュタインの自治體制の理想は自治體の結合にあつたと、註釋家は主張してゐる。然らば獨逸の現在の市町村はその理想の如く、結合し得るかと言へ

ば、要するに結合し得ないのである。
 フォン・シュタインは全國民が、確信と干與と協力を以て、國家に關心を抱くことを、熱心に求めて已まなかつた。かの風俗的テイルジツト條約の締結後、シュタインは官僚主義を打破するため、又公民の教育を行ふために、近代的自治制を打建てた。一九三五年一月三十日の新法律は、シュタインの前記の二目的を、十分に實現し得るやと言へば、これは否と答へなければならぬであらう。

(附録)

主要記事月報

新聞雜誌名略號表

Annalist	Annal	A 之部	AES	Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Sociology
米穀 米日 馬時 貿易	米穀 米穀日本 馬時時報 貿易	B 之部	紡織 BL BN BT	大日本紡織聯合會月報 Berichte über Landwirtschaft Bavariasch Nieuwsblad Berliner Tageblatt
中公 中外 野獲 朝野 朝野 朝野	中公公論 中外財界 防衛銀行協會會報 朝野 朝野 朝野	C 之部	朝野 CEJ CFC CH CR CT	筑波石炭鐵業會月報 Chinese Economic Journal Commercial & Financial Chronicle Current History Contemporary Review Current Thought

主要記事月報

D 之 部

電氣の友
電務研究資料
電氣經濟時論
東京市電氣局調査資料
動力

大蔵省調査月報
同志
ドイツ
Deutsche Volkswirtschaft
Deutsche Volkswirt

E 之 部

映畫
エコノ
Eco
EIB
EJ

Elect
Elect
EW
Ew

F 之 部

FZ
Frankfurter Zeitung

G 之 部

月報
外新雜
外情

軍令部常報
現業調査資料
銀行通信錄

H 之 部

保學
保經
保知
保評
法政
法實

法學論叢
法律論叢
法學
放送
本邦財界情勢

I 之 部

移地
豐公
豐時

醫事衛生
イギリスヤ(露文)

J 之 部

人間
自通
電資

ジエニス
Jour
JT

K 之 部

經濟
經濟時
經濟

經濟知識
國際知識
國際グラフ

生原記 1916 年



Ⅲ 卷

國民精神文化
國際經濟週報
國際評論
國際パンフレット通信
國史教育
國家學會雜誌
海運
海外社會時報
海外セミナー事情
海外情報
海外經濟叢報
海外經濟事情
航空月報
航空記事
航空事情
工業組合

LT

London Times

三田學
三編
民政

三田學會雜誌
三井名詞彙在都報告
民政

九六

I 之 部

工日 工業日本
工調 工業調查彙報
工政 工政
汽車 汽車月報
健康 健康保險時報
組金 組合金融
科工 科學と工業
貨情 貨物情報
種時 雜誌時報
教評 教育評論
教育 教育
講資 經濟資料
研究 研究資料彙報
交易 交易
京城 京城商工會議所經濟月報

Ⅳ 之 部

民衛 民族衛生
無通 無線通信
滿民 滿洲國民政政調查月報

N 之 部

漢語	滿語	MBS	Monthly Bulletin of Statistics
滿鐵調查月報	滿鐵	MG	Manchester Guardian
交通部	交通部	Mois	Le Mois
南洋	南洋協會南洋情報	日滿實	日滿實業協會週報
南協	南洋協會雜誌	日廣	日本實業協會週報
農時	農村工業	日經	日本商工會議所經濟月報
農業	農業	日評	日本評論
農產	農產彙報	內時	內務時報
農經	農產經濟研究	內社	內外社會問題調查資料
日維	日本製鐵參考資料	內南	內外商工時報
日勤報	日本勸業銀行調查月報	內調	內外調查資料
日興報	日本勸業銀行調查月報	內經	內外經濟叢刊
日勤	日本勸業銀行調查月報	名商會	名古屋商工會議所月報
日公	日本公衆保險協會雜誌	燃協	燃料協會誌
日滿支	日滿支評論	野調	野村台名調查週報
日滿	日本鐵業會誌	NYT	New York Times

大原

大原社會問題研究所雜誌

O 之 部

大阪商工會議所月報

ヲエ

ヲロフニチイユコノミキ(露語)
中央記者月報

ヲハ

ヲラノシカイハシヤイノストガナ(露語)

九七

刊名	種別	略称	備考
フランクフルター紙(露語)	新聞	PQ	Political Quarterly
フランクフルター(露語)	新聞		
労働時報	労働新聞	REP	Revue d'economique Politique
労働管理	労働新聞	Rg	Reichsgesetzblatt
露西亞月報	労働新聞	RPP	Revue politique parlementaire
生命保險協會協會々報	商工新聞		商工經濟
生命保險經營	商工新聞		商工經濟研究
染織時報	商工新聞		商工之日本
世界と我等	商工新聞		商業論叢
世界と労働	商工新聞		社會事業
政經論壇	商工新聞		社會事業叢報
職業紹介公報	商工新聞		社會政策時報
職業紹介	商工新聞		山林
遊刊時報(外務省)	商工新聞		山林叢報
斯民	商工新聞		水利と土木
正金銀行週報	商工新聞		支那
産業能率	商工新聞		支那
産業組合	商工新聞		資源
産業福利	商工新聞		採業雜誌
産業と教育	商工新聞		信託協會會報
			ソヴェート聯邦事情

R 之 部

S 之 部

T 之 部

石油時報	石油時報	ソコ	ソヴェイェトスユエエゴスダルストヴキ
宗教教育	宗教教育	ソト	ソヴェイェトスカタホルエリヤ
ソアラニエゴコノフ	ソアラニエゴコノフ		
東洋	東洋	都問	都市問題
東洋研究	東洋經濟研究	叢金	叢金雜誌經濟月報
東洋	東洋貿易研究	大連商	大連商工月報
東洋	東洋經濟新報	統計時	統計時報
東洋	東洋	統計叢誌	統計叢誌
東洋	東京商工會議所所報	帝國農會	帝國農會時報
東洋	東京株式取引所露亞彙報	帝國瓦斯	帝國瓦斯協會雜誌
東洋	東大陸	帝國鐵道	帝國鐵道協會報
東洋	東京市產業時報	帝國經濟	帝國經濟資料
東洋	東京市社會局時報	拓務時	拓務時報
東洋	帝水	鐵鋼	鐵と鋼
東洋	帝國教育	テイト	テイトクワフレンスカナラズエズダ(露語)
東洋	帝國農會報	Temps	Temps
東洋	都市公論		

U 之 部

運輸
 運輸
 主要記事月誌

		V	之部	
YB	Völkischer Beobachter	YK	Vierteljahrshefte zur Konjunktur- forschung	
WA	Weltwirtschaftliches Archiv	WS	Wirtschaft und Statistik	
WP	World Power			
		Y	之部	
山商	山口商學雜誌	横商	横濱商工月報	
桑業	大日本桑業協會雜誌			
		Z	之部	
財通	財務通報	財月	財界月報	
財租	財界觀測	稅	稅	
財經	財政經濟時報			

記事分類表

I	政治及行政	101	XII	黨	121
II	法	102	XIII	前	122
III	外	103	XIV	交通及通信	123
IV	交防	104	XV	社會及労働	124
V	經濟一般	105	XVI	數	125
VI	企業經營及會計	106	XVII	經濟及保健衛生	126
VII	別	107	XVIII	人口、食糧、土地、移轉、民族及人類	127
VIII	全	108	XIX	天文、地理及度量	128
IX	保險、銀行、商及行棧	109	XX	標	129
X	恩、恤、賞、罰及水産課	110	XXI	雜	130
XI	雜	111			

題名	記述者	誌名	卷號	発行年月日	題名	記述者	誌名	卷號	発行年月日
I 政治及行政					ケソソソ大統領の致意(2)				
政黨一新の行簡	安東 悟	國評	5.	9 11. 9. 1	合衆國共和民主兩黨の政綱	吉岡 文六	CH	36. 8	
文官制度改革案	米國憲法委 員會	CT	30	11. 8. 3	野介石政権の再檢討	支那	兩社	294	11. 5. 15
情報委員會の設立に就て	宮本 吉夫	電研	1.	9 11. 8. 1	支那に於ける國家社會主義運動	東亞	支那	9	11. 9. 1
日本人民黨の胎動	大森義太郎	内時	1.	8 11. 8. 15	野介石の北支對策全貌	ノ	ノ	9	11. 9. 1
南方發展と國策	外	中公	51.	9 11. 9. 1	支那最近の政情	外新雜	ノ	360	11. 8. 20
國家社會主義論	順澤 尊治	國評	3.	9 11. 9. 1	對支政策に關する主張	東洋	支那	30.	9 11. 9. 1
日本らしい革新の方式	山川 均	民改	18.	9 11. 9. 1	支那の國民主義と對支政策	支那	支那	27.	9 11. 9. 1
	見島三十九	社往	8.	9 11. 9. 1	支那の國民主義と對支政策	今井 政吉	今井 政吉	30.	9 11. 9. 1
					對支政策に關する主張	東洋	東洋	30.	9 11. 9. 1

Coronation Council	LT	'36. 5.29	Random rule in Brazil	LT	'36. 7.18
League reform (The lessons of experience)	"	'36. 6.29	Civil war in Spain (A monarchist revolt)	"	'36. 7.35
Stim clearance in London (Many proposals for L. C. C.)	"	'36. 6.29	On the Soviet fringe I (The Caucasus old and new)	"	'36. 7.30
A Minister's Speech	"	'36. 6.30	Mr. Baldwin in Wales (Policy at home and abroad)	"	'36. 7.20
Nazis and Danzig	"	'36. 7. 3	The Spanish climax	"	'36. 7.21
Quick march in France	"	'36. 7. 3	On the Soviet fringe II— (The Armenian desert)	"	'36. 7.21
The League's decisions (A formal end to "Sanctions")	"	'36. 7. 6	Church strife in Germany	"	'36. 7.21
The League and Germany	"	'36. 7. 6	On the Soviet fringe III	"	'36. 7.25
Aden as a colony (Powers of the Governor)	"	'36. 7. 8	Green belt in Middlesex (Proposed £.315,000 purchase)	"	'36. 7.25
Anglo-Russian differences	"	'36. 7. 9	Training in crime detection	"	'36. 7.25
Between two Continents	"	'36. 7. 9	U. S. election contest (A new alliance)	"	'36. 7.25
New rulers in Kabul	"	'36. 7.11	McMahon in court	"	'36. 7.25
Germany and Austria	"	'36. 7.13	Peace in Europe (Mr. Eden on British aims)	"	'36. 7.28
New broom in Spain	"	'36. 7.14	Elections in Quebec	"	'36. 7.29
Anglo-German relations	"	'36. 7.14	Cost of living in France	"	'36. 7.29
Italy and her war (I)	"	'36. 7.15	League reform	"	'36. 7.30
Italy and her war (II) The luck of the Duce)	"	'36. 7.16	At war with nature (Harve of American drought)	"	'36. 7.31
Rival forces in Germany	"	'36. 7.17			
Italy and her war (III) Incidence of Sanctions)	"	'36. 7.17			
U. S. fights against drought	"	'36. 7.18			

Changes in the Ministry	LT	'36. 7.31	U. S. Far Eastern policy becoming one of isolation	Frederick Moor	JT	'36. 8.16
U. S. neutrality, urged as policy for London	"	'36. 8.22				
Japan menaced by red influence in China and Russia	JT	'36. 7.26	Alfred Mosseman Landon	William Allen White	"	'36. 8.16
Problem of the Pacific	"	'36. 7.26	Japan in the summer of 1936	Prof. Hugh Miller	"	'36. 8.16
Steps toward League reform	"	'36. 7.29	Imperial Russia's last years		"	'36. 8.16
European Entente in making	Edwin L. James	'36. 7.31	Japan in the South Seas	Willard Price	"	'36. 8.18
Flexibility of U. S. constitution has made 1787 document survive almost intact. says Chas. Beard	"	'36. 8. 1	Landon's speech ordinary		"	'36. 8.19
Gomez promises freedom in Cuba	"	'36. 8. 1	Soviet conspiracy trial reveals terrorists plot		"	'36. 8.20
Relief to 134,000 families planned for U. S. drought	"	'36. 8. 4	Federal revenue increases heavily		"	'36. 8.20
Fear that French radicals intend to establish Soviet regime worries all Europe	"	'36. 8. 7	Tsurumi explains causes that led to 2—26 incident		"	'36. 8.21
Soviet Russia an Enigma	"	'36. 8.12	A writer's impression of Spain		"	'36. 8.22
Czechoslovakia's Eduard Benes (His firm democratic control rights the trend to Germany)	"	'36. 8.15	The Philippine dilemma		"	'36. 8.23
Japan's policy in China	"	'36. 8.15	Premier Baldwin and Cabinet	Eco	"	'36. 8.23
			Germany and Austria		"	'36. 8.23
			The lessons of Jarrow		"	'36. 8.23
			The Spanish cauldron		"	'36. 8.23



Indian rural problems	MG	'36. 7. 4					
The Italian position in Abyssinia	"	'36. 7. 6	The problem of the refugees in Europe	Dr. Norman Benrich	CR	8. 47	'36. 7.
France's "new deal"	"	'36. 7. 11	Roosevelt versus London	S.K. Ratchlife	"	8. 47	'36. 7.
French socialists and the army	"	'36. 7. 15	Situation in Austria	Dr. Ernst Benedikt	"	8. 47	'36. 7.
France's Prime Minister (An Italian diplomat; estimate of Leon Blum)	"	'36. 7. 16	M. Blum at the cross-roads	Thomas Balogh	"	8. 47	'36. 7.
The King unperurbed (Revolver incident during Guards procession)	"	'36. 7. 17	Christianity in Germany to-day	Sir Raymond Beazley	"	8. 48	'36. 8.
Revolt in Spain	"	'36. 7. 20	Text of Dr. Townsend's address at Old-Age convention		NYT	'36. 6. 16	
The Soviet at a climax (New constitution)	"	'36. 7. 21	All labor for him. Roosevelt rule cheered by 11,000		"	'36. 7. 10	
Personal rivalry in China	"	'36. 7. 22	Townsend attacks on Roosevelt rule cheered by 11,000		"	'36. 7. 16	
French public works scheme to cost £ 270,000,000	"	'36. 7. 22	Townsend pledges aid to Lemke as he sways Convention		"	'36. 7. 17	
Gov. Landon on agriculture and Labor	CFC	'36. 8. 1	Text of Father Coughlin's address to Townsends		"	'36. 7. 17	
Proposed reforms in Court Organization and Legal Procedure	"	'37. 1. '36. 8. 8	Coughlin wins Townsend and Long group to Lemke as he sways Convention		"	'36. 7. 17	
VIII Austria go democratic	CH	'36. 8.	Lemke pledges aid to Townsend Plan		"	'36. 7. 20	
Major Party platforms of 1936	"	'36. 8.	Text of Lemke speech before the Townsend convention		"	'36. 7. 20	
The latest French revolution	"	'36. 8.					
Roosevelt puts all postmasters under Merit plan	NYT	'36. 7. 23	La raison du succes du Front populaire	Paul Vaillant-Couturier	Mois	'36. 6.	
Text of address of Governor Landon in acceptance of Republican Nomination	"	'36. 7. 24	M. Charles Spinasse, l'economie nationale		"	'36. 7.	
Landon pledges strict economy. (Landon Address at Toweka)	"	'36. 7. 24	La constitution russe de 1936		"	'36. 7.	
Democratic foes of the New Deal called to parley	"	'36. 8. 3	La guerre civile en Espagne		"	'36. 7.	
Coughlin attacks Roosevelt as traitor	"	'36. 8. 6	Vers une nouvelle Europe		"	'36. 7.	
Party link denied by Liberty League	"	'36. 8. 7	Les leçons de l'expérience socialiste en France	Avilce	"	'36. 7.	
Labor seen as 95% behind Roosevelt	"	'36. 8. 7	Résultats de l'expérience Van Zeeland. Les jeunons d'une dévaluation		"	'36. 7.	
Socialist polls put at 3,000,000 votes	"	'36. 8. 14	Le Parti communiste rejoint la presse		Temps	'36. 7. 10	
En Espagne: Deux partis En Europe: Deux blocs	Journ. national	'36. 8. 17	Veto communiste	Raymond Millt	"	'36. 6. 27	
Perspectives allemandes	Mois	'36. 5.	Les bolcheviks-léninistes de la 4e Internationale T. S. F. et Front Populaire		"	'36. 7. 29	
L'Espagne de la Révolution	"	'36. 5.	Un discours de M. Juraux au congrès des instituteurs		"	'36. 8. 6	
La reforme de l'Espagne M. Azana	"	'36. 5.	Prélude à la XVIIe législature	J. F. Comperrot	RPP	'36. 7. 10	
Tn tournant de la politique française	"	'36. 5.	L'incertitude du problème de l'Etat	Roland Mosperhol	"	'36. 7. 10	
		'36. 6.	La loi communale allemande du 30 janvier 1925	Jacques Doublet	"	'36. 7. 10	

Versaechigung der Rittungsindustrie Frankreichs	BT	'36. 7. 7	Der Kampf um neuen Lebensraum (Das Landeskulturwerk ein Friedenswerk des deutschen Volkes)	P. Dramburg	VB	7.18
Neue Bauernpartei in Polen? (Die Bemühungen des Regierungslagers um die Bauern)	"	'36. 7.29	外蒙共和国の経済的及び文化的建設	ルイジック	フハ	6 11. 7.20
Volkstfronttendenzen in der Schweiz	"	'36. 7.31	日本に於ける国内競争	カントロウ	イヌ	11. 7.27
Verfassungsänderung in Holland	"	'36. 8. 5	反革命暗殺隊の裁判を前にして	イチ	"	11. 8.15
Die Freie Stadt Danzig	Staatsrat Schimmel	20 '36. 7.	反政府露隊とトロツキー十五將校の處刑	ラヂツク	フナ	11. 8.21
Wirtschaftliche Bilanz der Sanktionen	DV	'36. 7.10	II 法 制	ヨル	フナ	11. 7.14
Baumordnung (Aufgaben der Bauforschung)	FZ	'36. 7. 7	ソヴェト憲法の改正	高橋宣彦	リ聯	7. 2 11. 8.15
Der Fortgang des türkischen Aufbaus	"	'36. 7. 8	佛蘭西に於ける株式會社法の改正	大隅他一般	法論	35. 2 11. 8. 1
Acht Monate Sanktionen Das österreichische Staatsschutzgesetz	"	'36. 7.14	ナチスの株式法改正論	大森忠夫	"	35. 2 11. 8. 1
Amerikas Parteien (Tradition und Tagespolitik —Die Funktion des Zwei-Parteien-Systems)	"	'36. 7.19	The Robinson-Rohman anti-price discrimination Act		CFC	3708 36. 7.18
Zins und Zinspolitik in England	"	'36. 7.29	Das Gesetz über Hypothekenzinsen (Der Wortlaut—Geltung bis 1. Juli 1939)		BT	7. 4
Danzig wünscht Neuordnung	VB	'36. 7. 6	Die Akademie für Deutsches Recht über: Urheberrecht am Film		VB	7.21
			Der "Devisenberater" (Nach der Verordnung über geschäftsmässige Hilfeleistung in Devisensachen vom 29. Juni 1936)		"	7.25

Ein Grosshandelschutzgesetz?	DV's	20 7.	日支經濟提携の必要	西山榮久	商工經	2. 2 11. 8. 1
Zeitgenässes Hypothekenrecht	Tribuns	" 19 7.	滿蒙國境問題	平竹傳三	支那	27. 9 11. 9. 1
Bedeutung des Umlegungs-Gesetzes	"	" 20 7.	上海を中心とする抗日運動の趨勢(上)	大西齊	"	27. 9 11. 9. 1
Ostilleschussvorrordnung Frankreich: Die neuen Sozialgesetze	DV	39 6.26	ノ聯邦最近の情勢	森三郎	東亞	60. 7 11. 8.20
ノ聯邦の裁判	"	8.14	歐洲政局とノ聯邦最近に於けるイギリスの對支工作	岡本鶴松	月コ	2. 9 11. 8.15
ノ聯邦司法人民委員部の創設	グライソン	11. 7. 9	British policy attacked at Montreux Conference	東亞	東亞	9. 9 11. 9. 1
イタリーの勞働法	フキラ	11. 7.15	Austria's sovereignty recognized	MG	MG	'36. 7.10
ノ聯邦に於ける選挙權ノ廢止に於ける社會主義的所者の二形態	コロウイソ	11. 7. 8	Mediterranean agreement	"	"	'36. 7.11
新憲法に就て	クルタイン	11. 7.12	French foreign policy	"	"	'36. 7.16
	キー	11. 8.14	Mr. Lloyd George's view of Austro-German agreement	"	"	'36. 7.16
III 外 交			Rumania's improved relations with Russia	"	"	'36. 7.18
我が外交の根本方針	林久治郎	16. 9 11. 9. 1	The Italian case (Text of note to League)	LT	LT	'36. 7. 1
不謹慎な外交論を排す	東經	172. 3 11. 8.29	Differences at Montreux	"	"	'36. 7.14
日支親善は其目的と目標を定めて	松本忠雄	16. 9 11. 9. 1	Franco-Soviet pact	"	"	'36. 1.18
日滿新條約と兩國關係の將來	神川彦松	16. 9 11. 9. 1	Foreign policy of America	"	"	'36. 2.26
日支外交の焦點、北支の現状	村上知行	5. 9 11. 9. 1	Reform of the League (A Suggestion from Chile)	"	"	'36. 6. 9
日露關係	オウエーン	360 11. 8.20	The Straits Settlement	"	"	'36. 7.18



要 覧	LT	36. 7. 20	La Conférence de Montreux. Texte de la convention	Temps	36. 7. 21
Use of the Straits	LT	36. 7. 21			
New Conventions of the Straits	"	36. 7. 21			
Anglo-Japanese relations	"	36. 7. 29	L'accord économique entre la Grande-Bretagne et l'U. R. S. S.	"	36. 8. 1
France's foreign policy	Sisley End-dleston	\$48 '36. 8.	La politique extérieure du Gouvernement	"	36. 8. 2
Reich, Austria in accord on foreign policy	JT	'36. 8. 3	L'Autriche, l'Allemagne et l'Italie après l'accord du 11 juillet	Louis Eisenmann	'36. 8. 10
Change in Europe's diplomacy	F. T. Birchall	'36. 8. 12	支那に於ける日英の競争	ホリヨラ	11. 7. 28
Britain's foreign policies	"	'36. 8. 14	イタリー内亂と列國干渉	カール・ラ	11. 8. 4
Anglo-Japanese relations	"	'36. 8. 23	地中絶問題	イワノワ	11. 8. 6
Manchukuo's foreign relations	Kanichi Narazaki	'36. 8. 26			
U. S. policy in Cuba under criticism	NYT	'36. 7. 10	IV 國 防		
France asks 3-Power conference for neutrality in Spanish crisis	"	'36. 8. 1	國防と統一指揮	航軍 三週	142 11. 8.
Roosevelt lands ties with Canada	"	'36. 8. 1	勳章の西班牙と左右の決戦	LT	666 11. 9. 5
Japan, China und Mächte	Jan Fabius	'36. 7. 2	Honneur at R. A. F. Display (Value of wireless telephony)		'36. 6. 29
Polbos' Vorschläge	"	'37. 7. 3	French arms industry	"	'36. 7. 3
Klärung Deutschland-Oesterreich	"	'36. 7. 14	Cost. of air force expansions	"	'36. 7. 4
Universität und Regionalpakte (Debos für Verstärkung der Verpflichtungen)	FZ	'36. 7. 4	Trade unionism and war	"	'36. 7. 9
			Food Supplies in war	"	'36. 7. 10
			£19,652,700 more for defence (The supplementary estimates)	"	'36. 7. 10

要 覧	LT	36. 7. 10	Evidence at the Arms Commission (British Aircraft Manufacturers Reply to Criticism)	MG	36. 2. 8
The forces and the future	LT	'36. 7. 10			
More money for defence	"	'36. 7. 10			
Support for armament shares	"	'36. 7. 10	Cost of rearmament programme	"	'36. 7. 4
Fire brigades in war time (Emergency plans suggested)	"	'36. 7. 11	French bill to nationalize the arms industry	"	'36. 7. 7
British note to U. S. and Japan (Destroyer tonnage)	"	'36. 7. 16	Rearmament (Bringing false prosperity)	"	'36. 7. 7
Defence policy (Labour critics of rearmament)	"	'36. 7. 30	Italian views on the African war	"	'36. 7. 10
Defence policy discussed (Sir T. Inskip on his plans)	"	'36. 7. 31	Lancashire and rearmament contracts	"	'36. 7. 11
Motor torpedo boats	"	'36. 7. 22	The menace of war (Huge armaments of Germany and Italy)	"	'36. 7. 11
Vertical flight (New autogyro in action)	"	'36. 7. 23	Organizing fire brigade on war footing	"	'36. 7. 11
Sea power and the Empire (Sir Samuel Hoare on defence)	"	'36. 7. 23	The latest in warships	"	'36. 7. 14
New autogyro	"	'36. 7. 23	Our destroyer strength	"	'36. 7. 16
Food production in war	"	'36. 7. 27	Safeguards against gas	"	'36. 7. 18
R. A. F. expansion	"	'36. 7. 29	French Chamber approves arms control bill	"	'36. 7. 18
An exercise in pursuit (Cost of mechanized infantry)	"	'36. 7. 30	France and the arms industry	"	'36. 7. 20
New air force reserve	"	'36. 7. 31	Progress of the defence programme (Sir T. Inskip's report on arms, men, and food)	"	'36. 7. 21
Testing the air defences	"	'36. 7. 31			



New home defence force	MG	'36. 7. 22	C. M. T. C. youths end Niagara Training	NYT	'36. 8. 4
Germany's re-armament I	Eco	1244850' 35. 8. 1	Army buys 150 'most powerful' Air Motors; National and international aspect of the war in Spain	"	'36. 8. 4
(II—Economic aspects)	"	1244850' 36. 8. 8		CFC	3711' 36. 8. 8
Bommdreppers voor Indië	SN	'36. 7. 1	Militärische Verkehrs-politik	DV	36' 36. 6. 26
British factories rush fast planes	JT	'36. 8. 19	Das Staatsvereidigungs-gesetz der Tschechoslo-wakei	"	'36. 7. 3
Small powers around Reich increase arms	"	'36. 8. 21	Wehrwirtschaft und Ernährungsproblem	"	'36. 7. 17
U. S. S. R. and Reich agree to place embargo on arms	"	'36. 8. 25	Totaler Krieg und Roh-stoffproblem	W. Mende	'36. 7. 24
Reich extends army ser-vice period as move against	"	'36. 8. 25	Der „Vaterländische Hilfsdienst“	"	'36. 8. 7
Armaments to enforce peace	F. B. Austin	'36. 9. 1	Verstaatlichung der Rüstungsindustrie in Frankreich	Dieckmann	'36. 8. 21
Britain will give gas masks to all	NYT	'36. 7. 15	Belgische Rüstungsber-atung	"	'36. 8. 21
Andrews predicts clash in Far East	"	'36. 7. 20	Betriebsumstellung im Weltkrieg	"	'36. 8. 21
6,000 at camp Dix see C. M. T. C. drill	"	'36. 7. 27	Neuer englischer Schlachtschiff-Typ	BT	'36. 7. 30
Soviet denounces Finns' air project	"	'36. 7. 26	Handbücher zum Thema "Wehrkunde" (Ein Blick auf ein Sonder-gebiet des militärischen Schrifttums)	"	'36. 8. 11
Britain to create New Army Section	"	'36. 7. 29			
Standley says U.S. plans battleships to match Britains	"	'36. 7. 30			

註 釋

Die Verstaatlichung der französischen Rüstungs-industrie	BT	'36. 8. 11	資本主義下に於ける計量經濟	A. W. レニサニ	"	29	7. 3
Polans Kriegswesen 1936 (Erbschaft aus drei Reihen und ihre Umgestal-tung)	"	'36. 8. 18	日滿支プロットの諸問題	樋口弘	國題	17. 36	9. 3
Schweizer Sicherheitsvorkehrungen	YB	'36. 7. 4	最近の物價暴落を見る	村上知行	東洋	39. 9 11. 9. 1	
Défense nationale	Temps	'36. 6. 13	北支經濟風土記	山崎能城	ソ聯	7. 2 11. 8. 15	
Le projet de rationalisa-tion de la fabrication des matériels de guerre est adopté par 484 voix contre 85	"	'36. 7. 18	ソヴェト經濟に於ける價格の意義	英領印度經濟事情	英領	15 11. 8. 10	
La nationalisation des fabrications de guerre au Sénat	"	'36. 8. 9	英領印度經濟事情	スラブヤ商	南協	22. 8' 36. 8. 1	
Doit-on réduire la durée du service militaire par-ce que la ligne Maginot est trop belle?	Journal	'36. 8. 9	1935年殷實東印度經濟情勢	品斯列所	MG	'36. 7. 13	
V 經濟一般			The drought and the wheat position	"	"	'36. 7. 15	
我國の資源と國家總動員進	松井春生	銀通	Italy after sanctions (Financial stress)	"	"	'36. 7. 23	
統制經濟と國家權力	石濱知行	改造	Conditions in Germany (Rising prices and cost of living)	"	"	'36. 7. 23	
福田内閣の統制經濟政策	落谷善一	ニエノ	A Dutch research labora-tory (Lanmps more bril-liant than the seen)	"	"	'36. 7. 25	
新財政政策と持株証券	ヲイヤ	24. '36. 8. 5	The Anglo-Argentine agreement	Eco	1344845	'36. 7. 4	
計量經濟論	ヲイヤ	28. 6. 1	British industrial earning power	"	1244847	'36. 7. 18	
	ヲイヤ		Germany's economic situa-tion	Dr. E. St. erin-Rub. arth	CR	848' 36. 8.	
	ヲイヤ		Reich credits cause con-cern	W. A. Lyon	JT	'36. 6. 12	
	ヲイヤ		Cost of living in France	"	"	'36. 8. 20	



Progress of recovery in U. S.	WT Case	JT		'36. 9. 1	Deutschlands neues Wirtschaften (Ein Bericht aus der Berliner Britischen Botschaft)	BT		'36. 7. 23
National income bill in 1935		NYT		'36. 7. 13	Italiens Wirtschaftsumbau (Die Notwendigkeit des Aussenhandels)			'36. 8. 6
National income 1930-1935				'36. 7. 18	Weltwirtschaft der Systeme			'36. 8. 9
French liberalize control of Bank				'36. 7. 17	Reform der Wirtschaftsorganisation	Bruno Sackel	VB	'36. 7. 9
Cooperative study moves to Sweden				'36. 7. 17	Die neuen Wirtschaftskammern (Staatsführung und Selbstverwaltung)			'36. 7. 12
Dr. Butler urges economic parity				'36. 7. 20	Der Wirtschaftsverband			'36. 7. 14
Lawyer analyzes the Latham Act				'36. 7. 20	Möglichkeit der Verbranchenklung	Dr. Simons	DV	'36. 6. 26
China loan rumor is called "absurd"				'36. 7. 22	Vereinfachung der Gewerbeorganisation			'36. 7. 3
British give Soviet a \$10,000,000 credit				'36. 7. 30	Mathematische Methoden in der Wirtschaftsforschung	Dr. H. Teier		'36. 7. 3
More gold brought as the franc drops				'36. 8. 8	Die Vereinfachung der gewerblichen Organisation			'36. 7. 10
Estimated total construction expenditures, 1925-35	Annal			'36. 7. 3	Der Wirtschaftsschutz im kommenden Strafgesetzbuch	Dr. Pischdick		'36. 7. 24
On the world economic front				'36. 7. 17	Wirtschaftliche Bilanz der Sanktionen III			'36. 7. 24
Reformierte Bezirksordnung der Organisation der gewerbliche Wirtschaft	BT			'36. 7. 9	Wirtschaftliche Klauseln in politischen Paketen	Dr. Berger	DVs	'36. 7. 19
Was ist Wirtschaftsverrat?				'36. 7. 14				

Zur Reform der Organisation der gewerblichen Wirtschaft	Dr. Barth	DVs		'36. 7. 20	An conseil national économique (l'industrie automobile)	Temps		'36. 8. 2
Die Zukunft der Preise	Dr. Jacobs			'36. 7. 20	Voie du programme des grands travaux	Trois		'36. 8. 6
Das Wirtschaftsbild Deutschlands und der Welt (Aus der Halbjahresherberich der Reichskredit-Gesellschaft)	FZ			'36. 7. 4	L'Economie du Front Populaire	Emile		'36. 6. 7.
Italiens Konjunktur nach den Sanktionen				'36. 7. 5	Deux éléments qui tendent à favoriser la hausse des prix	Emile Co-Journ-al		'36. 7. 8
Reform der Wirtschaftsorganisation (Beseitigung von Mängeln und Störungen)				'36. 7. 8	Vote à l'unanimité du projet de grands travaux			'36. 8. 5
Selbstverwaltung als Ziel „fallig“?				'36. 7. 9	L'adoption au Sénat du projet de loi sur l'aide au petit commerce et à petite industrie			'36. 8. 13
Das Problem der Kapitalbeschäftigung in der chinesischen Volkswirtschaft	Renner	WA	44	'36. 7. 36. 7.	ソ連前半年の國民經濟	メソヂルソ	アラ	11. 7. 24
Les projets économiques et sociaux		Temps		'36. 6. 12	極東に於ける小買取引	チエルニヤ	アハ	11. 7. 30
Les projets économiques et sociaux				'36. 6. 13	國民の購買力と小買取引	チエルニヤ	アハ	6. 11. 7. 30
La Politique économique du Gouvernement un-discours de M. Spinasse au conseil national économique				'36. 7. 18	第一四半期ソ連邦國民經濟總計	アラソフ	アラソ	9. 11. 5. 11
					前半年國民經濟	アラソフ	アラソ	11. 7. 22
					モルヤ人自治州の經濟的發展	アラソフ	アラソ	11. 8. 9
					經濟機關の新決議制度	アラソフ	アラソ	11. 7. 16



要 目

要目	日付	頁数	掲載日
特殊地方物産の引下	11. 8. 3	11. 8. 3	
VI 企業経営及資料			
農家小組合に関する調査の概要(一)	豊時	95	11. 8.25
カルテル及シンデレートの動向	法論	35	2 11. 8. 1
米國主要石油倉社業績	内社	295	11. 8.25
Steelworks at Jarrow	海報	15	11. 8.10
Steelworks at Jarrow	LT	'36. 7. 6	
The drift of industry to the South	Mfg	'36. 7. 7	
Future of cotton industry (Sir Homi Mulla's view)	ノ	'36. 7.13	
Enterprise on Tyneside	LT	'36. 7.29	
Electricity distribution	Eco	124,4845	'36. 7. 4
British steel methods	ノ	124,4845	'36. 7. 4
Cooperatives four trust in Sweden	NYT	7.27	
Annual report of the department of scientific and industrial research	Elect	3005	'36. 1. 3
Reform of supply	ノ	3006	'36. 1.10
Marine electricity	ノ	3005	'36. 1.10
Supply in Australia	ノ	3007	'36. 1.10
Australian supply conference	ノ	3008	'36. 1.24
VII 財 政			
Special annual review features	Elect	3006	'36. 1.31
Canadian electrical industry	ノ	3006	'36. 1.30
Electricity on the farms	ノ	3010	'36. 2. 7
Early electric light	ノ	3010	'36. 2. 7
Modern city and urban distribution	ノ	3010	'36. 2. 7
Supply in Bulgaria	ノ	3011	'36. 2. 7
Supply in rural areas	ノ	3011	'36. 2.17
Remote control of power networks	ノ	3011	'36. 2.14
VII 財 政			
國際政策論	ノ	2	9 11. 8.15
地方財政及税制改革の諸問題に就て	ノ	2	11. 8.15
税制改革の動向	ノ	31	9 11. 9. 1
非常時豫算と財政計畫(一)	ノ	31	9 11. 9. 1
非時豫算と財政計畫(一)	ノ	24	26 11. 8.21
各種税改廢と交付金問題	ノ	24	26 11. 8.21
日本財政の立直しと經濟政策(一)	ノ	2	11. 8.15
農産負擔過重の因由と輕減の提議	ノ	2	11. 9. 1
財政經濟上に於ける新政策の現段階	ノ	27	9 11. 9. 1
支那の財政に關する一考察	ノ	9	11. 9. 1
ナチス公債政策の金融的背景	ノ	17	35 11. 8.27

要目	日付	頁数	掲載日
1935年に於ける聯邦印度財政	南協	22	8 '36. 8. 1
Tithe bill (Parliamentary discussions)	LT	'36. 7. 8	
League budget for 1937	Mfg	'36. 7.11	
Chambers passes fresh bill to control Bank of France	ノ	'36. 7.17	
The changes at the Bank of France	ノ	'36. 7.17	
German methods of debt settlement	ノ	'36. 7.23	
The revenue of the United Kingdom 1936—'37	Eco	124,4845	'36. 7. 4
American recovery	ノ	124,4849	'36. 8. 1
Taxes in the Soviet	CH	'36. 8.	
Roosevelt to ask taxes to balance the budget again	NYT	'36. 2.28	
Tax experts score capital gains levy	ノ	'36. 7.10	
\$45,000,000 yield in sales tax seen	ノ	'36. 7.17	
Federal revenue increase heavily	ノ	'36. 7.23	
No tax increase will be sought in 1937 Congress	ノ	'36. 8.14	
Roosevelt's failure to balance United States budget criticized	JT	'36. 7.23	
Estimated total construction expenditure	Annal	'36. 7. 3	
Im Zusammenhang gesehen	Bruno Seesal	'36. 6.28	
Steuer-Wellen	ノ	'36. 7. 3	
Verdreifachte Gewinnberechnung (Die Möglichkeit von Zu- und Abschlägen nach §4 Abs. 2 EStG)	ノ	'36. 7.17	
Die holländische Währungs-politik	FZ	'36. 7. 9	
Der neue Lohnsteuer-satz	VB	'36. 7. 1	
Neue Reichsanleihe	DVs	10	'36. 7.
Gulden-Verteidigung	DV	36	'36. 6. 5
Le rendement général des impôts en avril 1936	Temps	'36. 1.15	
La Banque de France	F. Jenny	'36. 7.13	
Le nouveau statut de la Banque de France	ノ	'36. 7.17	
Discours radiodiffusé de M. Léon Blum pour l'emprunt	ノ	'36. 7.19	
Le futur statut de la Banque de France	F. Jenny	'36. 7.20	
La réforme du statut de la Banque de France	ノ	'36. 7.24	
La Banque de la France	F. Jenny	'36. 7.27	
The letter de M. Vincent Auriant au doyen du conseil de régence	ノ	'36. 8. 2	

Monopole et taxation L'avenir de la Banque de France	Tempo Mois	'36. 8. 2 36. 5. 6.	RFC cuts interest on loans sharply to spur recovery	NYT	'36. 7. 13
M. Vincent-Auriol, Grand argentier du Rossemblement	"	36. 6. 7.	Reserve requirements increased 50 per cent to bar credit inflation	"	7. 15
La course à l'abime ou le vertige des dettes	"	'36. 7.	Bank law reform by a commission held Jean-don's aim	"	7. 32
L'appel radiodiffusé du ministre des finances	Journel	'36. 7. 10	Roosevelt told of credit activity	"	8. 6
La reforme de la Banque de France	"	'36. 7. 16	Board to maintain easy money policy	"	8. 7
Le nouveau Statut de la Banque de France	RPP	51. '36. 7. 10	Capital market anomalies	Eco	1244845 '36. 7. 4
復興に於ける農業税率 ノ聯邦貯蓄銀行の決算報告	ライネ ゾーネ	11. 8. 11 11. 8. 8	The French treasury and the Banque de France	"	1244847 '36. 7. 25
VIII 金 庫	財経 月報	9. 11. 9. 1 9. 11. 8. 20	The banking half-year South American bank fusion	LT	'36. 7. 6
聯銀、農銀合併問題論討 革命時金の第一致借の 論議	直井 武夫	9. 11. 9. 1 16. 11. 8. 25	French bank rate reduced Bank of France reform	"	'36. 7. 10
米國の國際貸借(1935年)	海經 南協	9. 11. 9. 1 9. 11. 9. 1	Empire banking (Slow recovery) British banking in S. America	"	'36. 7. 18
關印に於ける外國爲替金融 及株式市場情勢	"	9. 11. 9. 1	"Zinssenkung" der Sowjets	MG	'36. 7. 9
亞國一九三五年貯金成額	海經	15. 11. 8. 10	Neue Ergänzungen zum Gesetz über das Kreditwesen	BT	7. 6

Deutsch-Asiatische Bank (Starke Ertragssteigerung/Nutzen aus beloh-tem China-Handel)	BT	8. 12	Autoversicherung im Um- bau (Versicherungs- schutz und Motorist- ung)	FZ	7. 11
Deutsche Siedlungsbank Führertum und Kontrolle in der neuen Banca d'Italia-Verfassung	VB	7. 7	Das Reichsaufsichtamt für Privatversicherungs- berichte	"	7. 14
Zulassung und Unter- sagung von Kredit- instituten	DV	8. 21	産業統制 米作と我國農産物の封建性 原料封鎖は恐るべきか 我國原料資源の確立問題 原料確立政策の全貌 機械原料國策の確立に就て 原料資源と植民地 工業原料と植民地 最近に於ける歐洲各國の農 業政策	DVs	20 7.
Das Bild des Renten- marktes (Gute Vorbe- dingungen für die Reichsmission)	FZ	7. 5	X 農、林、漁業及水産業	CT	27 11. 1. 1
Das neue Statut der Bank von Frankreich	"	7. 18	小 金 漢 照	米日	2. 10 11. 9. 1
Regierung und Notenbank in Frankreich	"	7. 36	英國幣問題 研究所	中公	51. 9 11. 9. 1
Die Umbaufragen der Er- satzkassen	"	7. 30	有 澤 廣 巳	工目	4. 9 11. 8. 25
Notenbank-Reformen in aller Welt	"	8. 2	原 泉 三 郎	工組	40 11. 8. 15
Les problèmes monétaire international	F. Jenny Temps	'36. 8. 10	有 賀 謙 吉	資源	6. 9 '36. 9. 1
IX 保險、取引所及倉庫	日報友 LT	1. 11 9. 1 36. 7. 14	有 賀 謙 吉 松井 義夫 飯泉 良三 エヌ・ハル ヒン	日復	190 11. 8. 15
國民壽老保險案 Work of British Insurance Insurance in 1935 (The Economist Supplement)	Eco.	1244847 '36. 7. 18	外蒙古の現況 支那に於ける原毛の生産と 取引	米日	2. 10 11. 9. 1

要 録

支那に於ける農業恐慌の發展	稲村隆一	東陸	14.	9	11. 9. 1	French agricultural strikes being settled	MG	36. 7. 23
エルナー運動の過去及び将来	ツエツア	リ聯	7.	2	11. 8. 5	Cattle subsidy bill (Parliamentary discussions)	LT	36. 7. 25
北独北露の資源開發	タイヤ	24.	26	11. 8. 21	Pigs in Central Europe (Progress in Poland)	"	36. 7. 27	
米國に於ける棉花統制法	農盛	42	11. 8. 1	Food supplies in an emergency	"	36. 7. 27		
獨逸の原野自然進歩	三調	6.	66	11. 9. 5	Opposition to French Wheat Board plan	MG	36. 7. 4	
ドイツの小作人負債整理命令	農時	95	11. 8. 25	Defence of beef subsidy	"	36. 7. 14		
獨逸の農業政策	J.B.ホルト	日演	190	11. 8. 15	Raid to 134,000 families planned for drought area	NYT	36. 7. 8	
フランスに於ける小作法制(一)	農時	農時	95	11. 8. 25	London approves farm bounty plan urged by Lowden	"	36. 7. 10	
New Deal policy and drought	CFC	CFC	3709	36. 7. 25	RA gives Moratorium	"	36. 7. 10	
Efficiency of production (From research to practice)	LT	LT	36.	6. 29	July 1 crop report upset by drought	"	36. 7. 11	
French wheat monopoly	"	"	36.	7. 6	Farm loss scars, corn crop in peril	"	36. 7. 11	
British crops	"	"	36.	7. 6	Free hand ordered in drought relief	"	36. 7. 16	
Cattle industry (Extension of subsidy)	"	"	36.	7. 14	Plan for vast migration from dry area revealed	"	36. 7. 17	
Cattle subsidy (The long-term policy)	"	"	36.	7. 18	Text of drought relief programme (by Tugwell)	"	36. 7. 17	
Organization of research (marketing boards' powers)	"	"	36.	7. 20	Corn losses soar in unbroken heat	"	36. 7. 18	
Training farms (Scientific rules in practice)	"	"	36.	7. 20				
French farm strikes	"	"	36.	7. 22				

Tugroli plans to guide migration of farmers from devastated area	NYT	36.	7. 30	Corn crop worst since '81, relief on disester basis	NYT	36.	8. 11
WPA hires 24,000 in 5 arid states	"	36.	7. 31	Wallace maps aid for drought area as crop ruin grows	"	36.	8. 31
Long-range drive begun on drought	"	36.	7. 23	Les services départementaux de l'agriculture	Temps	36.	5. 12
RA aids to fund for drought area	"	36.	7. 25	Les vins de France et l'accord franco-américain	"	36.	5. 26
South prospering despite drought	"	36.	7. 29	Les projets de monopole et d'office du blé	R. de Pass-sillé	36.	5. 26
Wallace predicts scanty corn crop	"	36.	7. 30	Le programme agricole du gouvernement	"	36.	6. 15
Text of Federal report on Drought and Crop condition by States	"	36.	7. 31	La menace des grèves agricoles	"	36.	7. 12
WPA drought aid goes to 26,500 more	"	36.	8. 14	L'office national du blé devant le Sénat	"	36.	7. 23
President rebukes foes who charge "drought politics"	"	36.	8. 5	Les congés payés en agriculture	Adolphe Javal	36.	7. 28
RA plans grants to 125,000 farmers	"	36.	8. 5	L'office du blé	L. Dechar-tue	36.	7. 28
Drought found the nation's worst	"	36.	8. 6	Au Sénat—L'office national du blé	"	36.	8. 7
Wallace assails decisions on milk	"	36.	8. 8	La navette du projet sur l'office du blé	Journ-al	36.	8. 6
Soviet crops off, hurry by drought	"	36.	8. 8	Troisième lecture au Sénat du projet d'office du blé	"	36.	8. 11
Estimate of the Nation's crop	"	36.	8. 11	"Donnons de lait"	"	36.	8. 13
				Les tendances de la politique agricole française	Maïs	36.	3-4.

要 録

1110

Essai de prevision sur la recolte de ble	Andre Pier- tre	RPP	500	'36. 7.10	ホルホースに於ける収入	ノゼイク ジズニ	11. 8. 4		
l'allégement des dettes agricoles	Bussot et Rouvenoux	RDP		'36. 3. 4.	XI 雑 業 樺太の炭田に就て	川 崎 勝	日籍 資源	52. 616 6. 9	11. 8. 1 '36. 9.
Die Getreidepolitik 1986/87	BT	BT		'36. 7.11	世界に於ける金銀資源圖表	東 亜 南 協	資源 南協	9. 9 11. 9. 1	11. 9. 1
Die neuen Getreide-Bestimmungen	"	"		'36. 7.13	1935年獨領印度領業の概況	NYT	NYT	'36. 7.29	'36. 7.29
Sowiebancn für Privat-gegnen	"	"		'36. 7.17	Daily output of oil off 17,400 Barrels	"	"	'36. 7.31	'36. 7.31
Die Entschuldig der Erbhöfe (Erweiterre Möglichkeiten nach der Verordnung vom 20. Juni)	"	"		'36. 7.30	Oil industry asks Cole of fair trade	"	"	'36. 8. 4	'36. 8. 4
Das Einkommen der Landwirtschaft	"	"		'36. 8. 8	L'organisation du marche charbonnier	Journ- al	"	'36. 8. 4	'36. 8. 4
極寒ホルホース大會に於けるラヴレンチエフの演説	フタルジェ ソ	フハ		11. 7.29	Office national des combustibles liquides	Temps	"	'36. 7.28	'36. 7.28
ホルホースに於ける収入及び産額の見出方法	ソレルチソ スカヤ	"		6 11. 7.20	Snaatliche Massnahmen in der französischen Landwirtschaft	Pierre Fromont	WA	44	'36. 7. 4
世界農業恐慌に就いて	モククセイ	フナ		11. 7.20	Drei Jahre nationalsozia- listische Agrarpolitik	VB	"	'36. 7. 4	'36. 7. 8
ホルホースの財政	キムソン キム	フハ		6 11. 7.20	Die spanische Revolution und die Agrarprobleme	"	"	'36. 7.17	'36. 7.17
世界農業統計	キムソン キム	フハ		11. 7.26	Die landwirtschaftlichen Genossenschaften im Dienste der Volksgemeinschaft	"	"	'36. 7.17	'36. 7.17
南緯に於ける收穫	キムソン キム	フハ		11. 7.26	Schuldnerregulung für überschuldete Erbhöfe	"	"	'36. 6.26	'36. 6.26
ホルホース所得税の新設	キムソン キム	フハ		11. 7.26					

Das Getreidewirtschafts-jahr 1986/87	Dr. Richardz	DV		'36. 7.17	人造紡績繊維	資源	6.	9	'36. 9. 1	
Erntehilfe	"	"		'36. 8. 7	主要國に於ける人絹糸生産	"	6.	9	'11. 9. 1	
Planberichtigung	EZ	EZ		'36. 7. 4	トルコ・ラヴァイスの生産状況	工 日	4.	9	'11. 8.25	
Modernisierungsschritte in der Landwirtschaft	"	"		'36. 7. 5	トルコ・ラヴァイスの強制使用	海 運	172	11.	9. 1	
Agrarpolitik und Gewerpolitik	"	"		'36. 7. 8	石炭の高度化利用	古 田 慶 三	資源	6.	9	'11. 9. 1
Beibehaltene Getreide-marktregelung	"	"		'36. 7.12	国防上より見たる石炭液化工業	佐 藤 義 登	密 綫	37.	8	'11. 8.25
Die Getreidemarktregelung 1986/87	"	"		'36. 7.14	米加及獨に於ける水力発電所所見	大 西 禮 二	月 報	2.	9	'11. 8.15
Der japanische Reisbauer	"	"		'36. 7.16	ソ聯電力工業最近の動向	南 洋 協 會	南 協	22.	8	'11. 8.15
Ins vierte Jahr der Getreidemarktregelung	"	"		'36. 7.19	世界コム行脚(一)	"	"	22.	9	'11. 9. 1
炭費改善	ガブリエリ ヤン	イズ		11. 8. 4	同上(二)	内 商	"	23.	8	'11. 8.15
稀有金屬の採査事業	シチエルバ ニコ	フナ		6 11. 7.20	ラソカソフの絹業情報	綿 織		596	11.	7.30
XII 工 業					獨逸に於けるスタープル・ ライソの工業	工 政	3	195	11.	8. 1
電力國憲案に関する資料	内 鏡	イザ		8. 9 11. 9. 1	佛蘭西の軍需工業國有化	工 政	3	686	11.	9. 5
電力の長有國憲案を評す	石 山 賢 吉	イザ		24. 26 11. 8.21	フランスの燃料問題	R. A. ジョ ラノベル	外 新 雜	360	11.	8.20
最近の電力問題に就て	石川弥次郎	電公		9. 310 11. 8.15	Construction of highways	W. R. Tweddle	LT	47.	325	'36 3.17
電力國憲問題の批判	電 經	野 調		8. 8 11. 8.15	Reclamation of the Zuy- der Zee	LT	"	'36	4.17	
我國自動車工業の現状と将来	野 調	野 調		6. 5 11. 9. 1	Oil from Coal (New dis- silation plant)	"	"	'36	6.18	
我國自動車工業の展望	豊田利三郎	工 政		195 11. 8. 1						
航空工業發展の要項	森 武 夫	商 工 總		2. 2 11. 8. 1						

千原記三 五月號

報 紙	日 付	頁 数	要 旨
Industry and Commerce during 1935	CEJ 18	1 11. 1. 1	Das neue Gesicht Ibero-Americas (II)
Giant blast opens Russian coal bed	NYT	7.18	製造業に於ける新技術標準
4,000 families loom to stop in Strike to raise silk price	"	7.29	トランスキ タンヘルバ クラウ クラウ クラウ
Roosevelt will confer on long-time power plan with Canada	"	7.30	イヌ
Soviet speaks up Communist's goods	"	8. 4	"
Veranlichung der Kunstungsindustrie? Volkswirtschaft und Elektrovärme	DVs	20	XIII 商 業
Zur Verstaatlichung der Rüstungsindustrie in Frankreich	DV	7.10	貿易非常時と貿易問題 日本の對支貿易と對支政策 織物より見たる日蘭印貿易 支那に對する認識不足と産 業貿易案
Kriegsvichtige Industrie Jugoslawische Industrie-Plan	J. Schmitt	8.31	井村 燕雄
Kredit-Subventionen für die französische Industrie	BT	7.18	佛國及米國問題商協定 比魯英1934—35年國別輸入 貿易比較表
Das neue Gesicht Ibero-Americas (Die Industrialisierungsweile, Rückwirkungen auf den deutschen Ausfuhrhandel)	"	7.24	1935年蘭印主權國別貿易の概況
	"	7.25	英領印度陸境絲糸右輸出状況
	"	7.25	英領馬來1931—35年主要國 別輸出入貿易表 英領印度貿易狀況 (1936年 4月)

報 紙	日 付	頁 数	要 旨
ネーデル地方貿易年報 (1935年)	海經	16 11. 8.25	Half-year's trade in France and Germany
滿洲國對滿蒙東印度貿易狀況	"	16 11. 8.25	Government and Lanchashire
蘭領東印度對外及對日重要貿易品統計 (1935年度)	"	15 11. 8.10	Germany's trade positions
伯國對日貿易年報 (1935年)	"	16 11. 8.25	Trade without money (Dr. Schacht's regulations)
秘魯國對外及對日貿易年報	"	16 11. 8.25	The wealth of India
メキシコ及中米貿易事情	貿易	9 36. 9. 1	Germany trade methods
蘇士運河地帯の對日貿易狀況	海經	15 11. 8.10	Australia's trade with Japan
U.S. exports in May exceeded imports	NYT	36. 6.24	Tension in North China (Japanese and the customs)
Soviet is accused of Match dumping	"	36. 7.20	Review of British trade (Mr. Runciman's reply in the Parliament)
Soviet will cut imports to add gold reserves for war defense	"	36. 7.28	South Africa as a market navy
Reich law checks trading with U. S.	"	36. 8. 4	Need for helping merchant navy
The dominions as markets	"	36. 6.11	How Germany trades (Achievement and sacrifice)
Japan's cotton purchase	"	36. 7. 6	More smuggling into China (Large increase)
Lancashire and India (The future of trade)	MG	36. 7. 7	Small business in the Soviet
India and Lancashire Anglo-Italian trade after sanctions	"	36. 7.13	Joseph Baird
Mr. Runciman's trade review	"	36. 7.16	Eco 124,4847 36. 7.18

Oesterreichs erfolgreiche Handelspolitik (Ausfuhrsteigerung und vermindertes Fassivum)	FZ	'36. 7.24	中華民国々營招商局の解剖	古川哲次郎	海運	172	9. 1
Die jüngste Handelspolitik der Vereinigten Staaten	WA	44 '36. 7.	佛國に於ける航空地上施設	藤井	航事	142	11. 8.
Jugoslawiens Einbürgerungskontrolle (Vor neuen Handelsvertrags-Verhandlungen)	BT	9 '36. 8.18	Future of the B. B. C. (Cabinet decisions on report)		LT		'36. 6.30
Fortschrittliche U. S. A.-Handelspolitik	DVs	21 '36. 7.	Broadcasting policy				'36. 6.30
Politique d'austarchie on politique d'exportation?	M. Cortlieb Duttreiler	'36. 3.4.	Government and broadcasting				'36. 7. 1
商品取引の許容化の新方法	モロチン	6 11. 7.27	New ventures in economy				'36. 7. 1
ノ聯邦外國貿易の現状	ローゼンブ ルツ	11. 7.30	Broadcasting and the State				'36. 7. 1
ノ聯邦商業の改善	ライツェル	11. 7.29	Broadcasting (Major Tyro and the Ulswater report)				'36. 7. 7
新商業融資制度に就て	ツェリニク ル	11. 7.21	Broadcasting (Major Tyron and the Ulswater report)				'36. 7. 7
XIV 交通及通信							
海運國際私見(二)	吉田耕二	172 11. 9. 1	Broadcasting (Major Tyron and the Ulswater report)				'36. 7. 7
海運立國策を繞る諸問題	藤本貞啓	172 11. 9. 1	New Atlantic lines.				'36. 7.10
1935年に於ける世界航空飛行の大勢	航月	367 11. 8.18	Underground car parks				'36. 7.14
各國民間飛行機數		367 11. 8.18	Still Cheaper telephones (200 free calls a year)				'36. 7.14
世界船舶の現勢	三綱	666 11. 9. 5	Free telephone calls (Parliamentary discussions)				'36. 7.14
			Train accidents last year (1935)				'36. 7.14
			The state of the shipyard				'36. 7.20
			World shipping (First increase for five years)				'36. 7.22

British shipping (Parliamentary discussions)	LT	'36. 7.31	Kommt der Aachen-Rhein-Kanal? (Reichsverkehrsministerium sieht das Projekt als „beurkundig“ an)		BT	'36. 7.16
England plans world air hub at Portsmouth	JT	'36. 8. 8	England auf dem Wege zu „aktiverer Schiffahrtspolitik“			'36. 8. 1
New foreign telegraph rates		'36. 8.21	Lufthansa auf dem Wege zur Eigenwirtschaftlichkeit	G. Stahl	DV	39 '36. 2.96
Soviet to link seas with canal		'36. 8.22	Vor der Bahnreform			36 '36. 6.26
Transportation in Alaska	Elsie Macornick	'36. 8.24	Verkehrssicherheit!			'36. 7.01
4 countries back Atlantic air mail		'36. 8.25	Das Transportproblem im Kriege	Dible		'36. 7.10
Winter travel shows big rise in Germany. Britain and U. S.	NYT	'36. 2.24	Die Reichsbahn im ersten Halbjahr			'36. 8. 7
National system of trunk roads	MG	'36. 7. 7	Amerikanische Bahn-Anruzen	FZ		'36. 7.29
Free calls for telephone subscribers		'36. 7.14	極東鐵道作業の改善	ライネ		11. 7.30
Powers to suppress radio "interference"		'36. 7.17	國民經濟に於ける運輸	クラソフス	イズ	11. 7. 9
Outlook for shipping	Eco	194 '36. 8. 1	北極無着陸飛行	ネクラソフ		11. 8.11
Populariser aviation?	J. Pauliac	'36. 8.13	鐵道運輸の現況	カガソフイ	アラ	11. 9. 2
L'aviation commerciale	Temps	'36. 6. 3	米ノ航空路	ツシヤコフ		11. 8. 9
Die Kraftfahrzeugversicherung	VB	'36. 7.13	ノ聯邦の電送寫眞			11. 8. 9
Die antike Freudenverkehrsfoerderung in Deutschland	Hessel	'36. 7.28	ロシアの航空事業小史	ロソフス		11. 8.10



XV 社会及労働		日付	頁
退職積立金施行年度案に對する勞働團體の答申	内社	204	11. 8.15
退職積立金施行に對する資本家團體の活動	"	205	11. 8.25
退職法に對する勞働者側の意見	片山 哲 工政	195	11. 8. 1
職業紹介事業に於ける都市と農村の連繫	三澤房太郎 社事	20.	4 11. 7.15
職業紹介法の改正に就て	武島一義 "	20.	4 11. 7.15
母性保護法について	野崎義夫 ソ聯	7.	2 11. 8.15
國際労働組合總線の統一問題	内社	205	11. 8.25
The French Strikes (Cabinet's stand approved)	LT	'36. 7. 9	
South Wales industry (New drive against unemployment)	"	'36. 7. 9	
New rules of relief	"	'36. 7.10	
Assistance to unemployed (The new draft regulations)	"	'36. 7.10	
The case of Jarrow	"	'36. 7.10	
Assistance for unemployed	"	'36. 7.11	
Freedom of speech	"	'36. 7.11	
Means test and wages	"	'36. 7.14	
Railway union's claim (Pay and conditions)	"	'36. 7.16	
Housing and health (Sir K. Wood's review)	LT	'36. 7.17	
New buildings in Whitehall	"	'36. 6.17	
New unemployment regulations (Council of Labour's manifestos)	"	'36. 7.17	
French public works plan	"	'36. 7.18	
New relief rules (Mr. Brown on the changes)	"	'36. 7.22	
An industrial schism (Rival unions in America)	"	'36. 7.22	
New U. A. B. rules discussed in the Parliament	"	'36. 7.22	
French trade and wages	"	'36. 7.23	
The New U. A. B. rules (Labour doubts of increase)	"	'36. 7.23	
More accidents in (Factories report) industry	"	'35. 7.25	
Unemployment (Labour on Government "failure")	"	'36. 7.30	
Overcrowding report	"	'36. 7.31	
Administration of public assistance	McG	'36. 6.11	
Poverty in midst of plenty	"	'36. 7. 9	
The new means test	"	'36. 7. 9	
The new means test	"	'36. 7.10	

Unemployment assistance (Full text of the new regulations)	McG	'36. 7.10	Eco	124.4846	'36. 7.11
Assistance under the new scales (Seventy sample cases from typical areas)	"	'36. 7.11	NYT		'36. 7. 8
Community attitude to unemployment	"	'36. 7.14	"		'36. 7. 8
Labour's means test manifesto	"	'36. 7.17	"		'36. 7.11
Dear food and poverty	"	'36. 7.18	"		'36. 7.11
Payments to unemployed	"	'36. 7.18	"		'36. 7.11
The means test	"	'36. 7.20	"		'36. 7.16
New impetus to regional scheme for technical education	"	'36. 7.20	"		'36. 7.16
The means test debate	"	'36. 7.24	"		'36. 7.17
Means test approved by 368 votes to 163	"	'36. 7.24	"		'36. 7.17
Manchester praised for its housing enterprise	"	'36. 7.25	"		'36. 7.21
Long hours in factories	"	'36. 7.25	"		'36. 7.21
International trade unions	JT	'36. 7. 6	"		'36. 7.21
How Rockefeller fortune is being spent is revealed	"	'36. 8. 2	"		'36. 7.22
Labour offsets Anti-New Deals	"	'36. 8.13	"		'36. 7.22
Fate of Labour unions in U. S.	"	'36. 8.20	"		'36. 7.24

Pioneers dedicate RA factory-farm	NYT	'36. 8. 3	Hundert Vorträge über "Freizeit"	BT	'36. 7.30
Lewis Unions face drastic penalties if C.I.O. goes on	"	'36. 8. 5	Triand, Siedlung, Werkstatt (Ueberblick über die Resolutionen des Freizeit-Weltkongresses)	"	'36. 7.31
A.F. of L. suspends 10 Unions with membership of 1,000,000 unless they quit the C. I. O.	"	'36. 8. 6	Freizeit-Zentralbüro in Berlin (Errichtung eines internationalen Instituts)	"	'36. 7.31
Text of Statements made by four labour leaders in controversy over the C. I. O.	"	'36. 8. 9	Frankreichs Arbeitsbeschaffungs-Pläne	"	'36. 8. 6
Job relief policy opposed for State by Lehman board	"	'36. 8.10	Was muss gehant werden? (Das IFK über die Aufgaben der Wohnungswirtschaft)	"	'36. 8.11
WPA will broaden its drought relief	"	'36. 8.11	Erfolge der Erzeugungsschlacht (Die Zunahme der landwirtschaftlichen Verkaufserlöse)	"	'36. 8.18
Green asserts C.I.O. helps employers	"	'36. 8.18	Mieskaaseme—von zwei Seiten gesehen	FZ	'36. 6.21
CCC aided 130,000 in state since 1938	"	'36. 8.18	Die Zukunft der Arbeitslosenhilfe	"	'36. 7. 4
Text of Walsh-Healy Government Contracts Bill	CFC	'37.09.36. 7.25	Die Gewerkschaften in U. S. A.	"	'36. 7.28
Das Wirken des Sozialamtes der DAF	BT	'36. 7. 3	Die "geplante" Ernte (Vernünftlichungsver-suche in Sowjetrußland)	"	'36. 8. 2
5,000,000 Stedlungsanwer (Lay über die Stedlungs-vorhaben der nächsten 10 Jahre)	"	'36. 7.20	Frankreich: Streiks um die Vierzigstundenwoche	DV	'36.36. 6. 5

Wohnungs- und Stedlungs-politik im Dritten Reich	Kroll und Schmidt	DV	'36.36. 6. 5	Das deutsche Stedlungs-werk	VB	'36. 7. 5
Die Ingenieur-schule der Deutschen Arbeitsfront	"	"	'36.36. 6. 5	Weitere Reichsmittel für die Klein-siedlung	"	'36. 7.11
Neuregelung des Unfall-heitvertragens	Dr. P. Osthold	"	'39.36. 6.26	Arbeit und Feierabend (Der Arbeitsdienst auf dem Welt. Freizeitkon-gress)	Fritz Edel	'36. 7.19
Grundsätze der Wohnbau-finanzierung I	Dr. Fisch-er-Dieskau	"	'36. 7. 8	Der Landdienst der H.I. Gress)	"	'36. 7.19
Die Vierzigstundenwoche	Dr Osthold	"	'36. 7.10	Das Stedlungsprogramm der DAF.	"	'36. 7.20
Grundsätze der Wohnbau-finanzierung II	Dr Fisch-er-Dieskau	"	'36. 7.17	40 heures et chômage	Temps	'36. 5.28
Der Weltkongress für Freizeit und Erholung	"	"	'44.36. 7.31	Statistique officielle du chômage complet	"	'36. 6.18
Die Zukunft der unter-sitzenden Arbeitslos-enthilfe	Dr. Stothfang	"	'44.36. 7.31	L'organisation de la cause des pensions	Journal	'36. 8. 8
Der Mieterschutz	Dr. Ebel	"	'36. 8.14	Organisation de la cause des pensions	Journal	'36. 8. 8
Das Winterhilfswerk in der deutschen Volkswirtschaft	Dr. Ebel	"	'36. 8.14	Organisation de la cause des pensions	Journal	'36. 8. 8
Wohnwirtschaftliche Ent-wicklungs-tendenzen	Dr. E. Tribus	"	'36. 8.21	Organisation de la cause des pensions	Journal	'36. 8. 8
Olympische Schlusbilanz	"	"	'36. 8.21	Organisation de la cause des pensions	Journal	'36. 8. 8
Die Einführung der Tr-landsmarke im Bauge-werbe	Dr. Daeschner	DVs	'19.36. 7.	Organisation de la cause des pensions	Journal	'36. 8. 8
Planung im Arbeits-einsatz	"	"	'20.36. 7.	Organisation de la cause des pensions	Journal	'36. 8. 8
Schönheit der Arbeit Ein-kostspieliger Arbeiter-kult?)	"	"	'21.36. 7.	Organisation de la cause des pensions	Journal	'36. 8. 8



義務教育年限延長問題と其の社会的影響	留岡 清男	社事	20.	5 11. 8.15	Erste Fremdsprache : Englisch	FZ	36. 5.10
欧米の社会教育视察より歸りて	松尾 長造	文時		558 11. 8.11	Sprachentragen im Unterricht der westlichen Länder		36. 5.17
香港飛行訓練學校	航栄	LT		142 11. 8.	Sowjetzeitungen (Gliederung, Anliegen und Vertrieb)		36. 5.17
Schools of the future (Suggestions for buildings)				36. 7.14	Stegemanns „Geschichte des Krieges für alle Schülen. Sonderspende des Führers und Reichskanzlers“		36. 6.24
The Olympia in Germany				36. 7.18	Die „Sportziehung der Jugend (Ein Abkommen zwischen dem Reichsjugendführer und dem Reichssportführer)		36. 7.20
Boys who like homework (A school doctor's experience)				36. 7.25	Körperliche Grundschule		36. 7.30
The Olympic games (British hopper in the stadium)				36. 7.36	L'organisation de la recherche scientifique en France	Temps	36. 7.10
"Hitler Youth" (Six million young Nazis)	MG			36. 7. 6	高等専門學校の指導に関する決定	エヌ・ケリ イズ	11. 8.29
Candidates give education stand	NYT			36. 8.11	XVIII 醫藥及保健衛生		
Arbeit und Aufgabe der NS-Kulturgemeinde	VB			36. 6.15	救國國策雜誌の急務 Nutrition and health (Parliamentary discussions)	紀本 登次郎	社事 20. 4 11. 7.15
Errichtung einer Zentralstelle für weltanschauliche Gestaltung				36. 6.26			36. 7. 9
Richtlinien des Reichsjugendführers für die körperliche Erziehung des Deutschen Jungvolkes				36. 7.14			
Leistungsabzeichen für Berufsernennungsstätten	DV			36. 5.15			

Future medical services	LT			36. 7.22	Tax on imported beef (Permanent subsidy of £5,000,000 for home producers)	MG	36. 7. 7
Basis of health (Nutrition as part of medicine)				36. 7.23	Government at work on food-rationing scheme		36. 7.10
Manipulative surgery				36. 7.24	Country's reserves of food		36. 7.13
New science of food (Defense against food)				36. 7.24	Congress of refrigeration		36. 7.18
Milk-bars for children	MG			36. 7.14	Soviet premium for big families (Drastic limitation of abortion)		36. 7.24
Health services reviewed (Progress of campaign against slums and overcrowding)				36. 7.17	World food policies		36. 7.24
World interest in nutrition	JT			36. 8. 19	League report on nutrition		36. 7.25
XVIII 人口 食糧、土地、移住民、民族及人種							
土地問題の吟味	坂田 英一	新民	31.	9 11. 9. 1	Beef subsidy continued		36. 7.25
滿洲國土地制度の現状と土地政策(一)	福島 三好	満洲	16.	8 11. 8.10	Soviet Russia's first generation to Manchukuo	Walter Duarney	JT 36. 7.27
1935年の入伯各國移民統計	移地			1 16 11. 8. 1	Free immigration urged in Palestine	NYT	36. 7. 8
フランス議會に提出された新移民法案				1 16 11. 8. 1	League of Nations asked to combat Nazi Oppression		36. 8. 4
A meat policy	LT			36. 7. 7	Wise states aims of Jewish parley		36. 8. 8
Beef policy (Encouraging the breeder)				36. 7.13	Organized Jewry urged at Geneva		36. 8.10
Bread supply control				36. 7.13	Hitlerism decried at Jewish parley		36. 8.11
Land settlements for 10,000				36. 7.30			
The long-term meat policy	MG			36. 7. 7			
A policy for beef				36. 7. 7			

Wallace demies shortage of food	NYT	36. 8.14
Weizen schlägt Reis (Ein Jahrtausend altes Duell zweier Nährpflanzen)	BT	36. 7. 2
Feder-oder Erdbestattung? (zahlen über die Einschattungen in Deutschland)	〃	36. 7.21
Veränderte Umwelt (Lebensmittel-Einzelhändler in Hamburg)	〃	36. 8.16
Der Hamburger Kongress der Lebensmittel-Einzelhändler	〃	36. 8.17
Die Bevölkerungsentwicklung, 1935	DV	36. 36. 6. 5
Die Kolonisierung Abessiniens	〃	44. 36. 7. 31
XIX 天文、地理及歴史		
朝鮮半島都府の大観	朝鮮	254. 36. 8. 1

昭和十一年九月二十五日印刷
 昭和十一年九月二十五日發行

内閣調査局編輯

發行所 印刷者 内閣印刷局
 東京市麹町區大手町
 電話九ノ内(23)三五一一三五九
 振替東京 一九〇〇〇

全国各地官報販賣所
 全国各地主要書店
 定價金三十錢 (送料内地不要)

（別冊）
昭和十一年二月二十二日第三種郵便物認可
昭和十一年九月二十五日發行（毎月一回二十五日發行）